

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使用前検査実施要領書

〔核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〕
〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和元年6月21日

目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	1
V	判定基準	7
VI	添付資料	9

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）法第28条第1項の規定に基づき実施する使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を認可した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

材料検査、寸法検査、外観検査、品質管理の方法等に関する検査

○その他試験研究用等原子炉の附属施設

材料検査、寸法検査、配筋検査、型枠検査、外観検査、品質管理の方法等に関する検査

II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 原子炉施設（NSRR原子炉施設）

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち

試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち

耐震構造：燃料棟

その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち

試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち

耐震構造：機械棟、照射物管理棟

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

平成30年7月10日付け原規規発第1807101号

平成31年4月26日付け原規規発第19042620号（変更申請）

IV 検査方法

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料棟）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表１～表５、図１.１～図１.４、図１.６及び図１.１０～図１.１３」を参照のこと。

- ① 鉄骨
- ② ターンバックル
- ③ あと施工アンカーボルト
- ④ 高力ボルト（材質及び呼び径）
- ⑤ あと施工アンカー（接着系・カプセル型）
- ⑥ 無収縮モルタル

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書に記載された寸法であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表２～表４、図１.１～図１.４、図１.６及び図１.１０～図１.１３」を参照のこと。
 - a. 鉄骨の断面寸法
 - b. ターンバックルの径（呼び径）
 - c. あと施工アンカーボルトの径（呼び径）
- ② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書に記載された寸法を確保していることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図１.１及び図１.１０」を参照のこと。

3. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書どおりに配置されていることを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図１.１～図１.４、図１.６及び図１.１０～図１.１３」を参照のこと。
- ② 鉄骨及びターンバックルの表面に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図１.１～図１.４、図１.６及び図１.１０～図１.１３」を参照のこと。

- ③ 現場溶接部に割れ等の有害な欠陥がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 1.1～図 1.14」を参照のこと。

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（機械棟）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 1～表 5、図 2.1、図 2.2、図 2.4～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照のこと。

- ① 鉄骨
- ② 鉄筋
- ③ ターンバックル
- ④ 高力ボルト（材質及び呼び径）
- ⑤ あと施工アンカー筋
- ⑥ あと施工アンカーボルト
- ⑦ 頭付きスタッド
- ⑧ あと施工アンカー（接着系・カプセル型）
- ⑨ コンクリート
- ⑩ 無収縮モルタル

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書に記載された寸法であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 2～表 4、図 2.1、図 2.2、図 2.4～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照のこと。
 - a. 鉄骨の断面寸法
 - b. ターンバックルの径（呼び径）
 - c. あと施工アンカーボルトの径（呼び径）
 - d. 頭付きスタッドの径（呼び径）
- ② あと施工アンカーボルト、あと施工アンカー筋及び頭付きスタッドの埋込み長さが、

設工認申請書に記載された寸法を確保していることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 2.1、図 2.7 及び図 2.13」を参照のこと。

3. 配筋検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 鉄筋及びあと施工アンカー筋の呼び径、本数又は間隔が、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 2.1 及び図 2.7」を参照のこと。
- ② 鉄筋の継手長さが設工認申請書のとおり施工されていることと、フレア溶接部について、割れ等の有害な欠陥がないことを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 6、図 2.1 及び図 2.7」を参照のこと。
- ③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書のとおり施工されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 7、図 2.1 及び図 2.7」を参照のこと。

4. 型枠検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

型枠の寸法が、設工認申請書のとおり施工されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 8、図 2.1 及び図 2.7」を参照のこと。

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト、頭付きスタッド及び高力ボルトが、設工認申請書どおりに配置されていることを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 2.1～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照のこと。

と。

- ② 鉄骨及びターンバックルの表面に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 2.1～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照のこと。
- ③ 現場溶接部に割れ等の有害な欠陥がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 2.1～図 2.14」を参照のこと。

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（照射物管理棟）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に記載された材料が使用されていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 1～表 5 及び図 3.1～図 3.9」を参照のこと。

- ① 鉄骨
- ② ターンバックル
- ③ あと施工アンカーボルト
- ④ 高力ボルト（材質及び呼び径）
- ⑤ あと施工アンカー（接着系・カプセル型）
- ⑥ 座屈拘束ブレース
- ⑦ 無収縮モルタル

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書に記載された寸法であることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「表 1～表 4 及び図 3.1～図 3.9」を参照のこと。
 - a. 鉄骨の断面寸法
 - b. 座屈拘束ブレースの径
 - c. ターンバックルの径（呼び径）
 - d. あと施工アンカーボルトの径（呼び径）
- ② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書に記載された寸法を確保し

ていることを、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 3.1 及び図 3.9」を参照のこと。

3. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 鉄骨、座屈拘束ブレース、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書どおりに配置されていることを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 3.1～図 3.9」を参照のこと。
- ② 鉄骨、座屈拘束ブレース及びターンバックルの表面に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 3.1～図 3.9」を参照のこと。
- ③ 現場溶接部に割れ等の有害な欠陥がないことを立会又は、申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料－２「図 3.1～図 3.9」を参照のこと。

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設並びにその他試験研究用等原子炉の附属施設

1. 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

- ① 品質保証の実施に係る組織
 - ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
 - ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。
- ② 保安活動の計画
 - ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
 - ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。
- ③ 保安活動の実施

- ・工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

④ 保安活動の評価

- ・調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤ 保安活動の改善

- ・予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

V 判定基準

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料棟）

1. 材料検査

設工認申請書に記載された材料（添付資料－2「表1～表5、図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）が使用されていること。

2. 寸法検査

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（添付資料－2「表2～表4、図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）に記載された寸法であること。
- ② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書（添付資料－2「図1.1及び図1.10」を参照）に記載された寸法を確保していること。

3. 外観検査

- ① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書（添付資料－2「図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）どおりに配置されていること。
- ② 鉄骨及びターンバックルの表面（添付資料－2「図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。
- ③ 現場溶接部（添付資料－2「図1.1～図1.14」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（機械棟）

1. 材料検査

設工認申請書に記載された材料（添付資料－2「表1～表5、図2.1、図2.2、図2.4～図2.10及び図2.12～図2.14」を参照）が使用されていること。

2. 寸法検査

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（添付資料－２「表２～表４、図２.１、図２.２、図２.４～図２.１０及び図２.１２～図２.１４」を参照）に記載された寸法であること。
- ② あと施工アンカーボルト、あと施工アンカー筋及び頭付きスタッドの埋込み長さが、設工認申請書（添付資料－２「図２.１、図２.７及び図２.１３」を参照）に記載された寸法を確保していること。

3. 配筋検査

- ① 鉄筋及びあと施工アンカー筋の呼び径、本数又は間隔が、設工認申請書（添付資料－２「図２.１及び図２.７」を参照）のとおり施工されていること。
- ② 鉄筋の継手長さが設工認申請書（添付資料－２「表６、図２.１及び図２.７」を参照）のとおり施工されていること。また、フレア溶接部に割れ等の有害な欠陥がないこと。
- ③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（添付資料－２「表７、図２.１及び図２.７」を参照）のとおり施工されていること。

4. 型枠検査

型枠の寸法が、設工認申請書（添付資料－２「表８、図２.１及び図２.７」を参照）のとおり施工されていること。

5. 外観検査

- ① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト、頭付きスタッド及び高力ボルトが、設工認申請書（添付資料－２「図２.１～図２.１０及び図２.１２～図２.１４」を参照）どおりに配置されていること。
- ② 鉄骨及びターンバックルの表面（添付資料－２「図２.１～図２.１０及び図２.１２～図２.１４」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。
- ③ 現場溶接部（添付資料－２「図２.１～図２.１４」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。

○その他試験研究用等原子炉の附属施設（照射物管理棟）

1. 材料検査

設工認申請書（添付資料－２「表１～表５及び図３.１～図３.９」を参照）に記載された材料が使用されていること。

2. 寸法検査

- ① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（添付資料－２「表１～表４及び図３.１～図３.９」を参照）に記載された寸法であること。
- ② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書（添付資料－２「図３.１及び図３.９」を参照）に記載された寸法を確保していること。

3. 外観検査

- ① 鉄骨、座屈拘束ブレース、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書（添付資料－2「図 3.1～図 3.9」を参照）どおりに配置されていること。
- ② 鉄骨、座屈拘束ブレース及びターンバックルの表面（添付資料－2「図 3.1～図 3.9」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。
- ③ 現場溶接部（添付資料－2「図 3.1～図 3.9」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。

○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設並びにその他試験研究用等原子炉の附属施設

1. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図書（設工認申請書をもとに作成したものである。）

表 1 耐震補強の方法及び仕様

表 2 耐震補強に用いる部材の仕様

表 3 ブレース新設、ブレース改修及び柱脚部補強の仕様（ボルト類）

表 4 ブレース新設、ブレース改修及び柱脚部補強の仕様（プレート類）

表 5 コンクリート材料表

表 6 鉄筋の継手の長さ

表 7 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ

表 8 型枠の寸法許容差

図 1.1 燃料棟 屋根（RC 部）伏図（R1 レベル）

図 1.2 燃料棟 屋根伏図（R2 レベル）

図 1.3 燃料棟 屋根伏図（R3 レベル）

図 1.4 燃料棟 1 通軸組図

図 1.5 燃料棟 3 通軸組図

図 1.6 燃料棟 8 通軸組図

図 1.7 燃料棟 C 通軸組図

図 1.8 燃料棟 B 通軸組図

図 1.9 燃料棟 A 通軸組図

図 1.10 燃料棟 柱脚部補強概要図

図 1.11 燃料棟 屋根ブレース概要図

図 1.12 燃料棟 8 通ブレース概要図

- 図 1.13 燃料棟 1 通ブレース概要図
- 図 1.14 燃料棟 既設ブレース及び既設梁接合部の溶接補強概要図
- 図 2.1 機械棟 1 階伏図
- 図 2.2 機械棟 小屋伏図
- 図 2.3 機械棟 A 通軸組図
- 図 2.4 機械棟 B 通軸組図
- 図 2.5 機械棟 1 通軸組図
- 図 2.6 機械棟 1 3 通軸組図
- 図 2.7 機械棟 柱脚部補強概要図
- 図 2.8 機械棟 妻面補強概要図
- 図 2.9 機械棟 間柱補強概要図
- 図 2.10 機械棟 ブレース補強概要図
- 図 2.11 機械棟 既設ブレース改修の溶接補強概要図
- 図 2.12 機械棟 水平梁補強概要図
- 図 2.13 機械棟 あと施工アンカー補強概要図
- 図 2.14 機械棟 梁補強概要図
- 図 3.1 照射物管理棟 1 階伏図
- 図 3.2 照射物管理棟 屋根伏図 (Z5 レベル)
- 図 3.3 照射物管理棟 D 通軸組図
- 図 3.4 照射物管理棟 A 通軸組図
- 図 3.5 照射物管理棟 1, 4 通軸組図
- 図 3.6 照射物管理棟 ブレース補強概要図
- 図 3.7 照射物管理棟 水平梁補強概要図
- 図 3.8 照射物管理棟 ブレース補強概要図
- 図 3.9 照射物管理棟 柱脚部補強概要図

添付資料- 3 使用前検査成績書様式

立 会 区 分 表

施 設 名	機器等の名称	耐震 クラス	立会区分					備 考
			材料	寸法	配筋	型枠	外観	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟	耐震構造：燃料棟	C	B	B	—	—	A/B	[記号説明] A：立会検査 A/B：抜取立会検査 B：記録検査
その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟	耐震構造：機械棟	C	B	B	B	B	A/B	
その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟	耐震構造：照射物管理棟	C	B	B	—	—	A/B	

表1 耐震補強の方法及び仕様

耐震補強の項目		仕様	備考
燃料棟	ブレース新設	鉄 骨：山形鋼 SS400 (JIS G 3101) 鋼管 STK400 (JIS G 3444) 鋼板 SN400B (JIS G 3136) 高力ボルト：S10T (JSS II09) F10T (JIS B 1186) ターンバックル：SNR400B(JIS A 5540)	
	ブレース改修	鉄 骨：山形鋼 SS400 (JIS G 3101) 鋼板 SN400B (JIS G 3136) 高力ボルト：S10T (JSS II09) F10T (JIS B 1186)	
	ブレース補強	既存ブレースと既存ガセットプレート接続部を溶接	
	柱脚部補強	鉄 骨：鋼板 SN400B (JIS G 3136) あと施工アンカーボルト：SNR400B (JIS G 3138) あと施工アンカー：接着系・カプセル型 (JCAA 認証品)	
機械棟	ブレース新設	鉄 骨：山形鋼 SS400 (JIS G 3101) 鋼管 STK400 (JIS G 3444) 鋼板 SN400B (JIS G 3136) 高力ボルト：S10T (JSS II09) F10T (JIS B 1186) ターンバックル：SNR400B(JIS A 5540)	
	ブレース補強	既存ブレースと既存ガセットプレート接続部を溶接	
	補強梁新設	鉄 骨：H形鋼 SN400B (JIS G 3136)	
	間柱補強	鉄 骨：CT形鋼 SN400B (JIS G 3136)	
	梁補強	鉄 骨：CT形鋼 SN400B (JIS G 3136)	
	梁改修	鉄 骨：H形鋼 SN400B (JIS G 3136)	
	柱脚部補強	鉄 骨：鋼板 SN400B (JIS G 3136) あと施工アンカーボルト：SNR400B (JIS G 3138) コンクリート：普通コンクリート (JIS A 5308) 頭付きスタッド：アルミキルド鋼 (JIS B 1198) 鉄筋、あと施工アンカー筋：SD295A、SD345 (JIS G 3112) あと施工アンカー：接着系・カプセル型 (JCAA 認証品)	
照射物管理棟	ブレース新設	鉄 骨：山形鋼 SS400 (JIS G 3101) 鋼板 SN400B (JIS G 3136) SM490A (JIS G 3106) 高力ボルト：S10T (JSS II09) F10T (JIS B 1186) 座屈拘束ブレース：日本建築センター一般評定 -ST0125-05 同等品 ターンバックル：SNR400B(JIS A 5540)	
	ブレース改修	鉄 骨：鋼管 STK400 (JIS G 3444) 鋼板 SN400B (JIS G 3136) 高力ボルト：S10T (JSS II09) F10T (JIS B 1186)	
	梁補強	鉄 骨：H形鋼 SN400B (JIS G 3136)	
	柱脚部補強	鉄 骨：鋼板 SN400B (JIS G 3136) あと施工アンカーボルト：SNR400B (JIS G 3138) あと施工アンカー：接着系・カプセル型 (JCAA 認証品)	

表 2 耐震補強に用いる部材の仕様

部位	呼び名	断面 (mm)	材料等	
燃料棟	A 部	鋼管	Φ -165.2×4.5	STK400(JIS G 3444)
	B 部	山形鋼	L-75×75×6	SS400(JIS G 3101)
	C 部	ターンバックル	M24	SNR400B(JIS A 5540)
	D 部	山形鋼	L-65×65×6	SS400(JIS G 3101)
	E 部	山形鋼	L-75×75×9	SS400(JIS G 3101)
機械棟	A1 部	鋼管	Φ -139.8×4	STK400(JIS G 3444)
	A2 部	山形鋼	L-75×75×6	SS400(JIS G 3101)
	A3 部	鋼管	Φ -139.8×4	STK400(JIS G 3444)
	B 部	山形鋼	L-75×75×6	SS400(JIS G 3101)
	C 部	ターンバックル	M22	SNR400B(JIS A 5540)
	D 部	H 形鋼	H-125×125×6.5×9	SN400B(JIS G 3136)
	F 部	CT 型鋼	CT-100×100×5.5×8	SN400B(JIS G 3136)
	G 部	CT 型鋼	CT-100×100×5.5×8	SN400B(JIS G 3136)
	I 部	鉄筋	D10	SD295A(JIS G 3112)
	J 部	CT 型鋼	CT-100×100×5.5×8	SN400B(JIS G 3136)
照射物 管理棟	K 部	H 形鋼	H-125×125×6.5×9	SN400B(JIS G 3136)
	A 部	山形鋼	L-75×75×6	SS400(JIS G 3101)
	B 部	山形鋼	L-65×65×6	SS400(JIS G 3101)
	B'部	山形鋼	L-65×65×6	SS400(JIS G 3101)
	B''部	山形鋼	L-65×65×6	SS400(JIS G 3101)
	C 部	座屈拘束 ブレース	Φ -216.3×6	日本建築センター 一般評定- ST0125-05 同等品
	D 部	ターンバックル	M20	SNR400B(JIS A 5540)
	E 部	鋼管	Φ -114.3×6	STK400(JIS G 3444)
	F 部	鋼管	Φ -114.3×4.5	STK400(JIS G 3444)
K 部	H 形鋼	H-125×125×6.5×9	SN400B(JIS G 3136)	

※ 部位記号は、補強概要図に記載の部位を示す。

表 3 ブレース新設、ブレース改修及び柱脚部補強の仕様（ボルト類）

呼び名	呼び径	材料
高力ボルト	M16	S10T(JIS II 09) F10T(JIS B 1186)
	M20	
	M22	
あと施工アンカー筋	D10	SD295A(JIS G 3112)
	D19	SD345(JIS G 3112)
あと施工アンカーボルト	M16	SNR400B(JIS G 3138)
	M20	
	M24	
頭付きスタッド	φ 19	アルミキルド鋼(JIS B 1198)
あと施工アンカー (接着系・カプセル型)	D10、D19 M16、M20、M24	JCAA 認証品

表 4 ブレース新設、ブレース改修及び柱脚部補強の仕様（プレート類）

呼び名	厚さ	材料
ガセットプレート	GPL-9	SN400B(JIS G 3136)
	GPL-12	
	GPL-16	
ベースプレート	BPL-12	SN400B(JIS G 3136)
	BPL-19	
スプライスプレート	SPL-6	SN400B(JIS G 3136)
	SPL-9	
	SPL-9	SM490A(JIS G 3106)
補強プレート	PL-9	SN400B(JIS G 3136)
	PL-12	
	PL-16	

表 5 コンクリート材料表

種類	設計基準強度	品質基準強度	備考
普通コンクリート	24.0N/mm ²	24.0N/mm ²	JASS 5N
無収縮モルタル	30.0N/mm ²	—	

表 6 鉄筋の継手の長さ

鉄筋の種類	継手の長さ		備考
SD295A	35d 又は 25d フック付き		JASS 5N
	フレア溶接の場合片面 10d 又は両面 5d		建築改修工事監理指針
SD345	40d 又は 30d フック付き		JASS 5N
	フレア溶接の場合片面 10d 又は両面 5d		建築改修工事監理指針

表 7 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ

部位	かぶり厚さ			備考
柱	土に接しない	屋内	40mm	JASS 5N
		屋外	50mm	
	土に接する	50mm		

表 8 型枠の寸法許容差

項目	許容差(mm)	備考
柱脚の断面寸法	-5	JASS 5N
	+15	

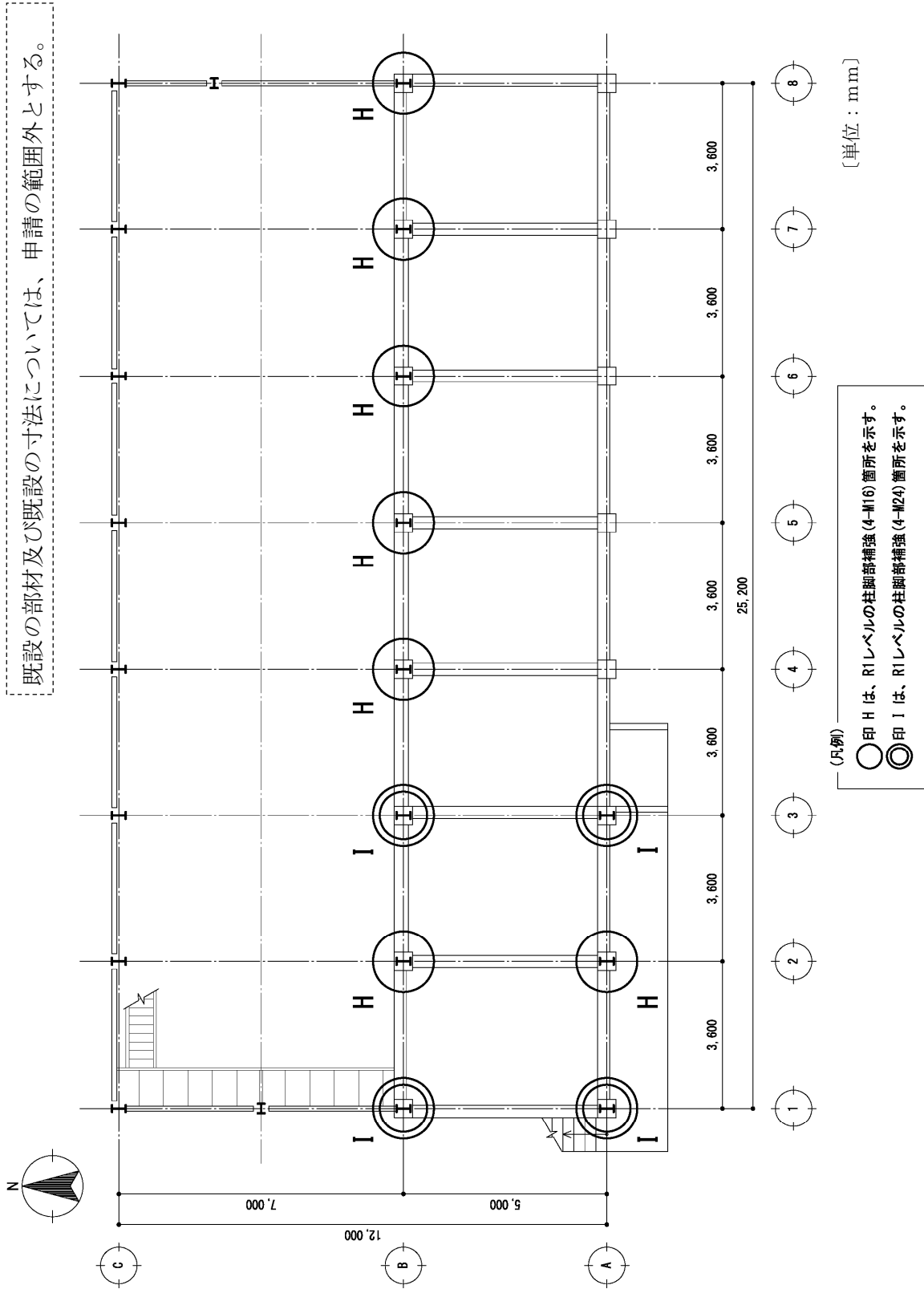


図 1.1 燃料棟 屋根 (RC 部) 伏図 (R1 レベル)

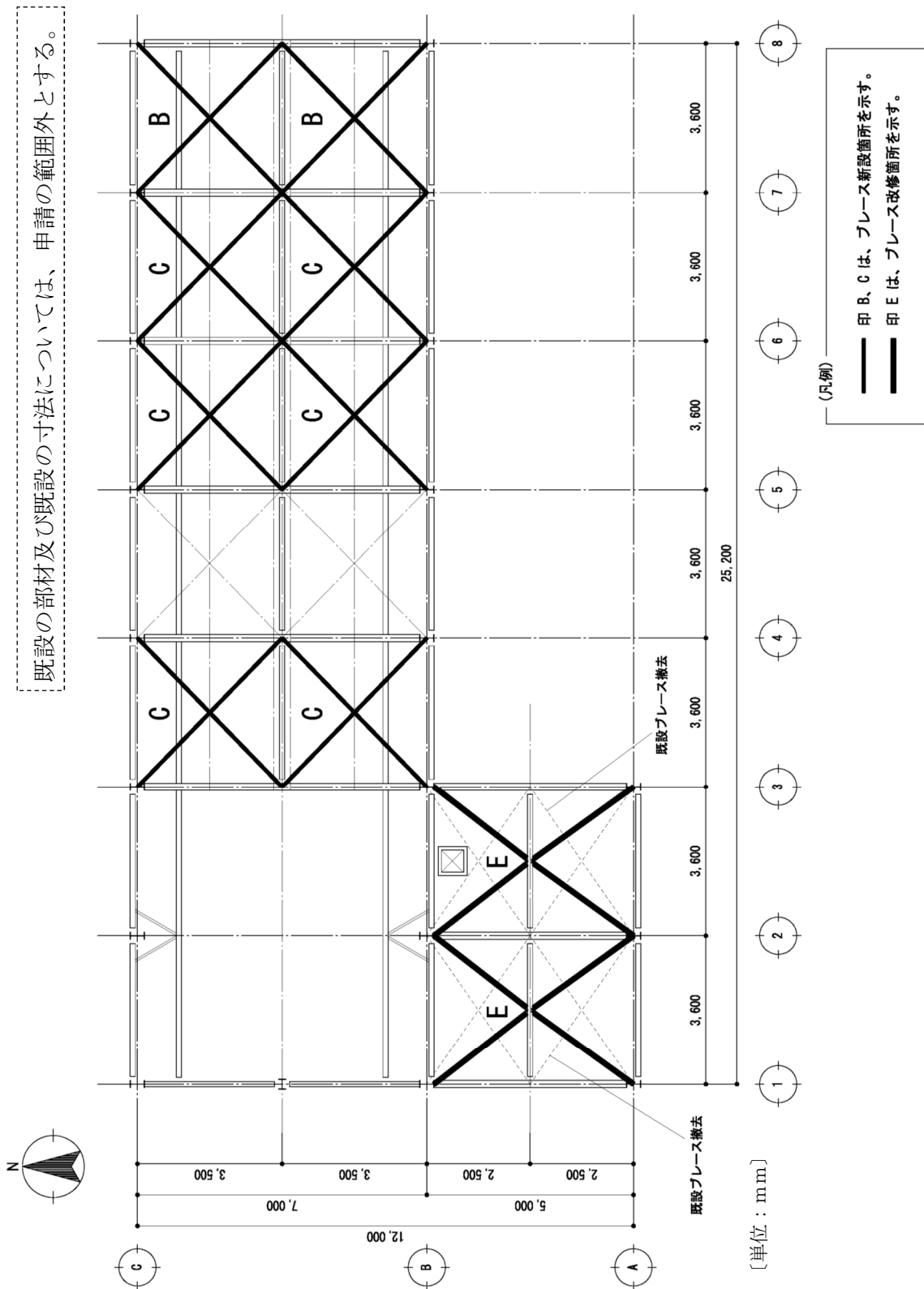


図 1.2 燃料棟 屋根伏図 (R2 レベル)

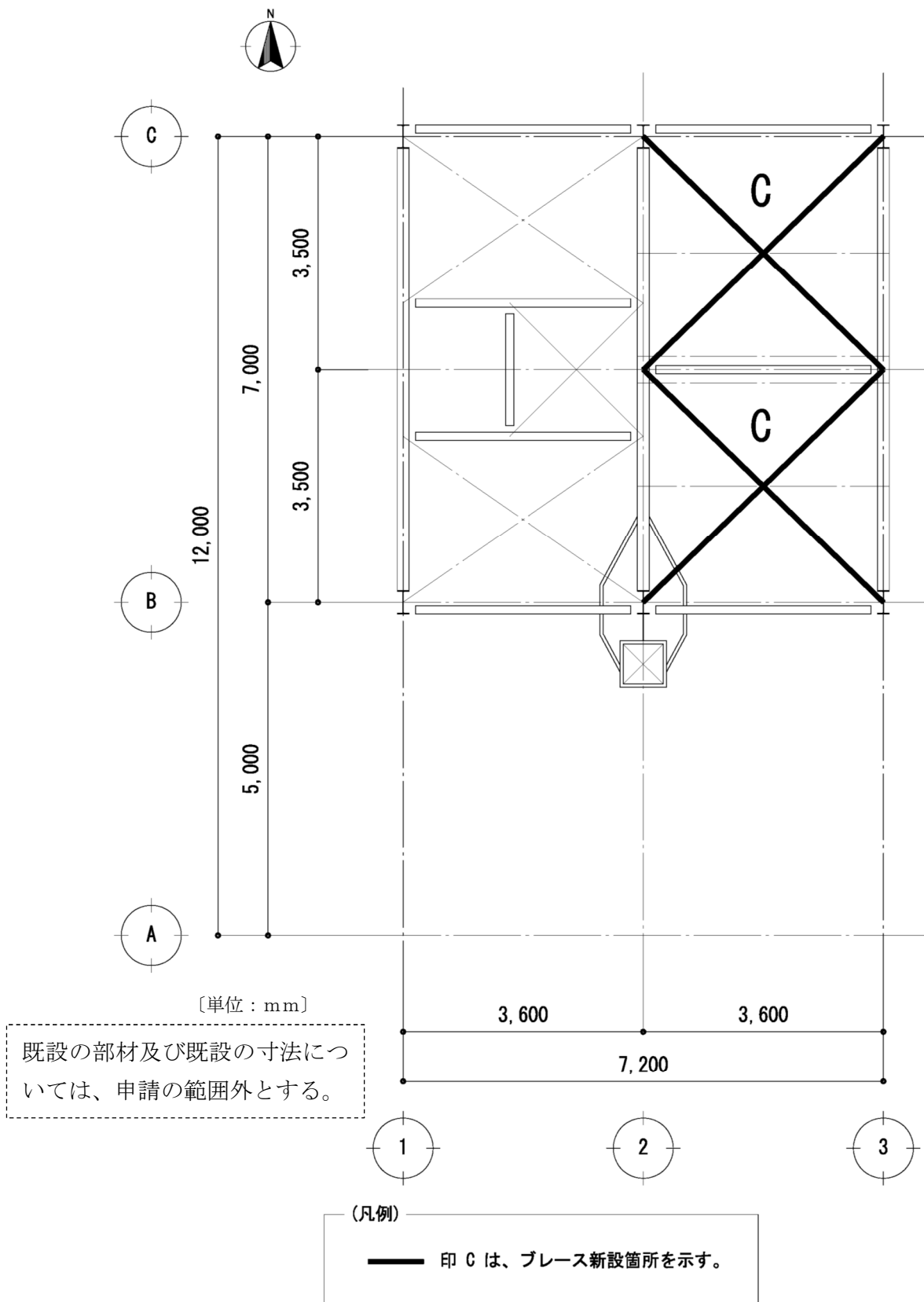


図 1.3 燃料棟 屋根伏図 (R3 レベル)

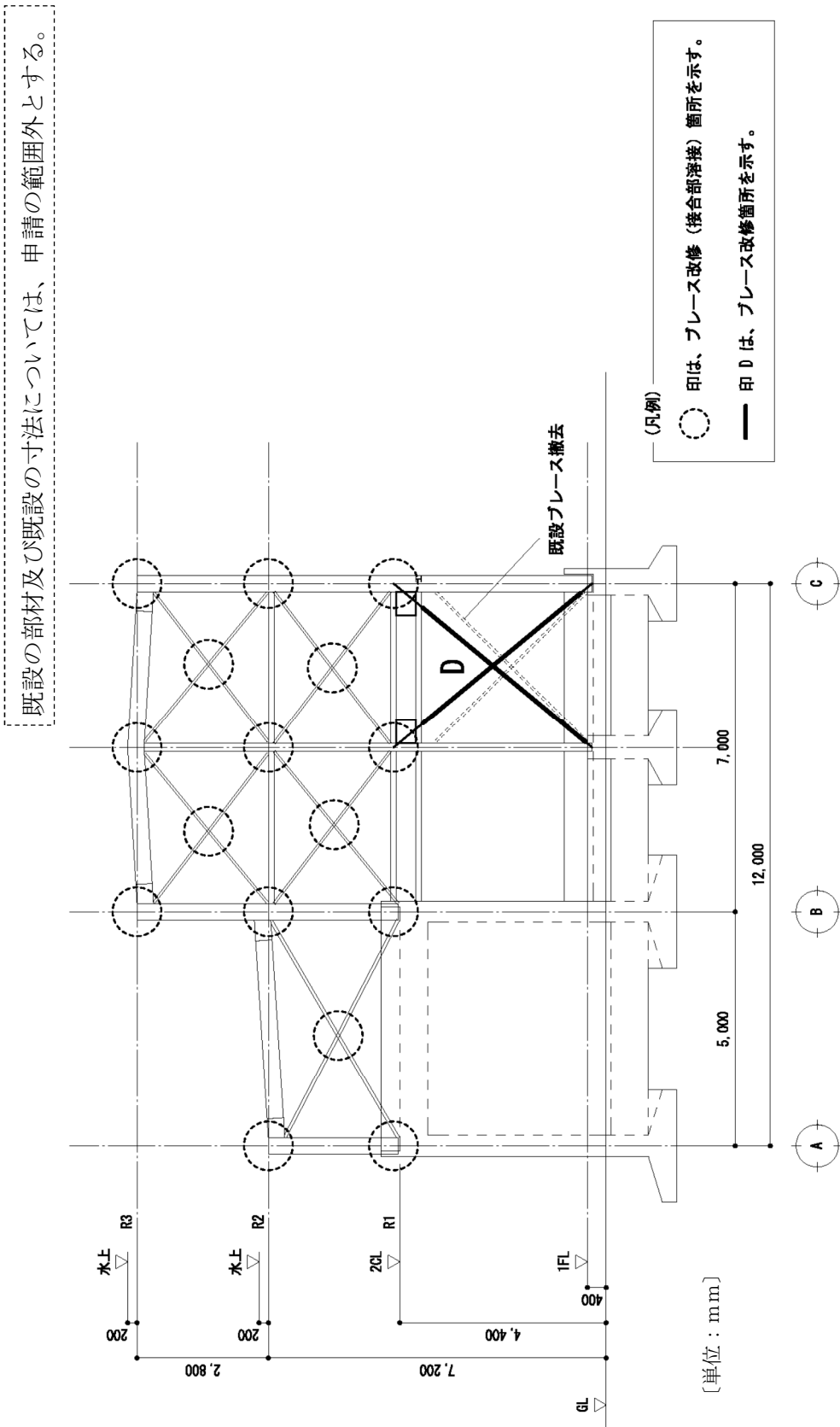


図 1.4 燃料棟 1 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

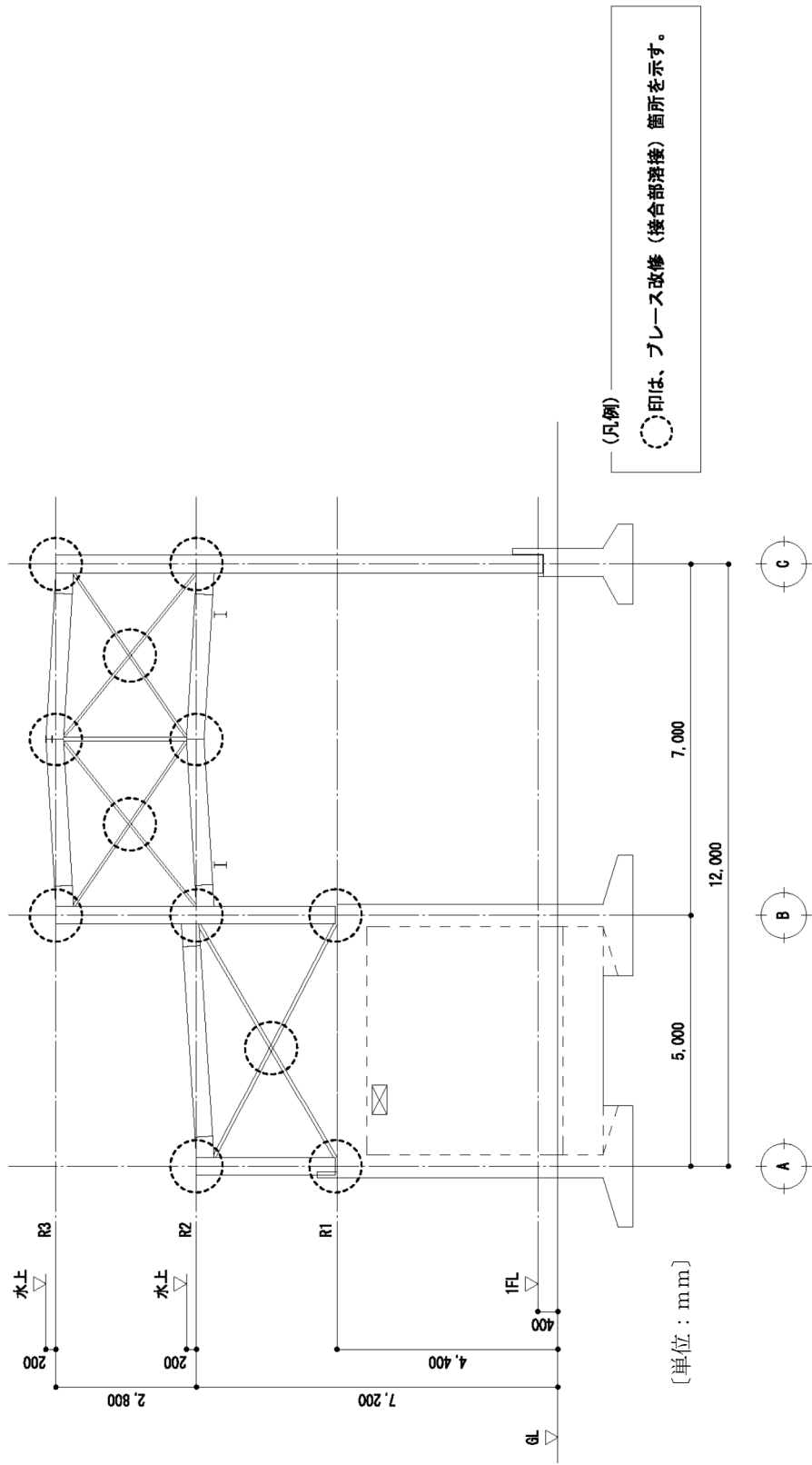


図 1.5 燃料棟 3通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

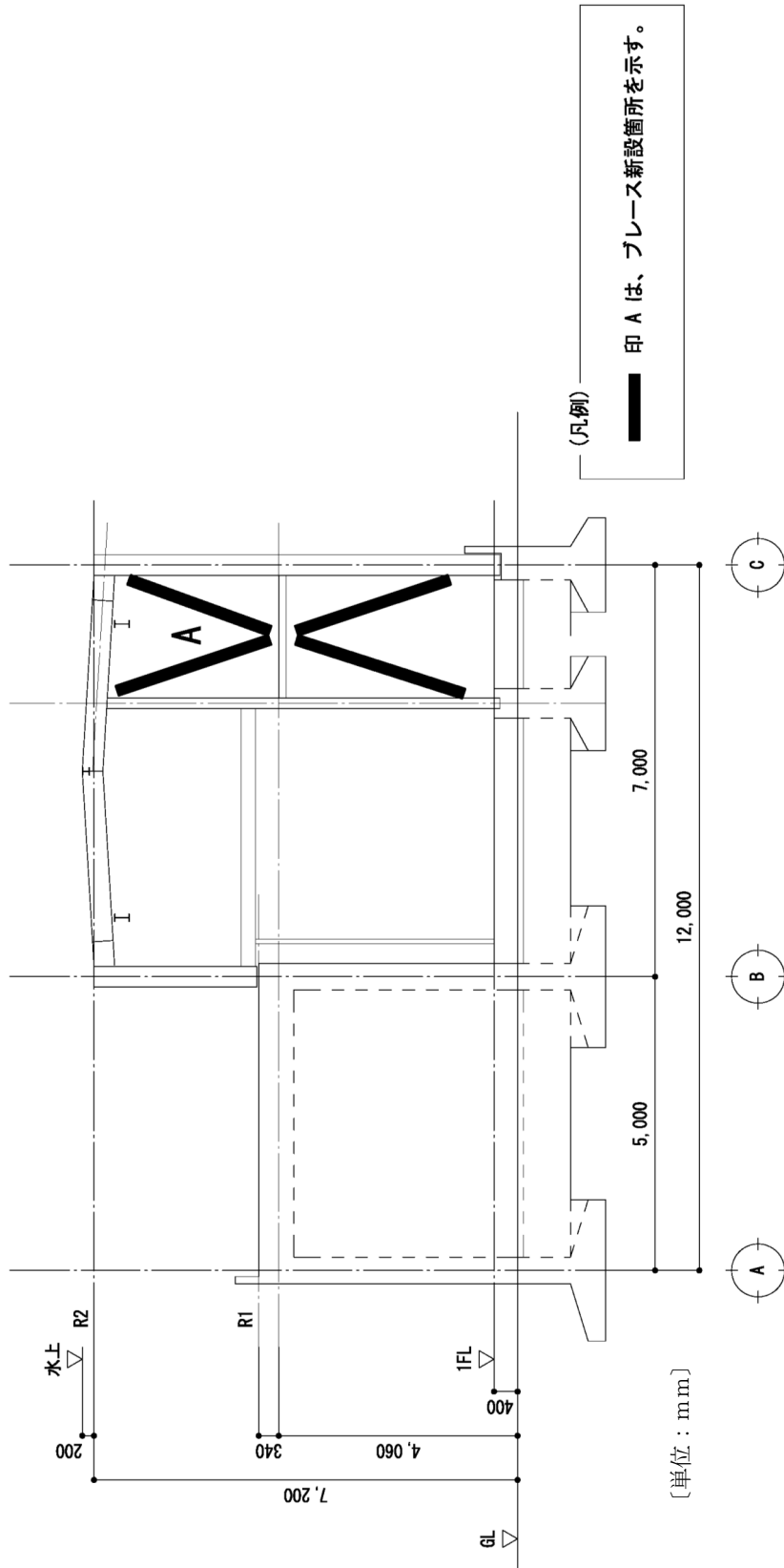


図 1.6 燃料棟 8 通軸組図

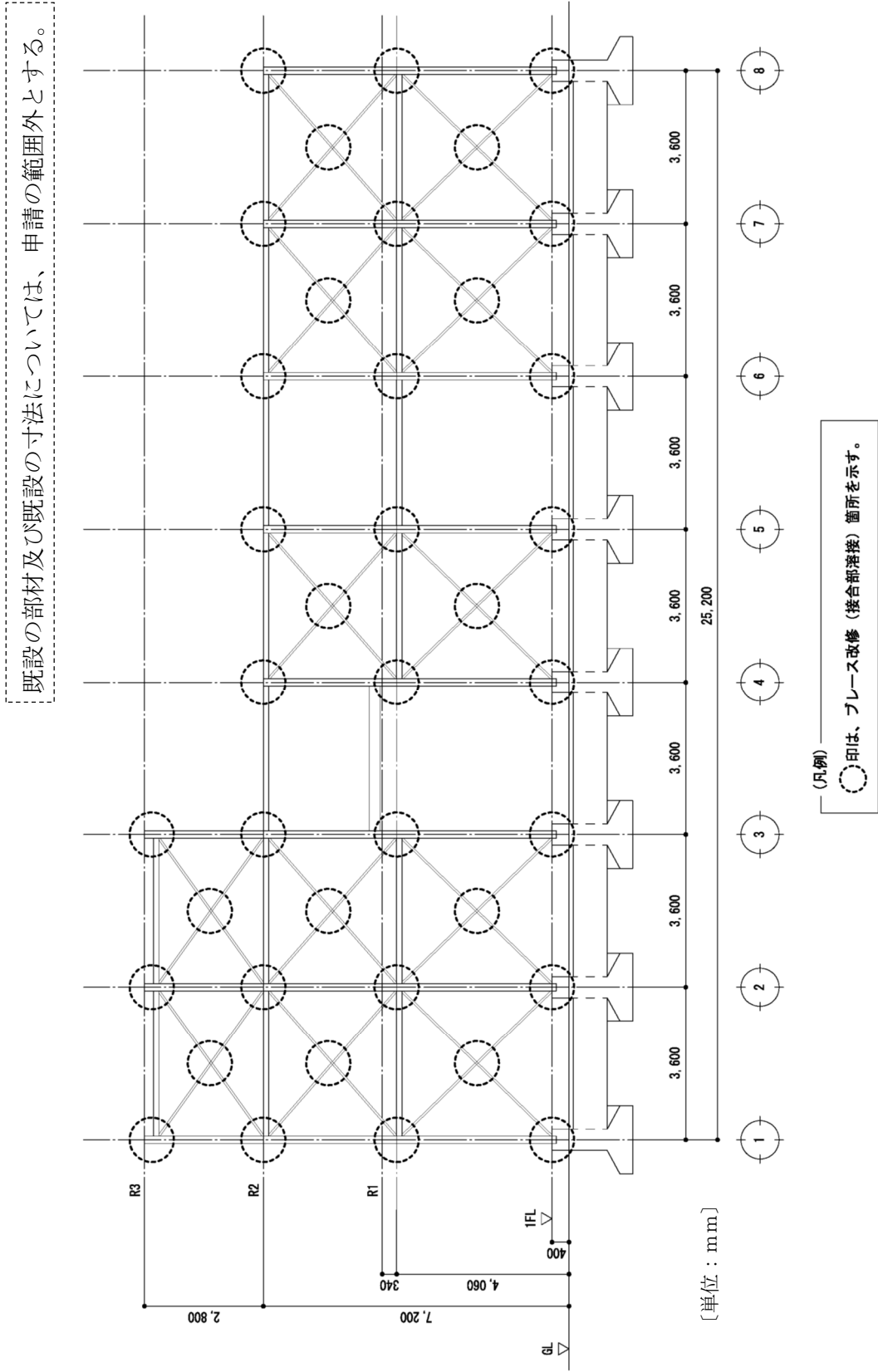


図 1.7 燃料棟 C 通軸組図

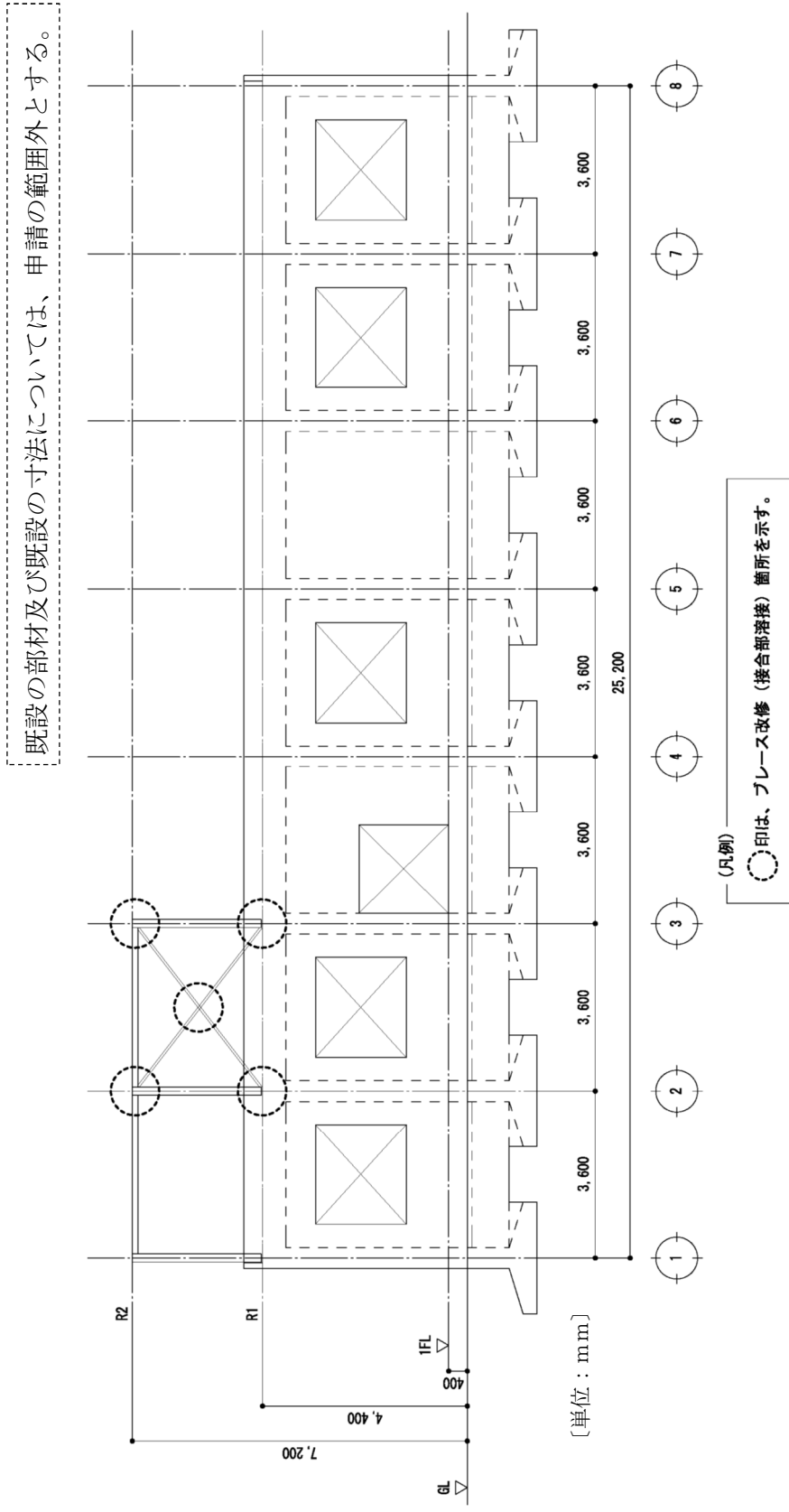
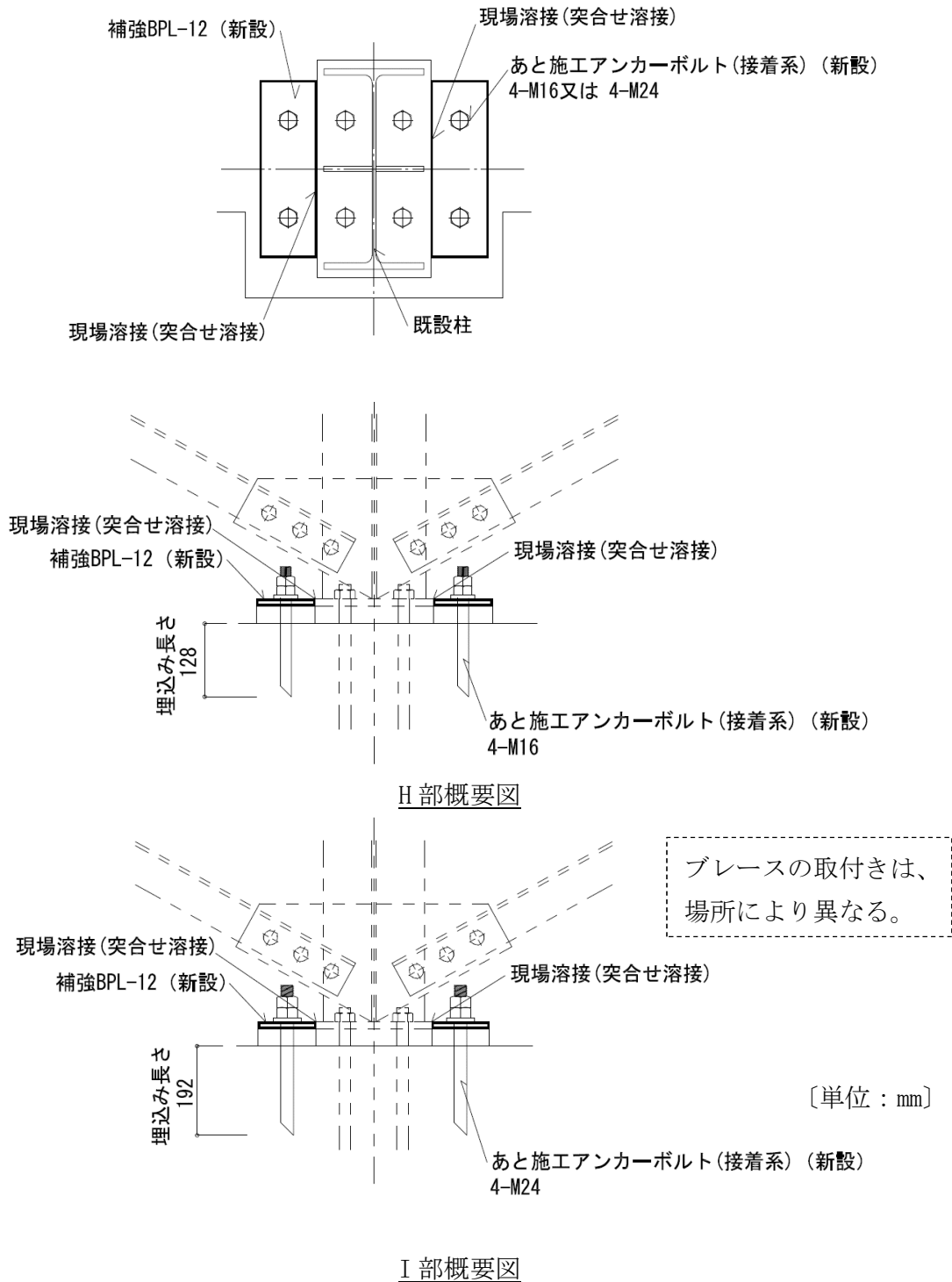
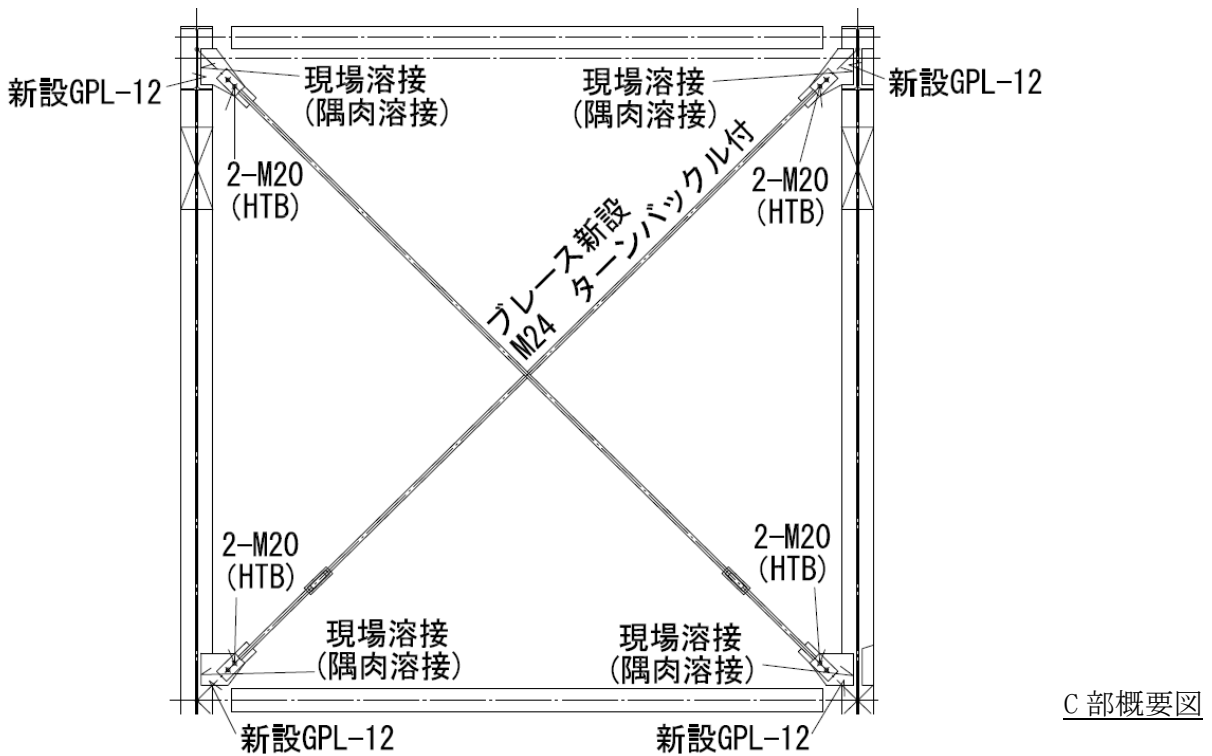
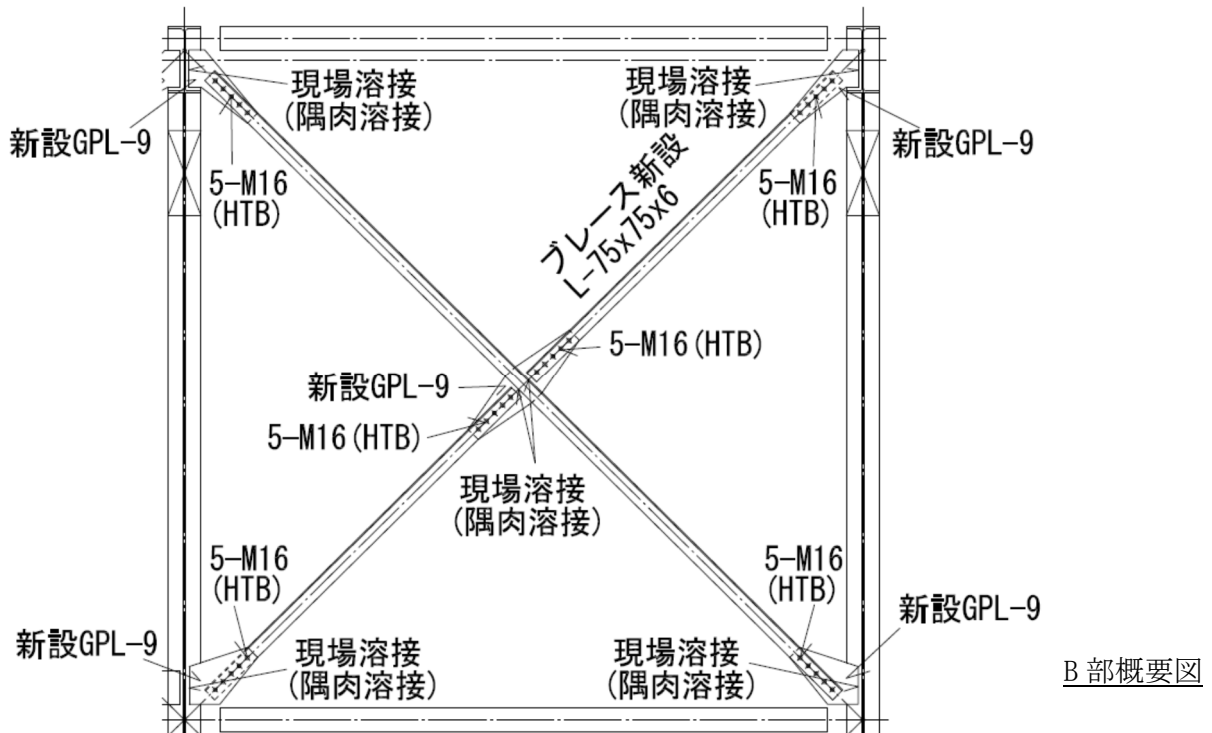


図 1.9 燃料棟 A 通軸組図



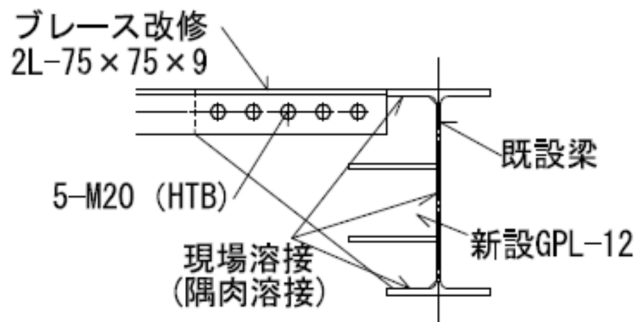
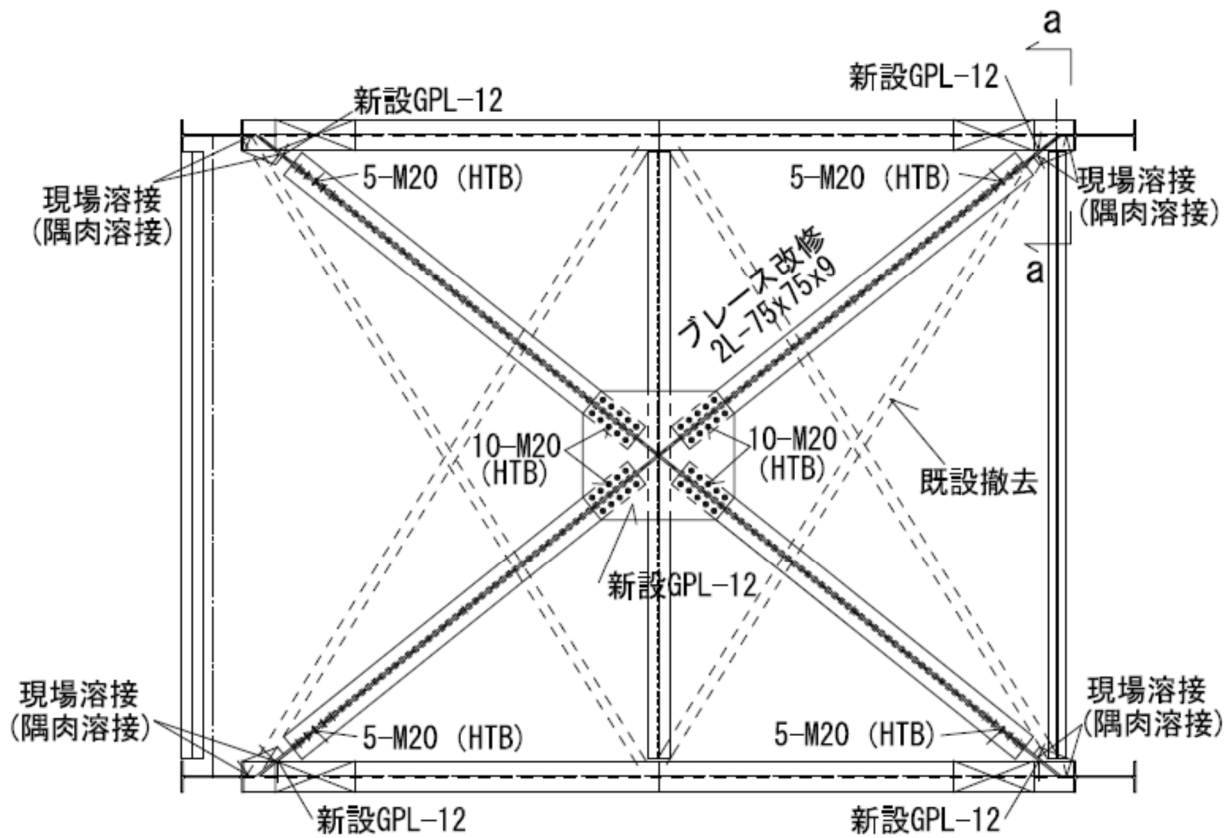
既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。
 なお、柱 BPL の下に無収縮モルタルを充填する。
 無収縮モルタルは、設計基準強度 30N/mm² 以上とする。

図 1.10 燃料棟 柱脚部補強概要図



既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 1.11 燃料棟 屋根ブレース概要図(1/2)

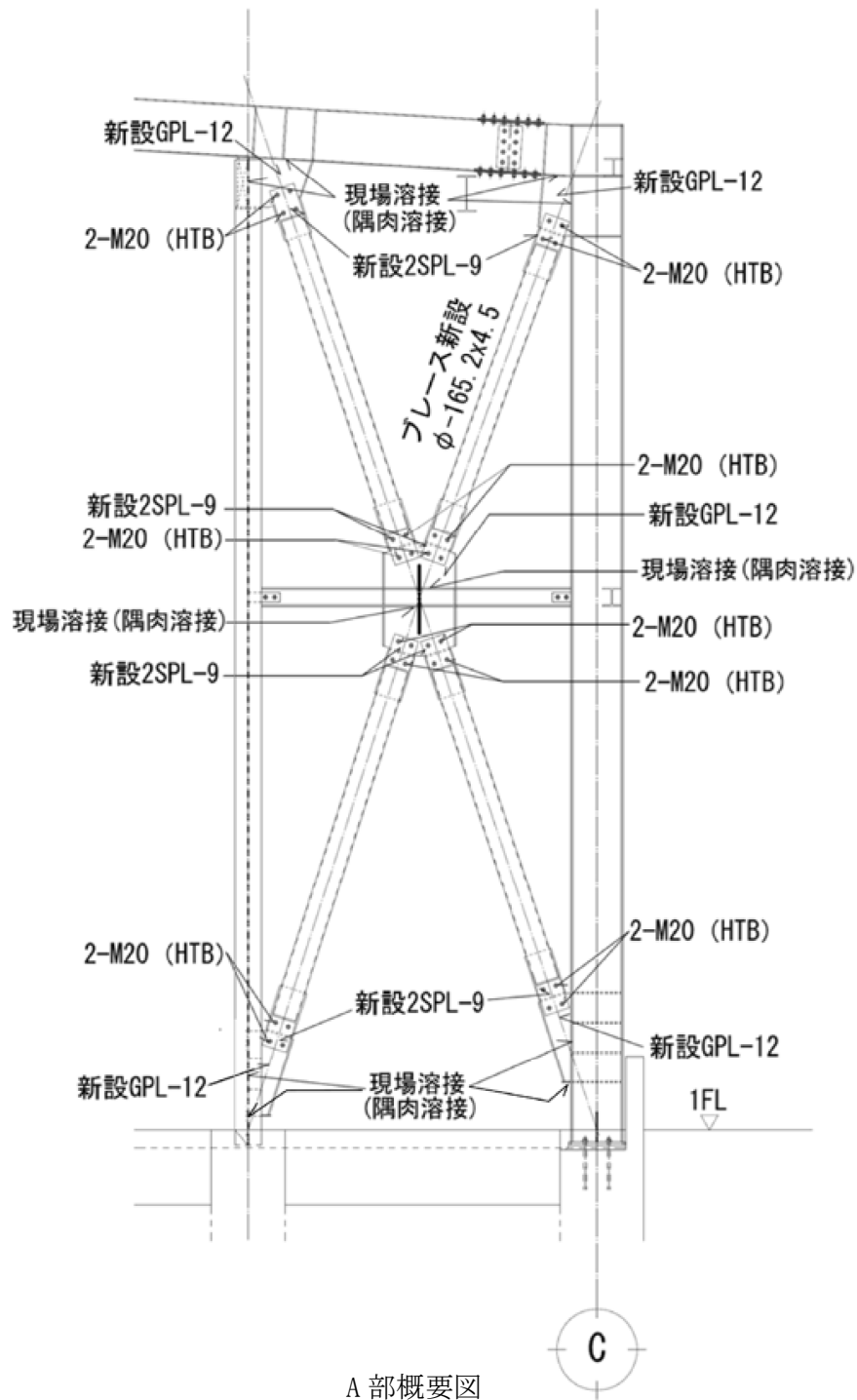


a-a断面

E部概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

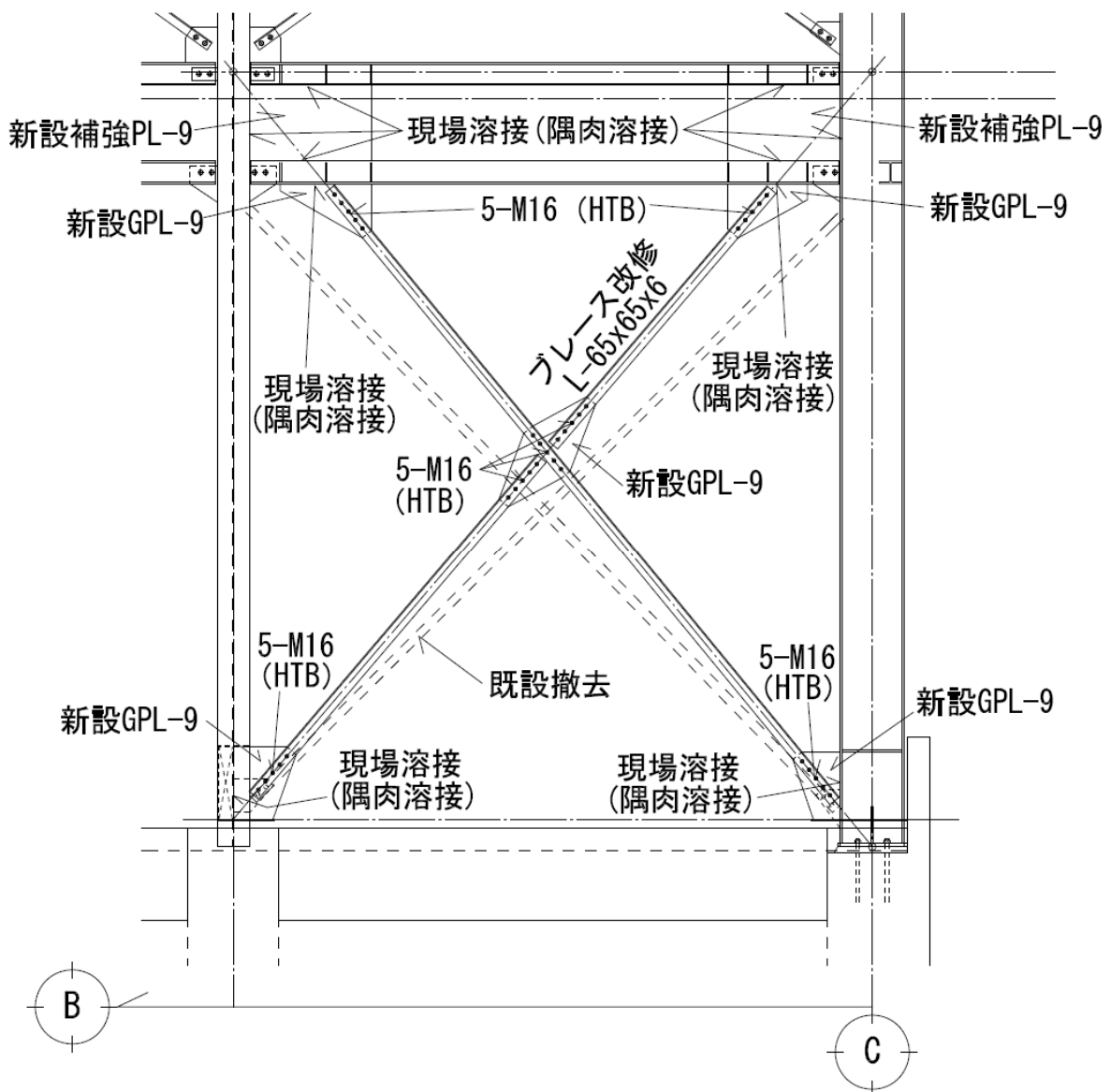
図 1.11 燃料棟 屋根ブレース概要図(2/2)



既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

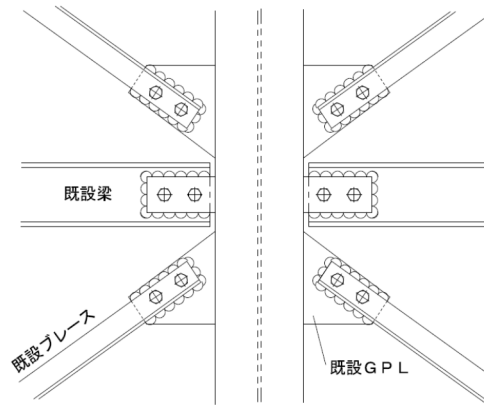
図 1.12 燃料棟 8通ブレース概要図



D部概要図

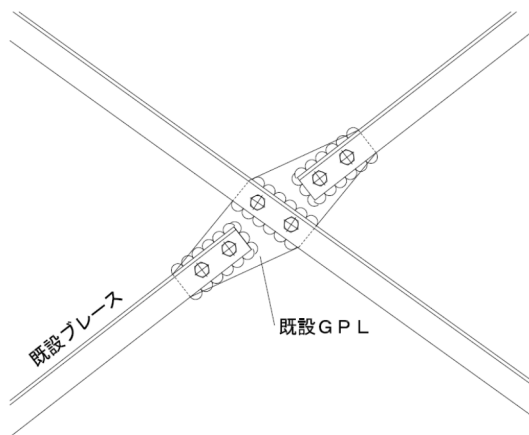
既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 1.13 燃料棟 1通ブレース概要図



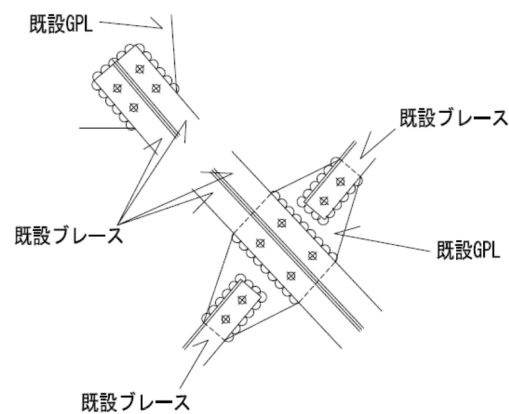
印は、既設ブレース及び既設梁接合部の溶接補強箇所を示す。

標準図－ 1



印は、既設ブレース接合部の溶接補強箇所を示す。

標準図－ 2



印は、既設ブレースの溶接補強箇所を示す。

標準図－ 3

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 1.14 燃料棟 既設ブレース及び既設梁接合部の溶接補強概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

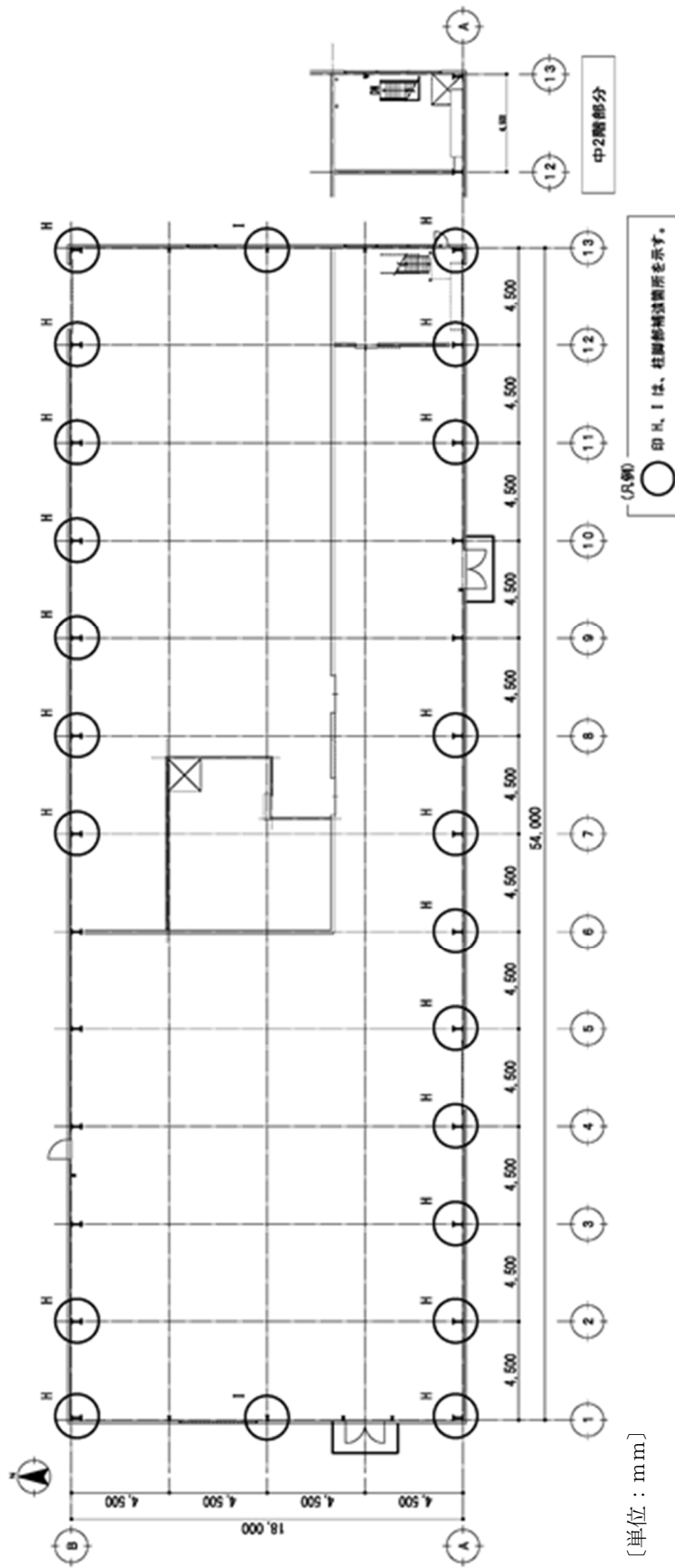


図 2.1 機械棟 1 階伏図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

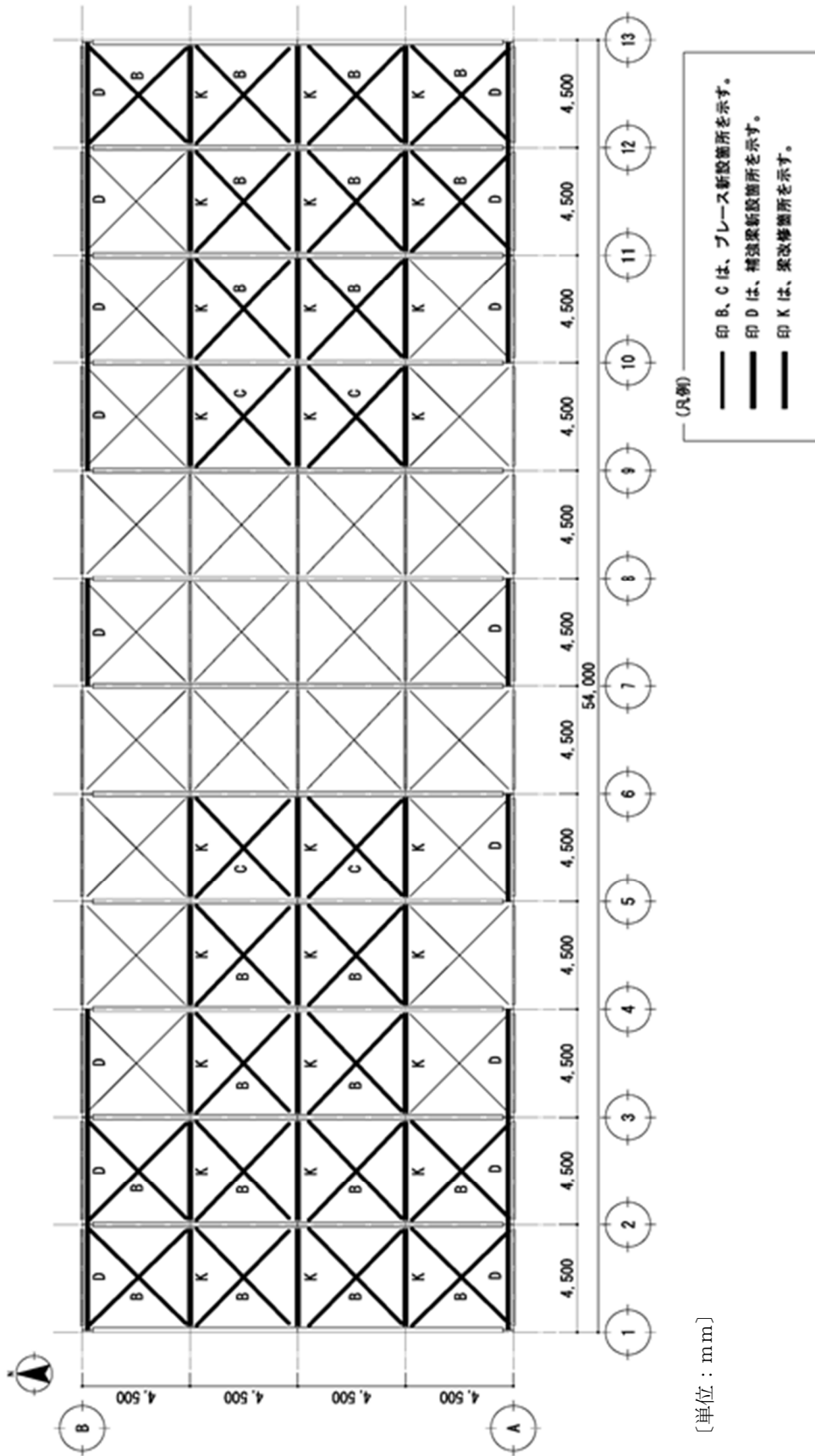


図 2.2 機械棟 小屋伏図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

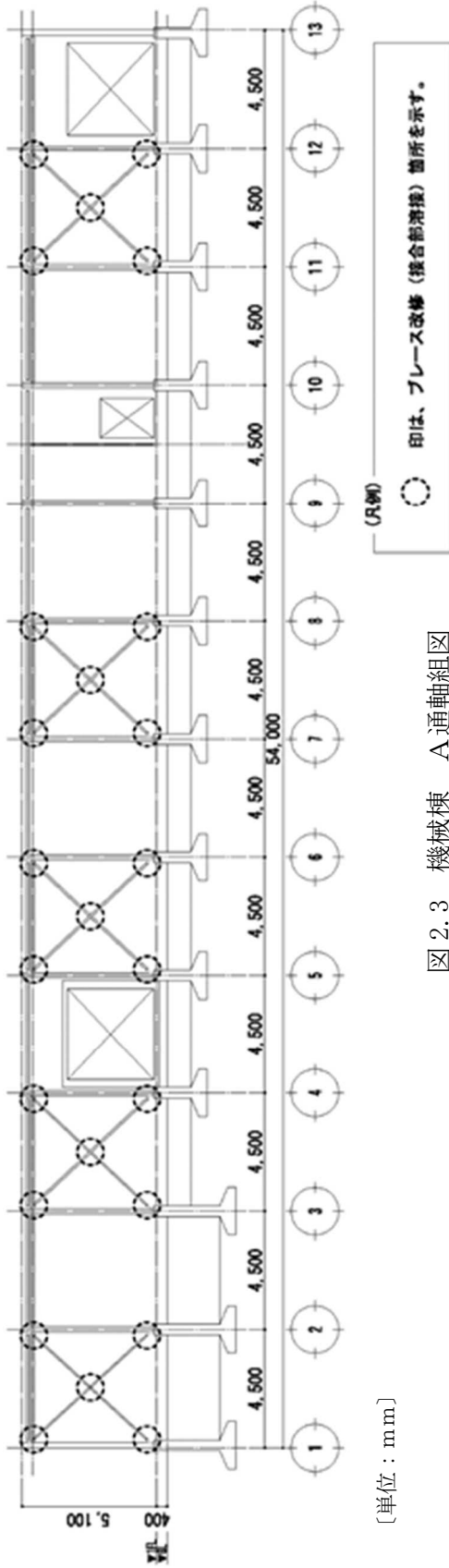


図 2.3 機械棟 A 通軸組図

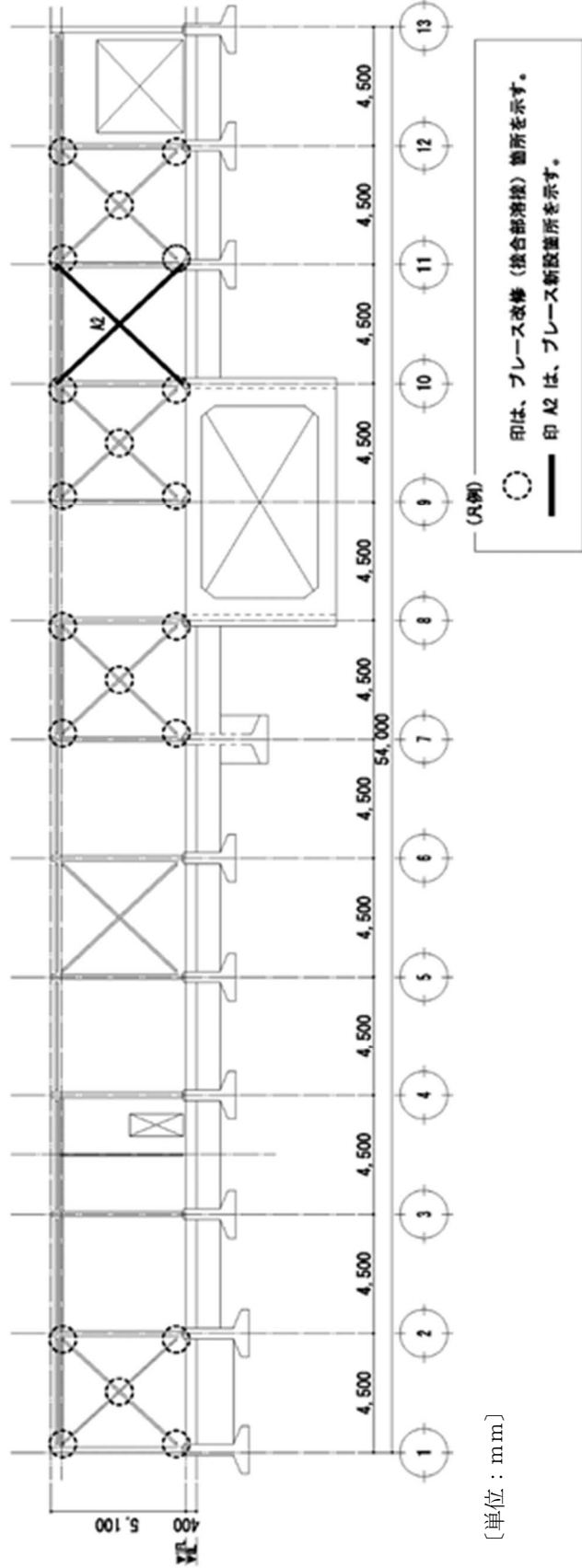


図 2.4 機械棟 B 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

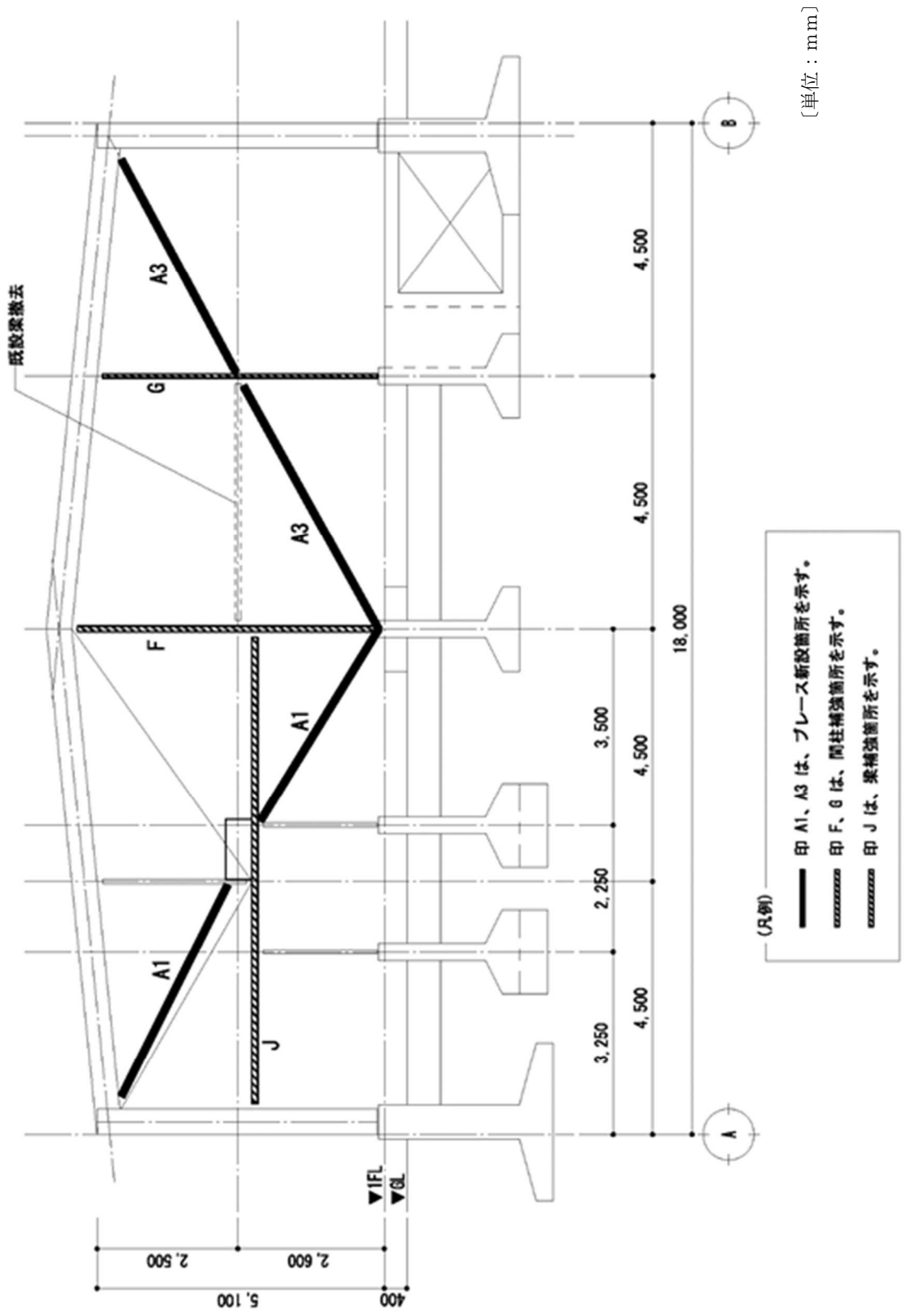


図 2.5 機械棟 1 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

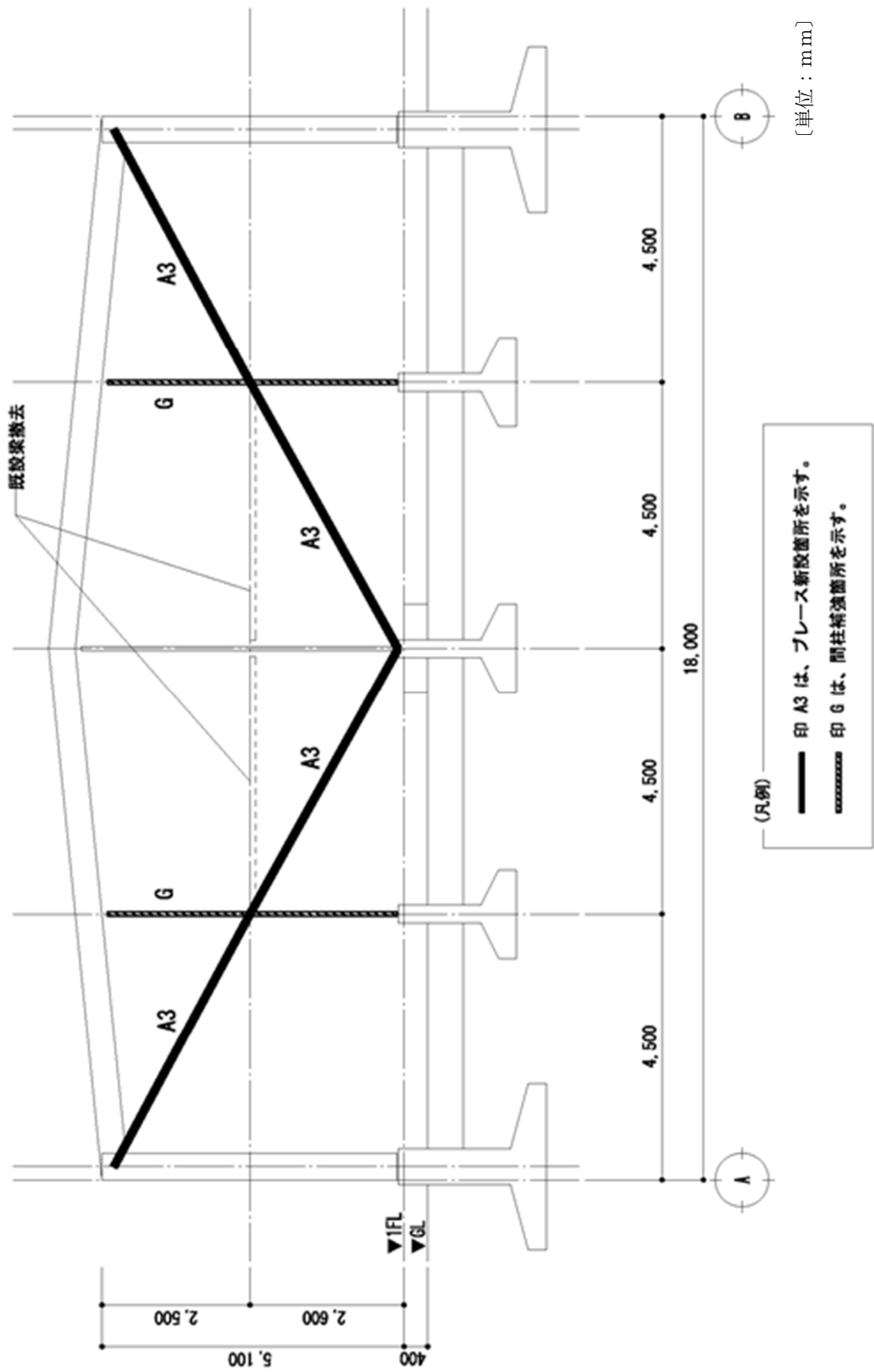
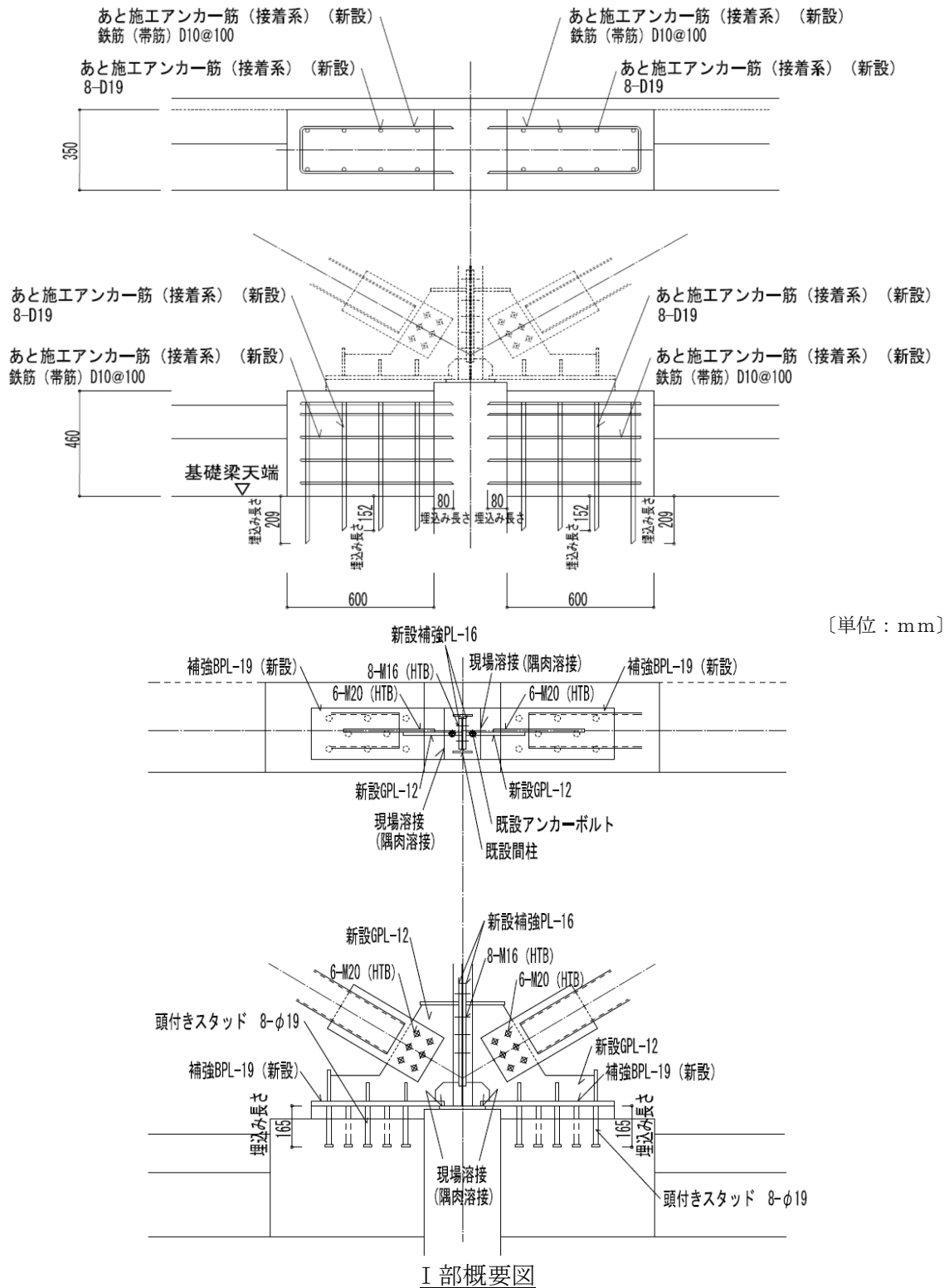
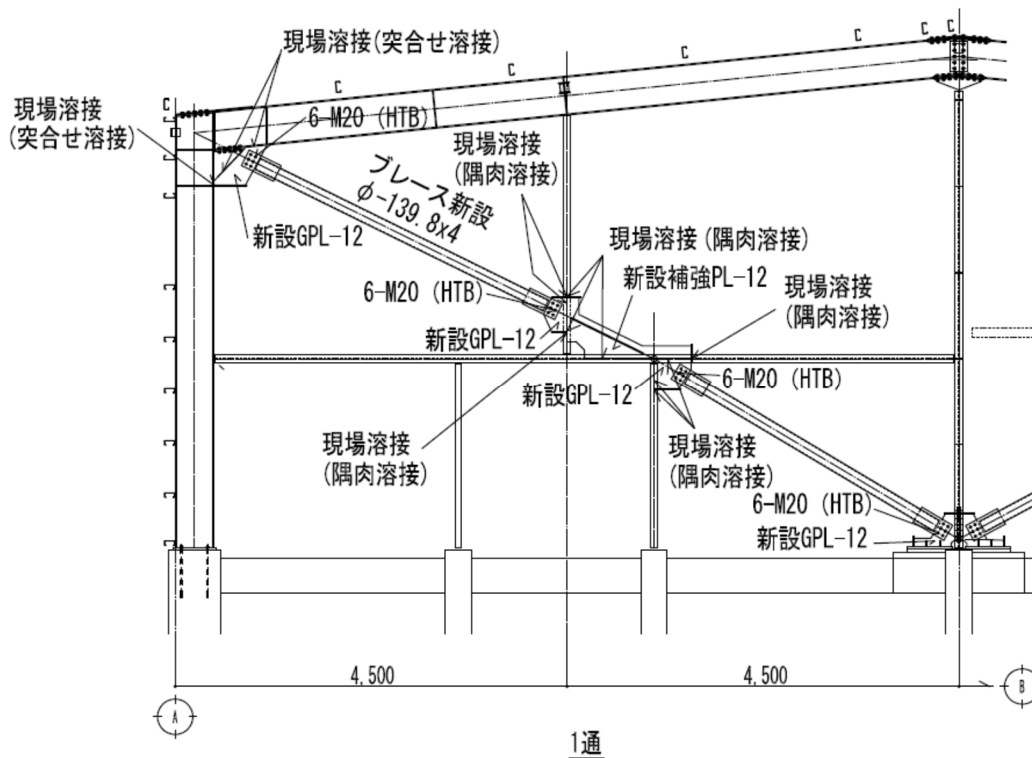


図 2.6 機械棟 1-3 通軸組図

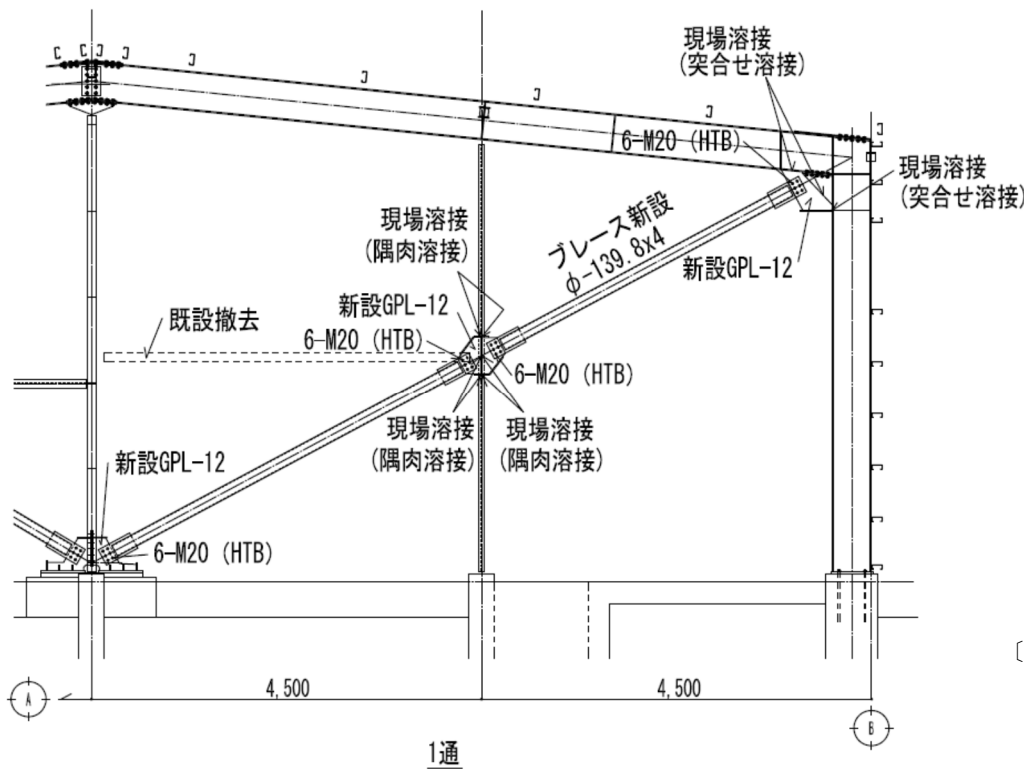


既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.7 機械棟 柱脚部補強概要図



A1 部概要図

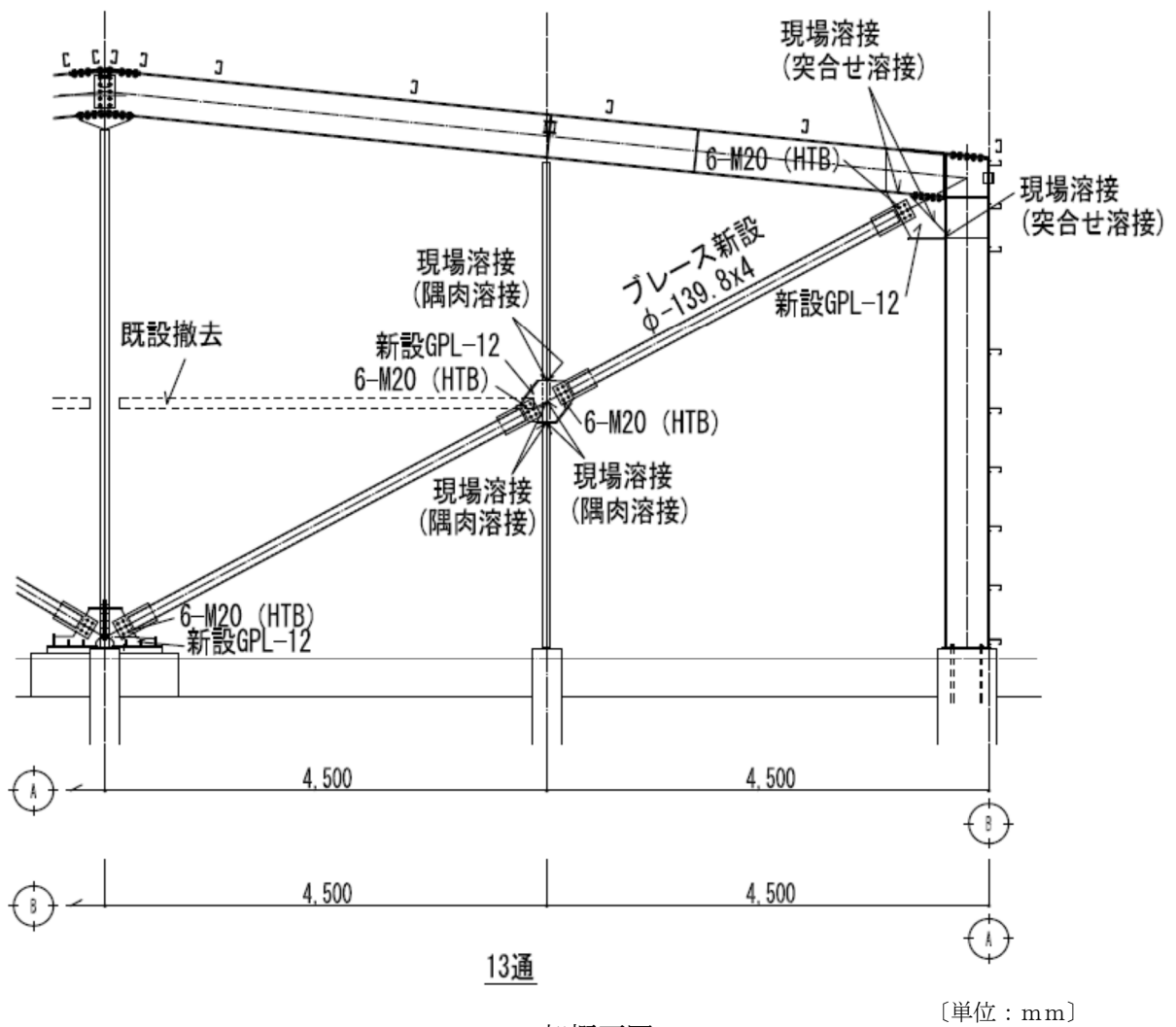


[単位 : mm]

A3 部概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

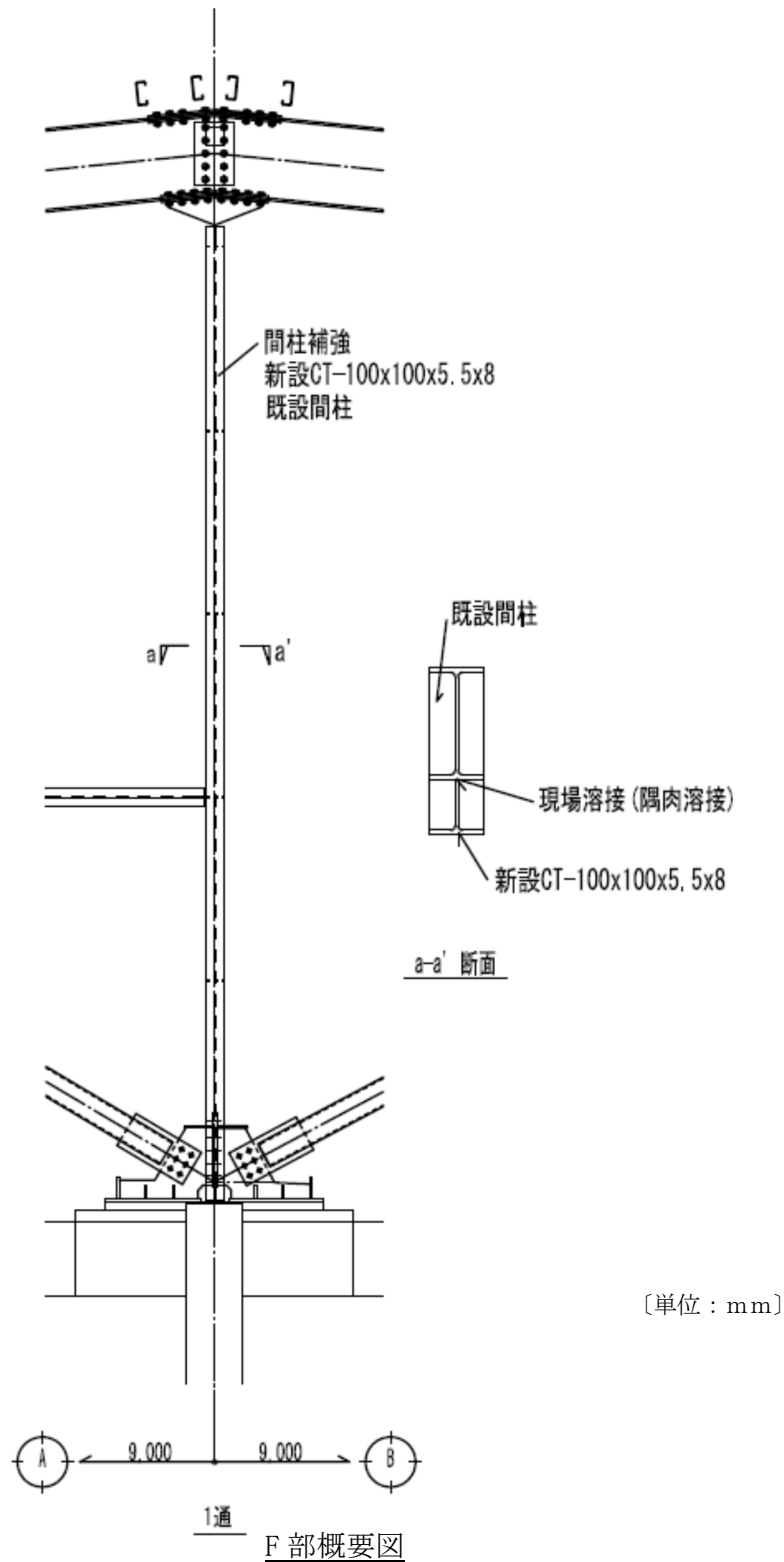
図 2.8 機械棟 妻面補強概要図(1/2)



既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

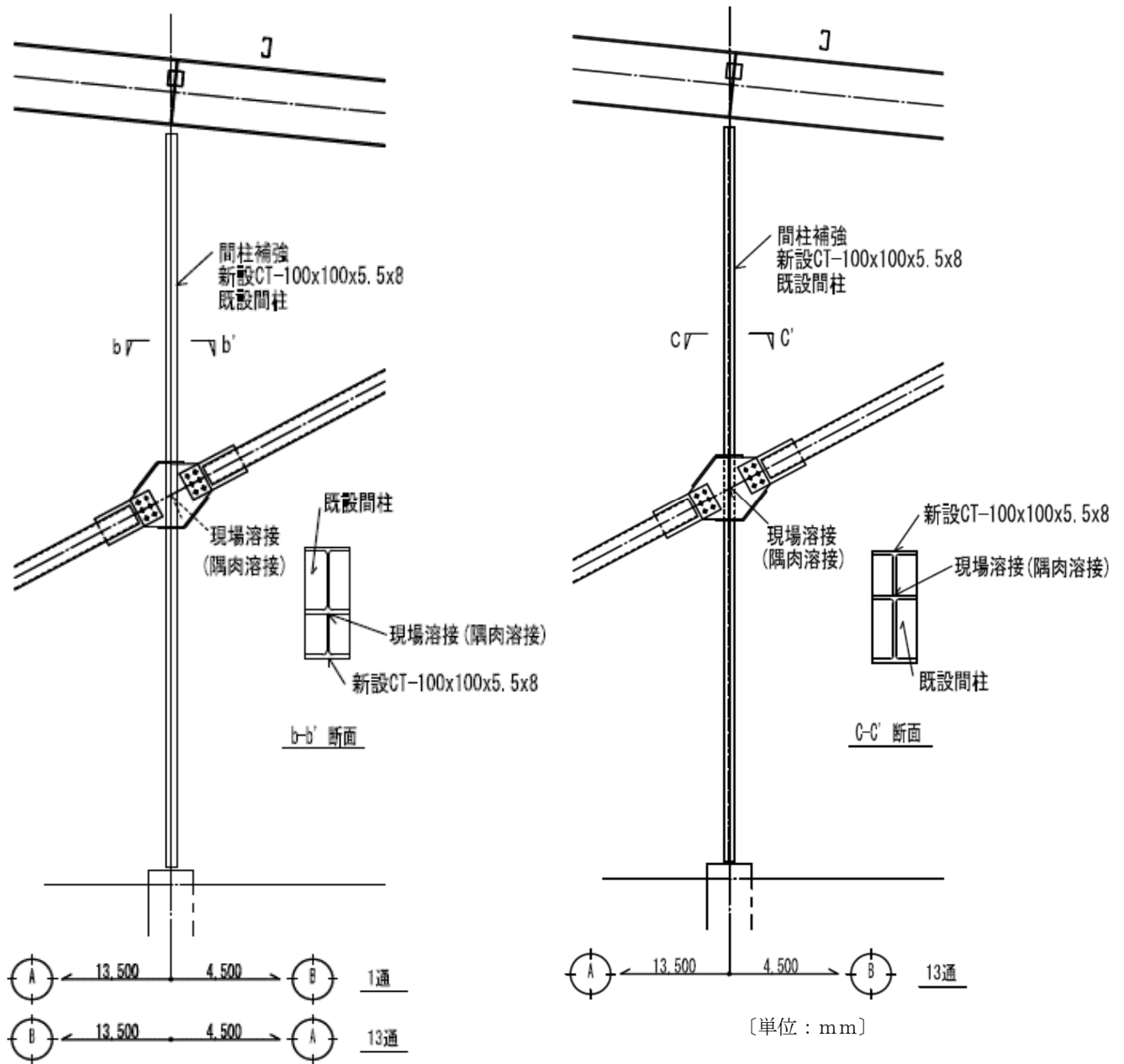
図 2.8 機械棟 妻面補強概要図 (2/2)



既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事ができない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

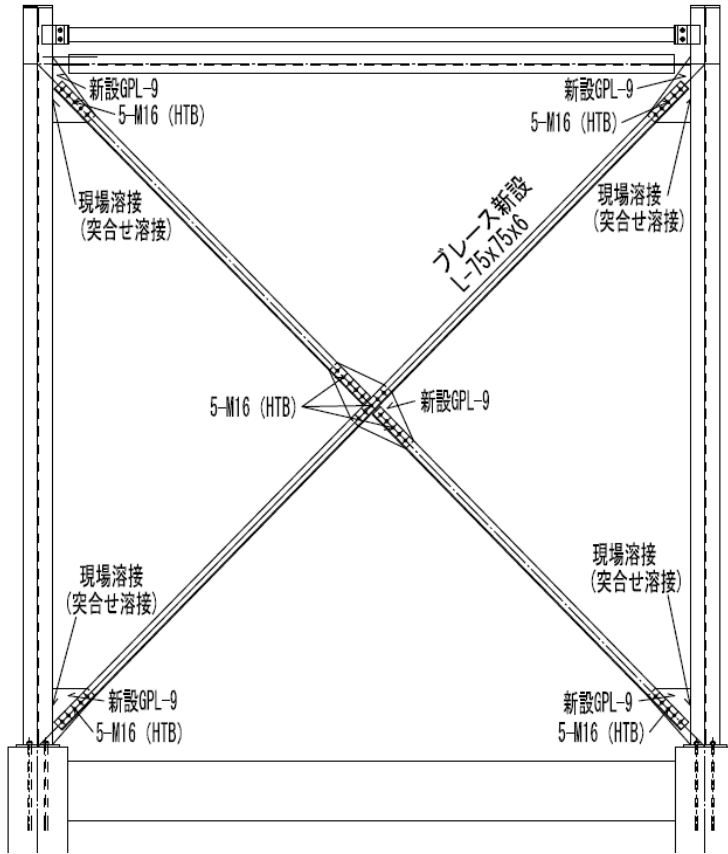
図 2.9 機械棟 間柱補強概要図(1/2)



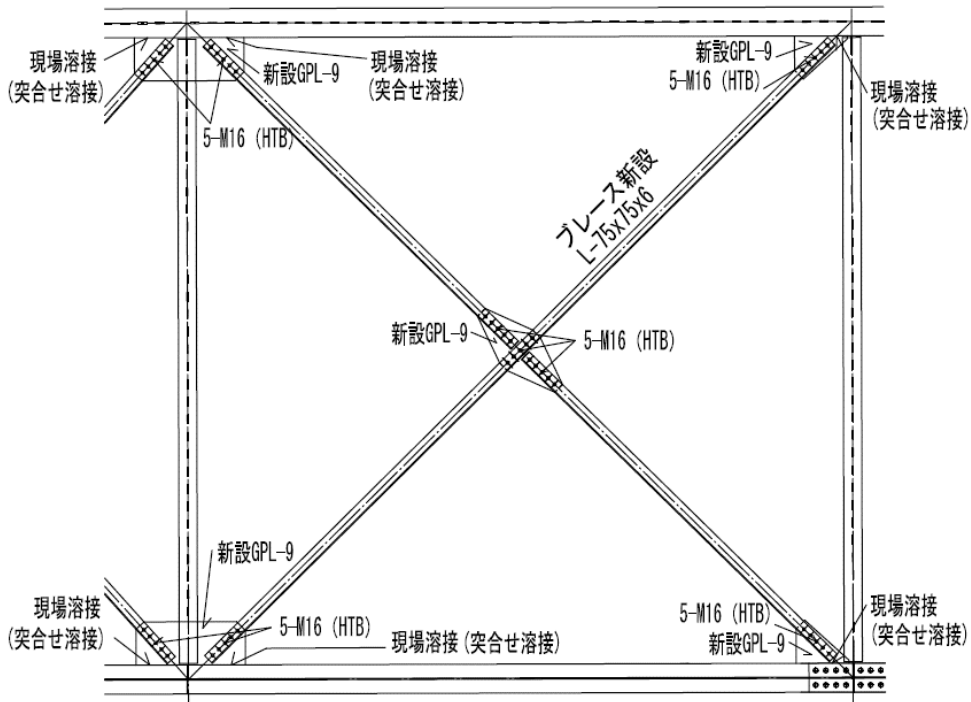
G 部詳細図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.9 機械棟 間柱補強概要図 (2/2)



A2 部概要図

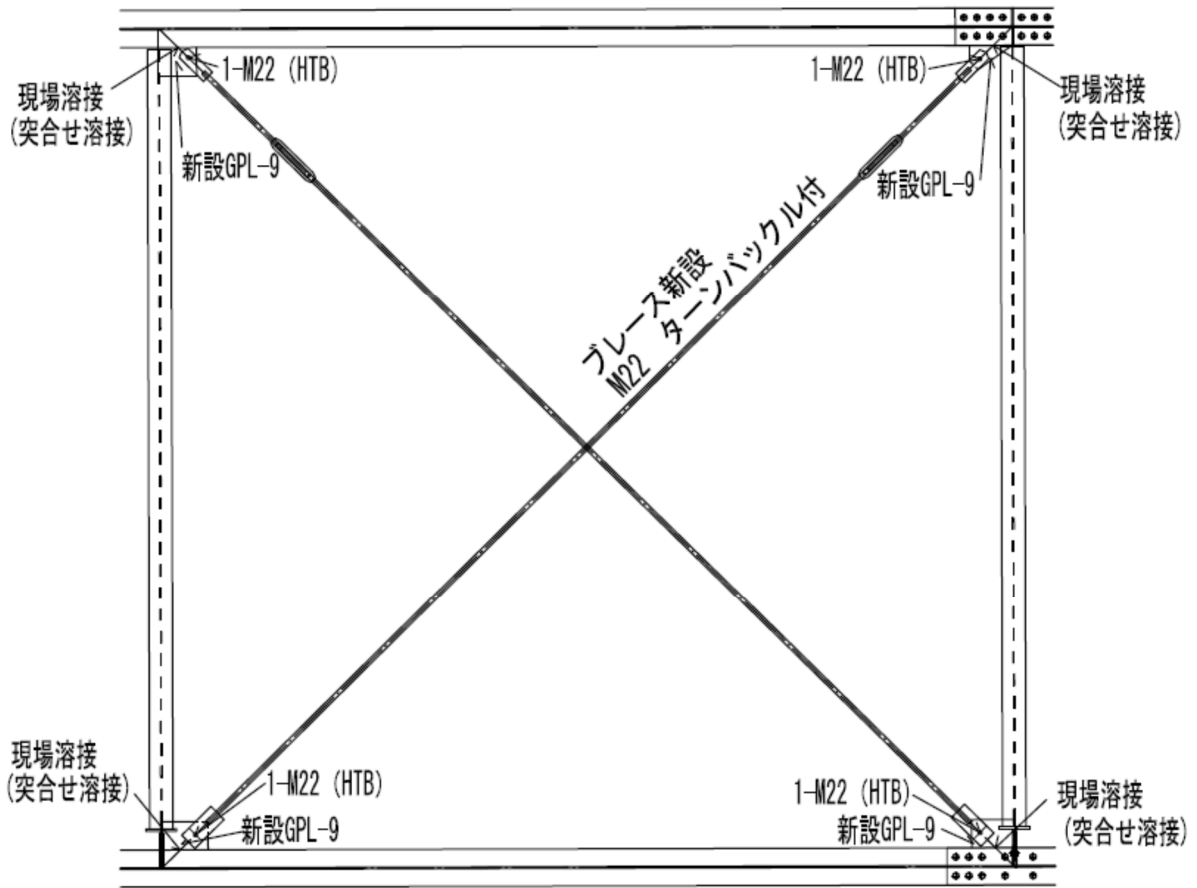


B 部概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

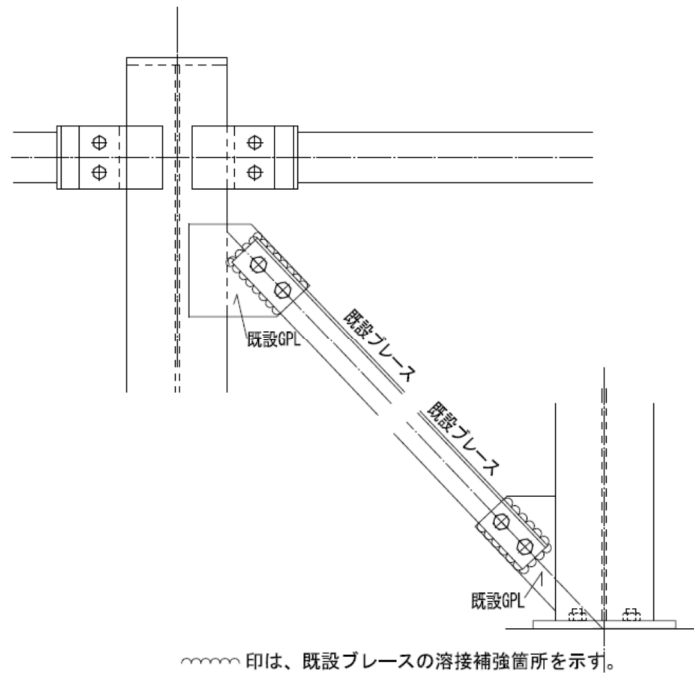
図 2.10 機械棟 ブレース補強概要図(1/2)



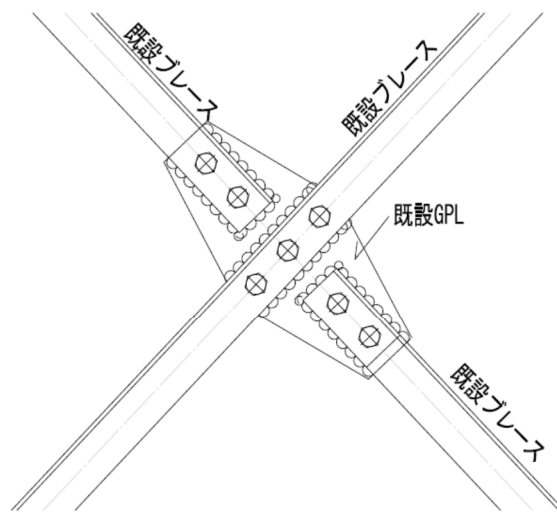
C 部概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.10 機械棟 ブレース補強概要図 (2/2)



標準図－ 1

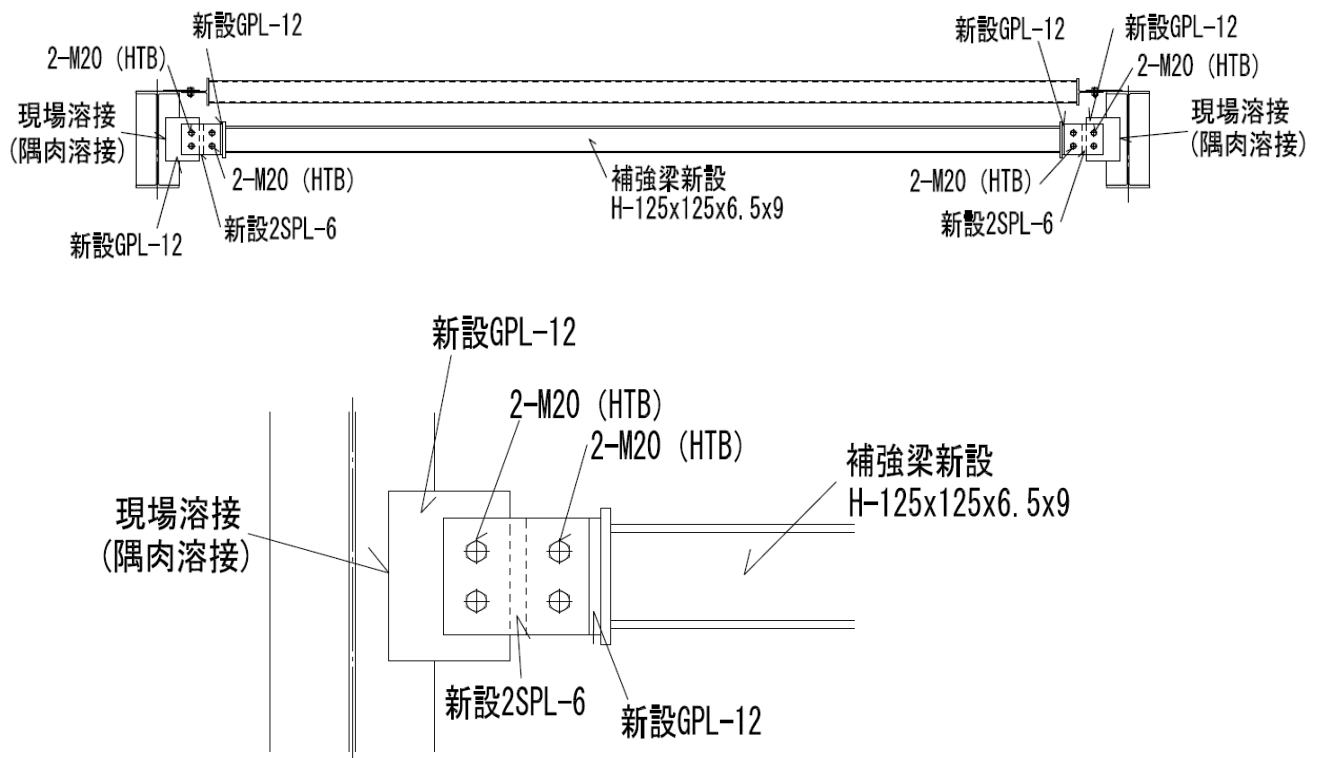


標準図－ 2

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.11 機械棟 既設ブレース改修の溶接補強概要図



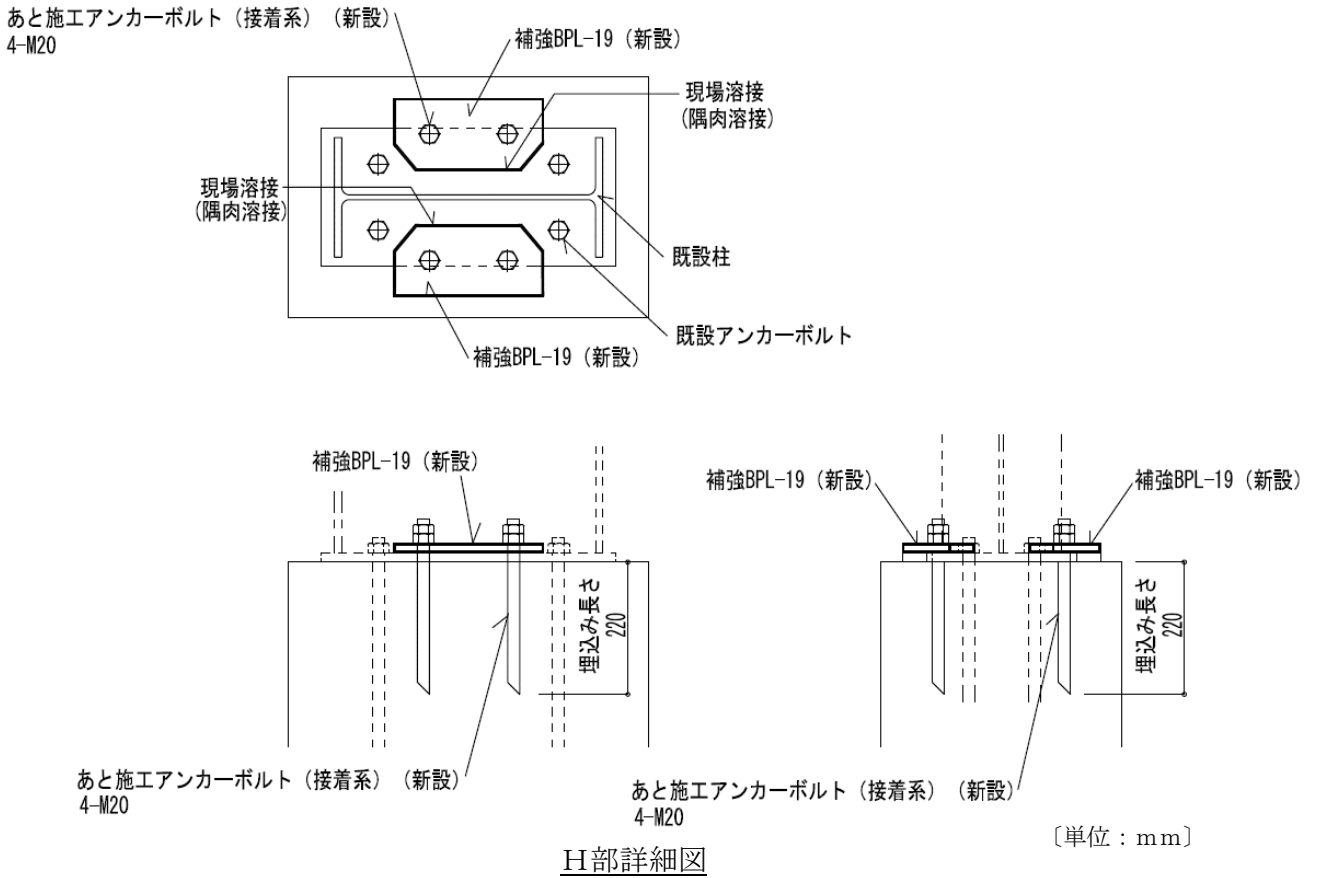
概要詳細図

D部概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.12 機械棟 水平梁補強概要図



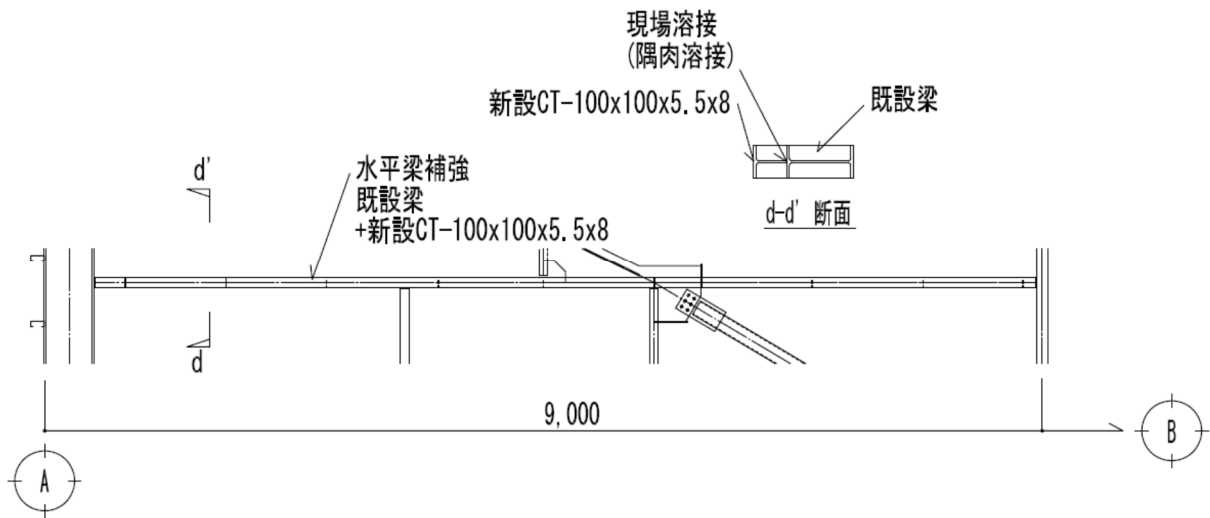
既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

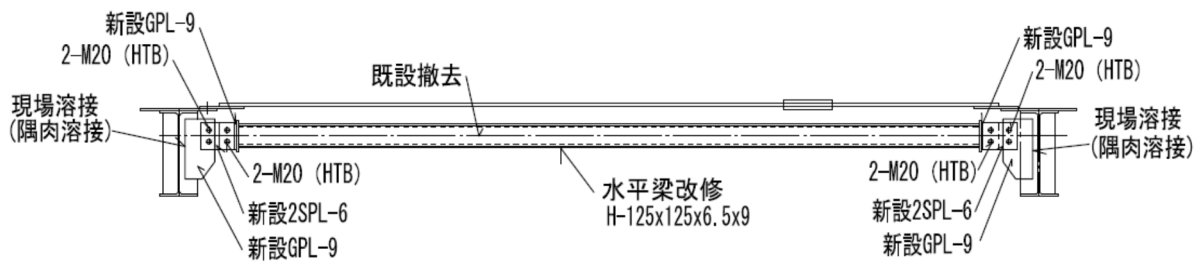
なお、柱BPLの下に無収縮モルタルを充填する。

無収縮モルタルは、設計基準強度 $30\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。

図 2.13 機械棟 あと施工アンカー補強概要図



J 部詳細図



K 部詳細図

[単位：mm]

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。
 なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

図 2.14 機械棟 梁補強概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

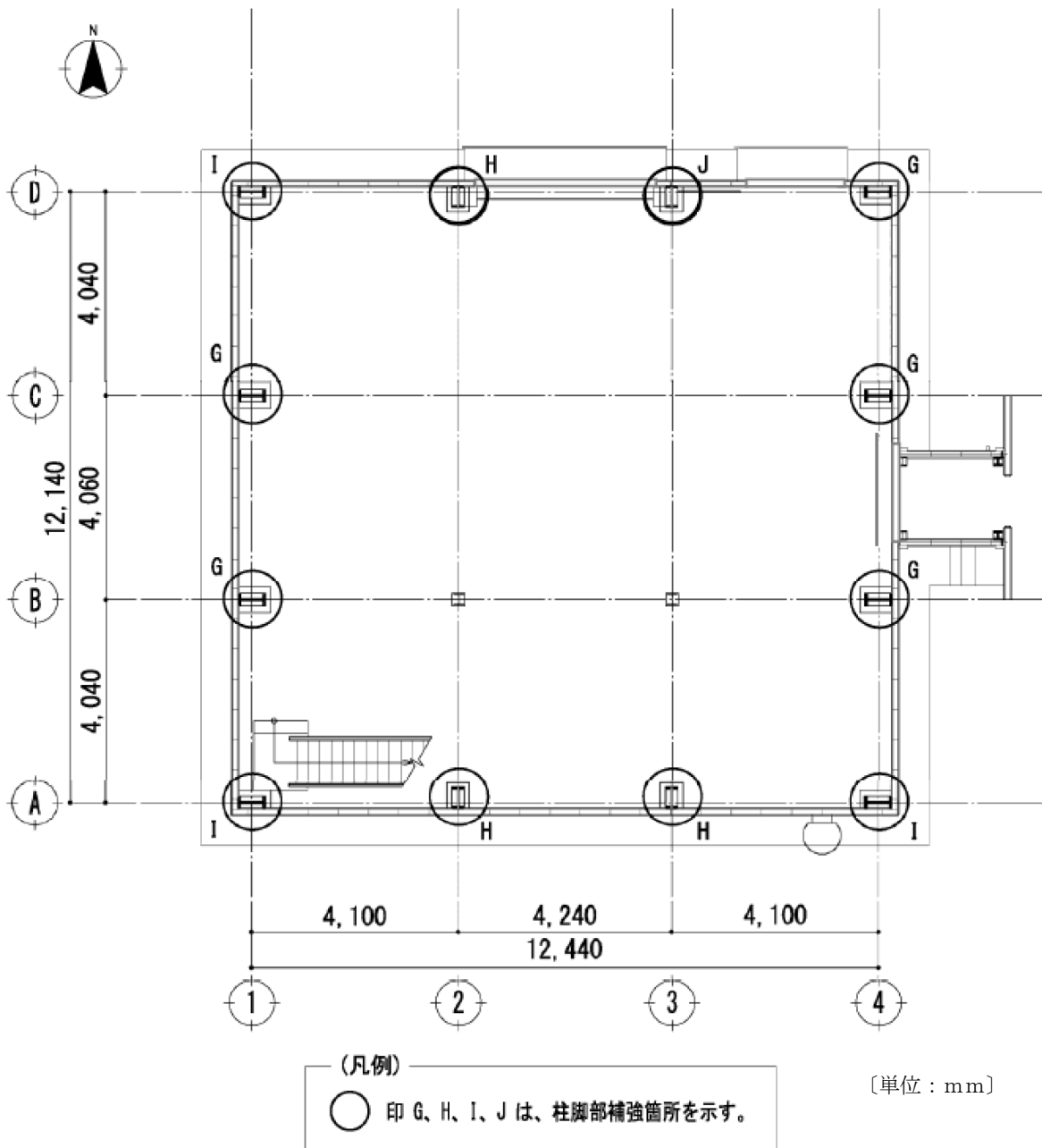


図 3.1 照射物管理棟 1 階伏図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

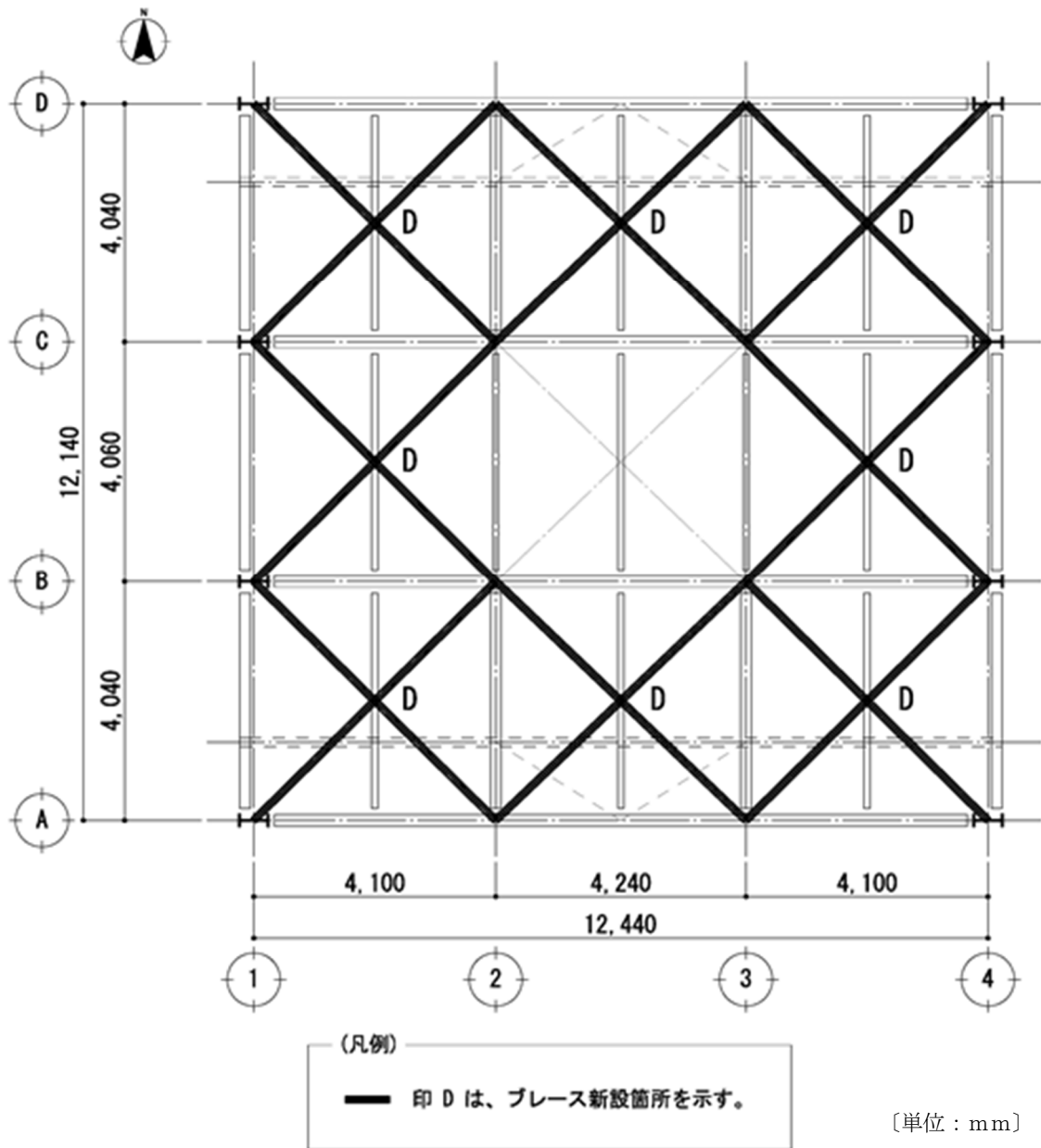


図 3.2 照射物管理棟 屋根伏図 (Z5 レベル)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

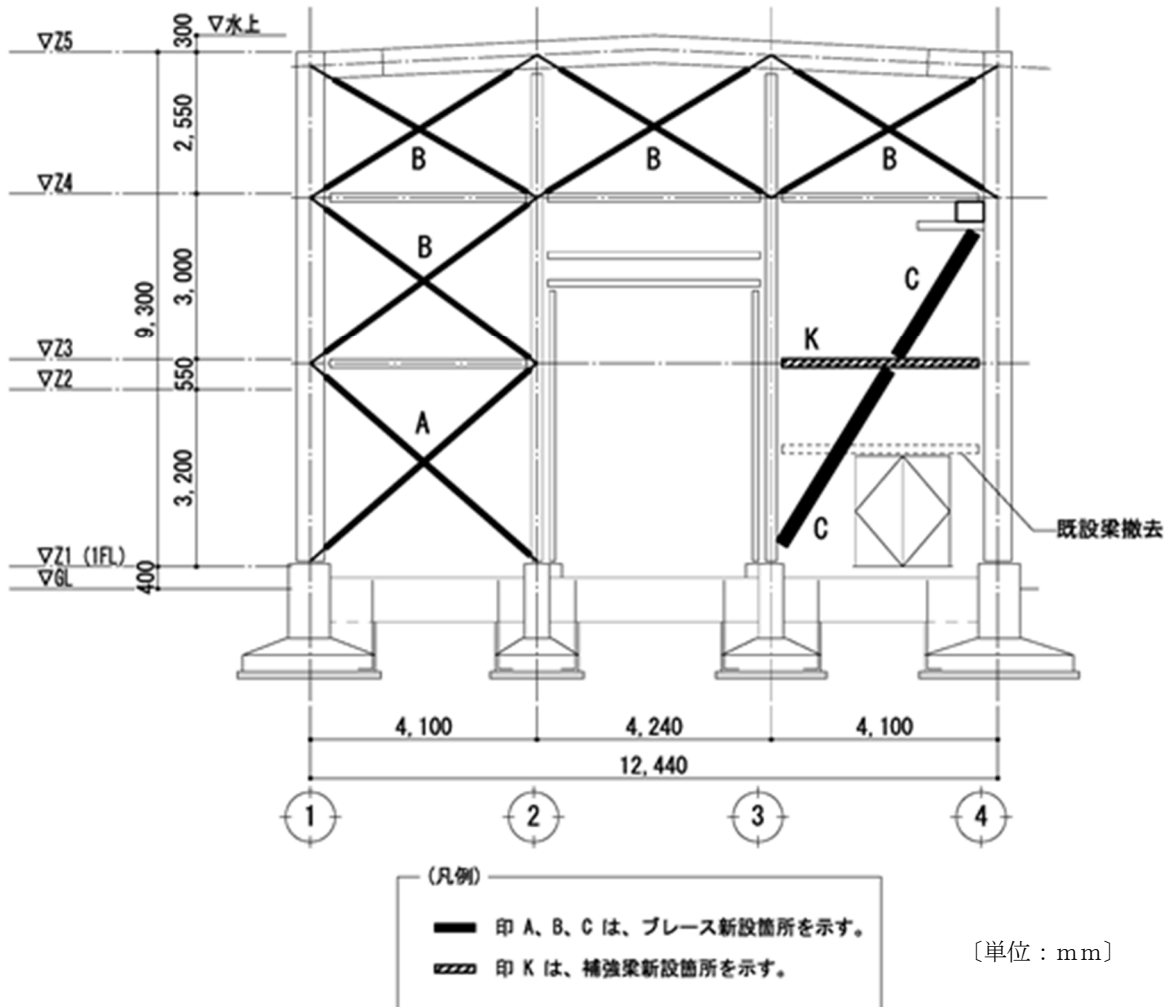


図 3.3 照射物管理棟 D 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

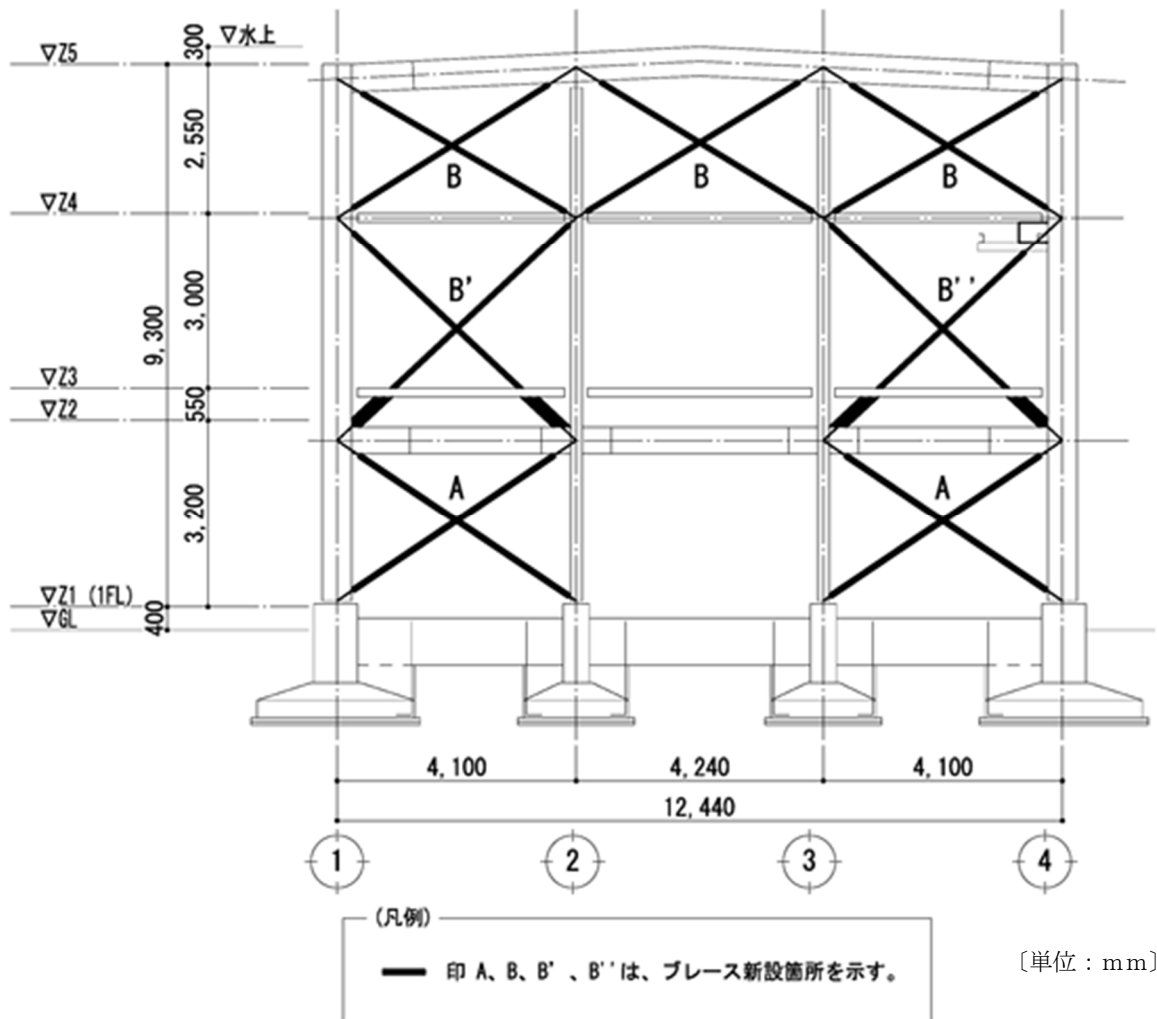


図 3.4 照射物管理棟 A 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

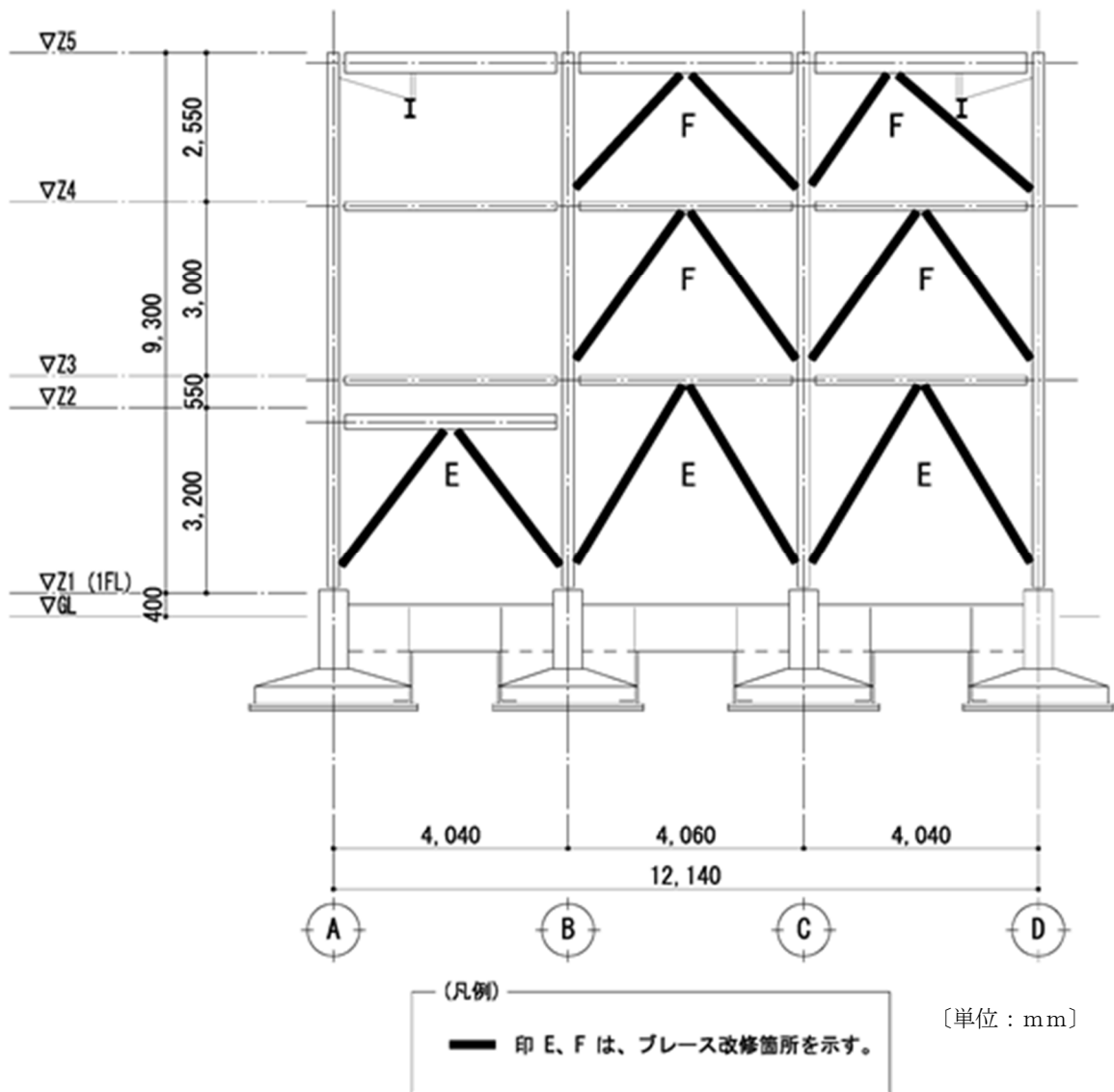
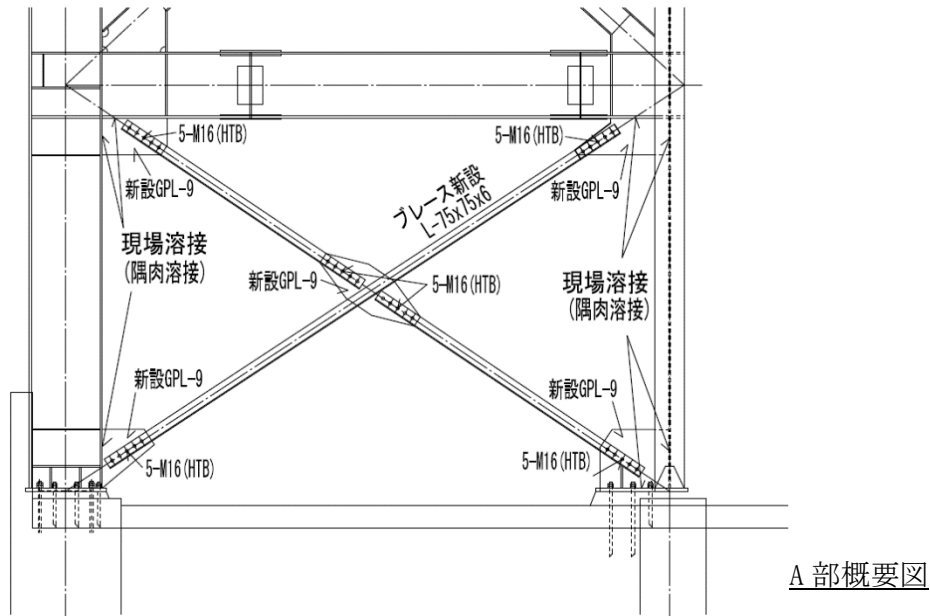


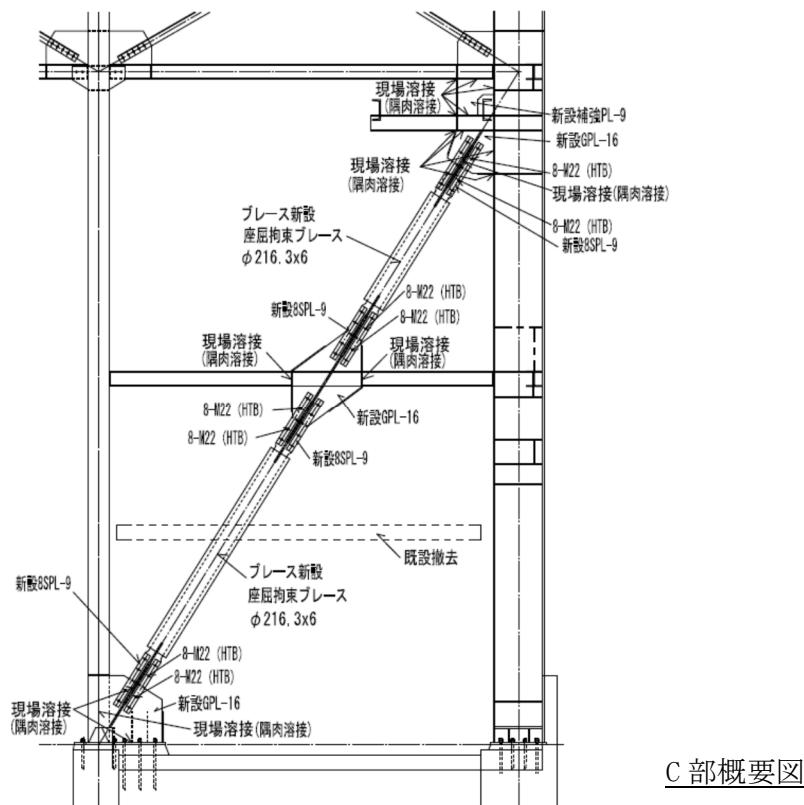
図 3.5 照射物管理棟 1,4 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりに工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。



A 部概要図



C 部概要図

図 3.6 照射物管理棟 ブレース補強概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

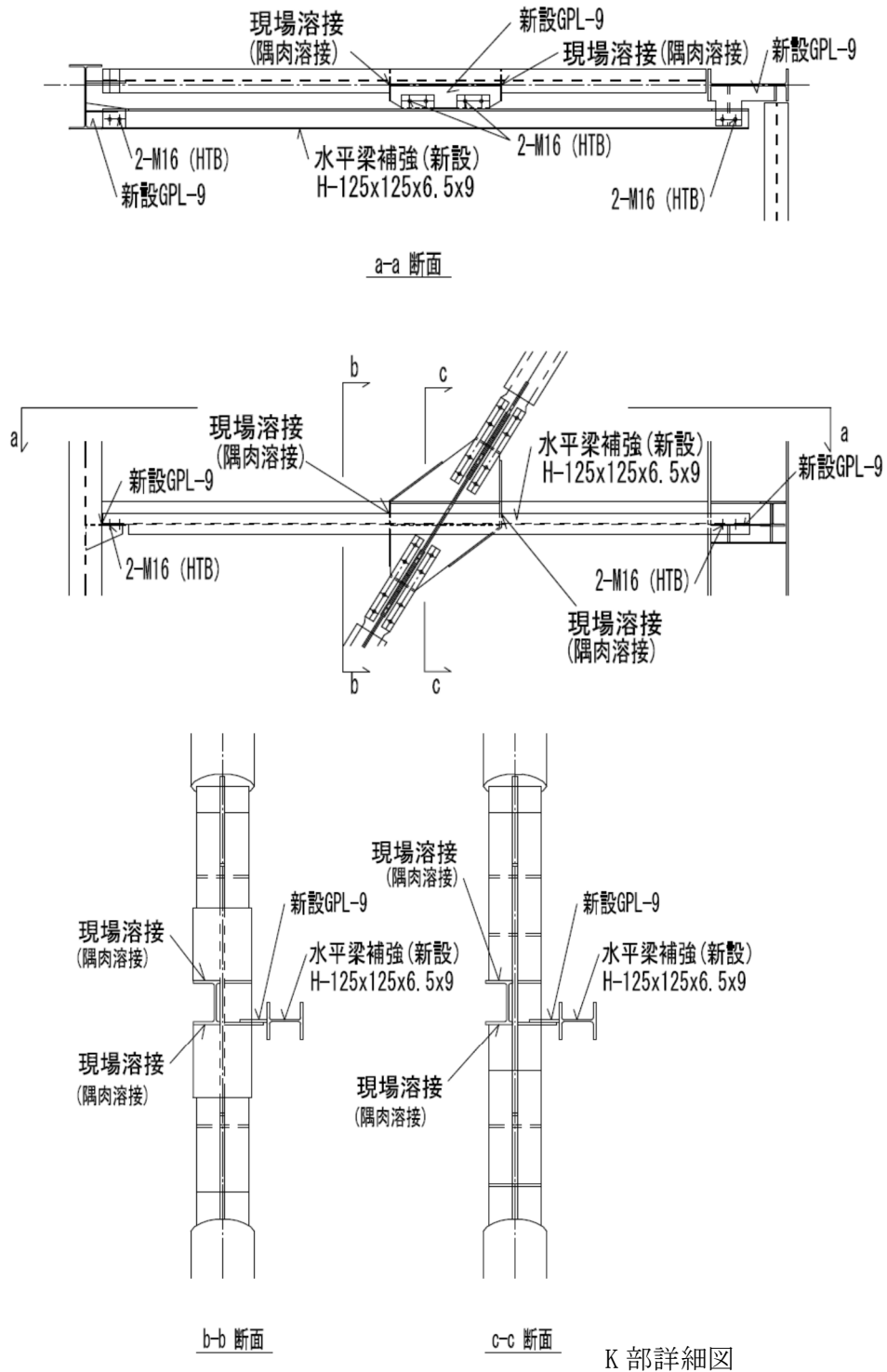


図 3.7 照射物管理棟 水平梁補強概要図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

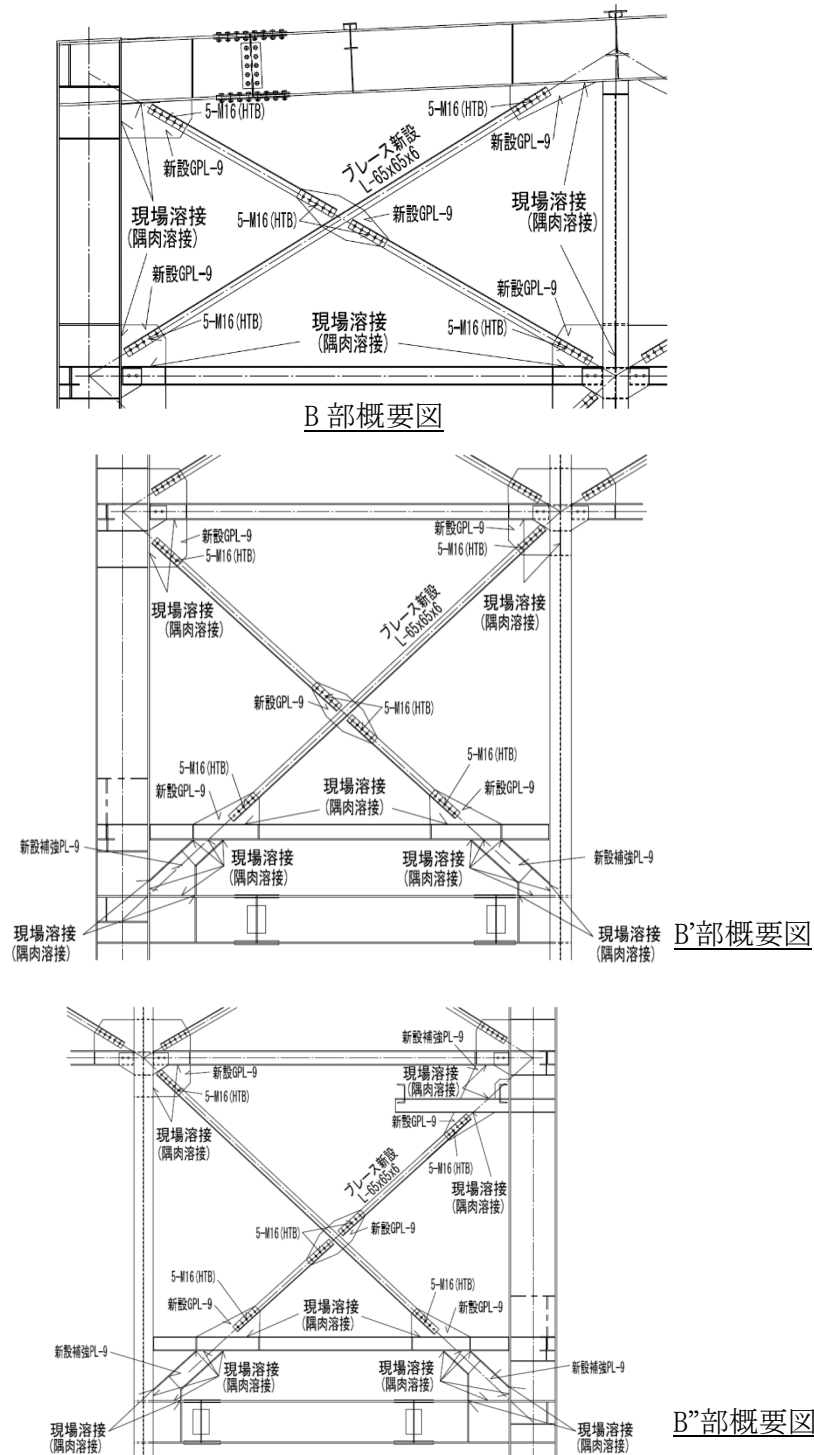
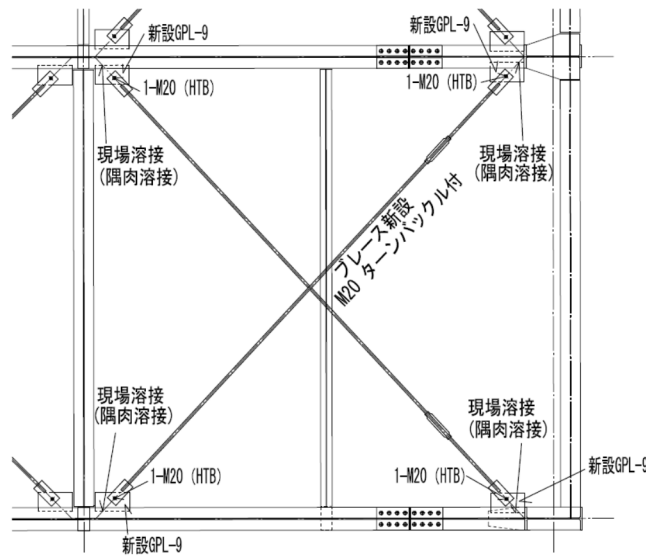


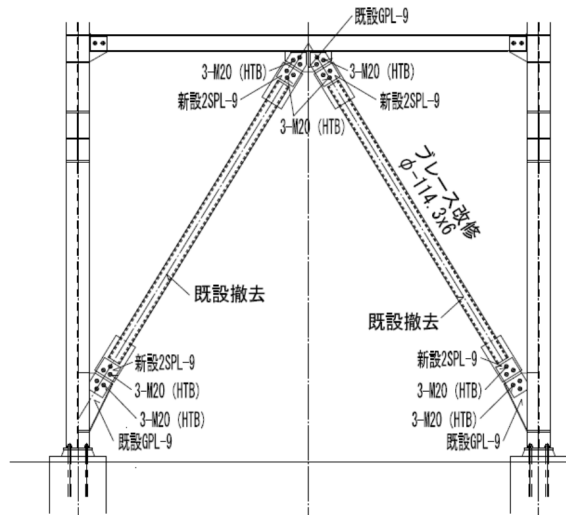
図 3.8 照射物管理棟 ブレース補強概要図(1/2)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

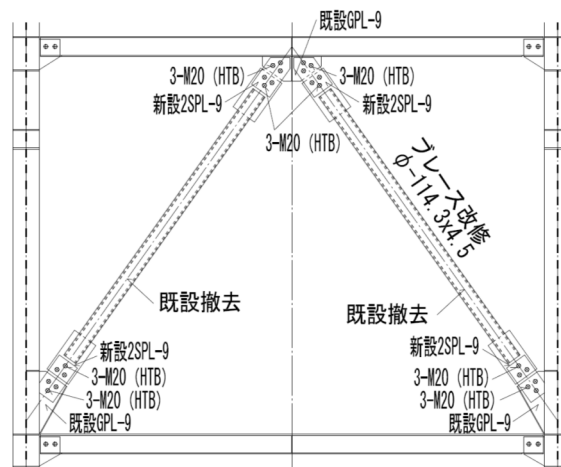
なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。



D部概要図



E部概要図



F部概要図

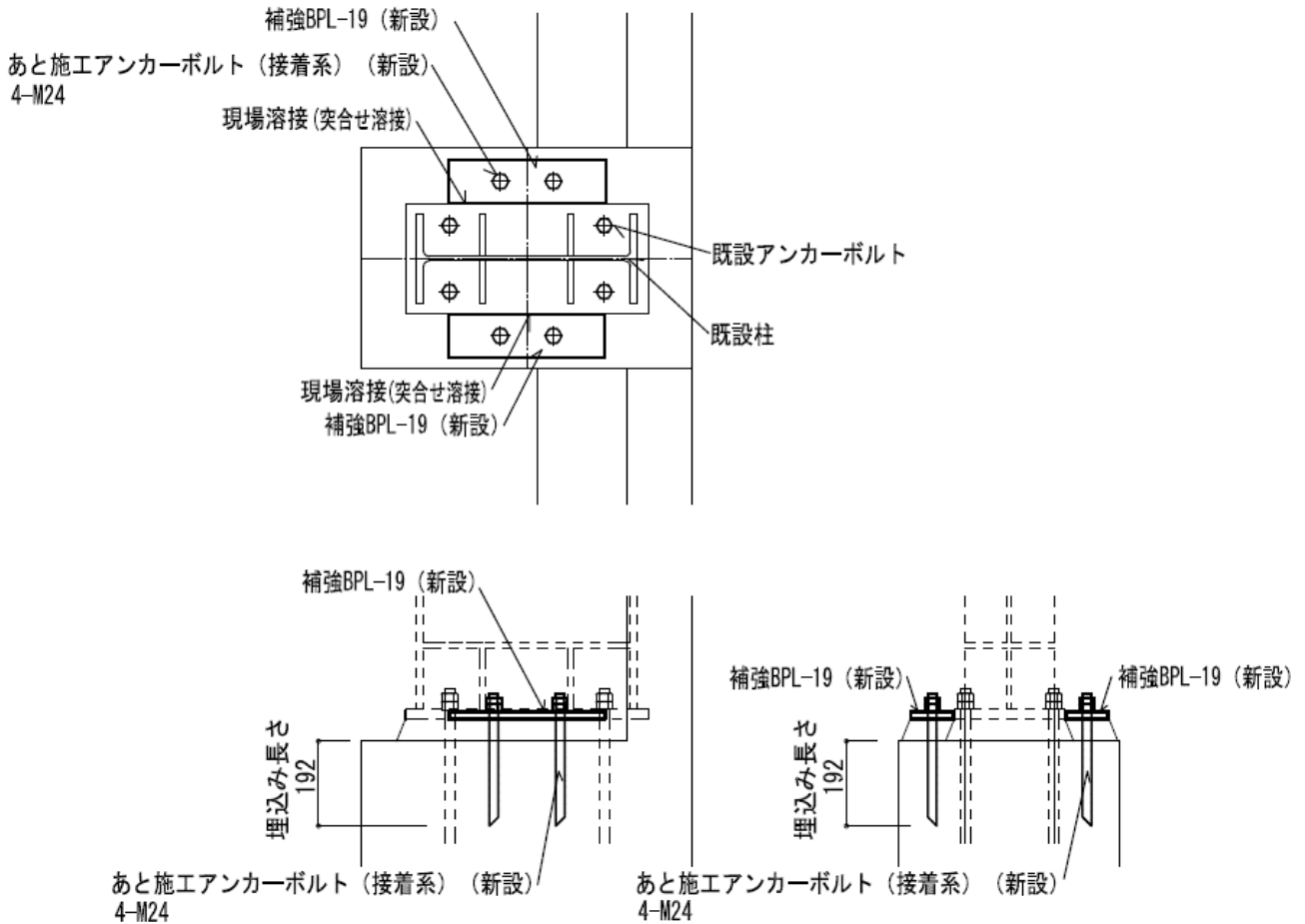
図 3.8 照射物管理棟 ブレース補強概要図 (2/2)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

なお、柱BPLの下に無収縮モルタルを充填する。

無収縮モルタルは、設計基準強度 30N/mm² 以上とする。



[単位 : mm]

G 部概要図

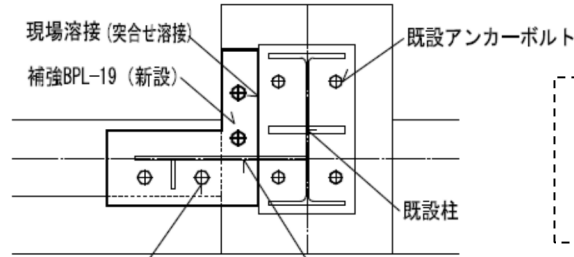
図 3.9 照射物管理棟 柱脚部補強概要図(1/4)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりに工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

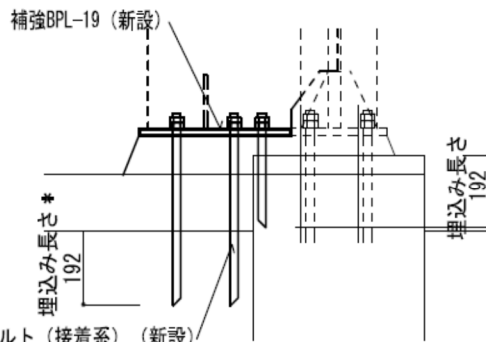
なお、柱 BPL の下に無収縮モルタルを充填する。

無収縮モルタルは、設計基準強度 30N/mm² 以上とする。

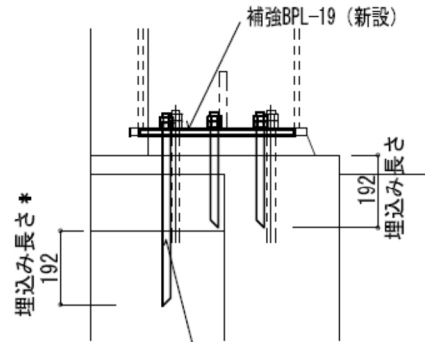


H 部のうち 3 の A 通及び 2 の D 通については、補強 BPL-19 は右側に設置される。

あと施工アンカーボルト (接着系) (新設) 4-M24



あと施工アンカーボルト (接着系) (新設) 4-M24



あと施工アンカーボルト (接着系) (新設) 4-M24

*スラブ厚さ200mmを考慮する。

[単位：mm]

H 部概要図

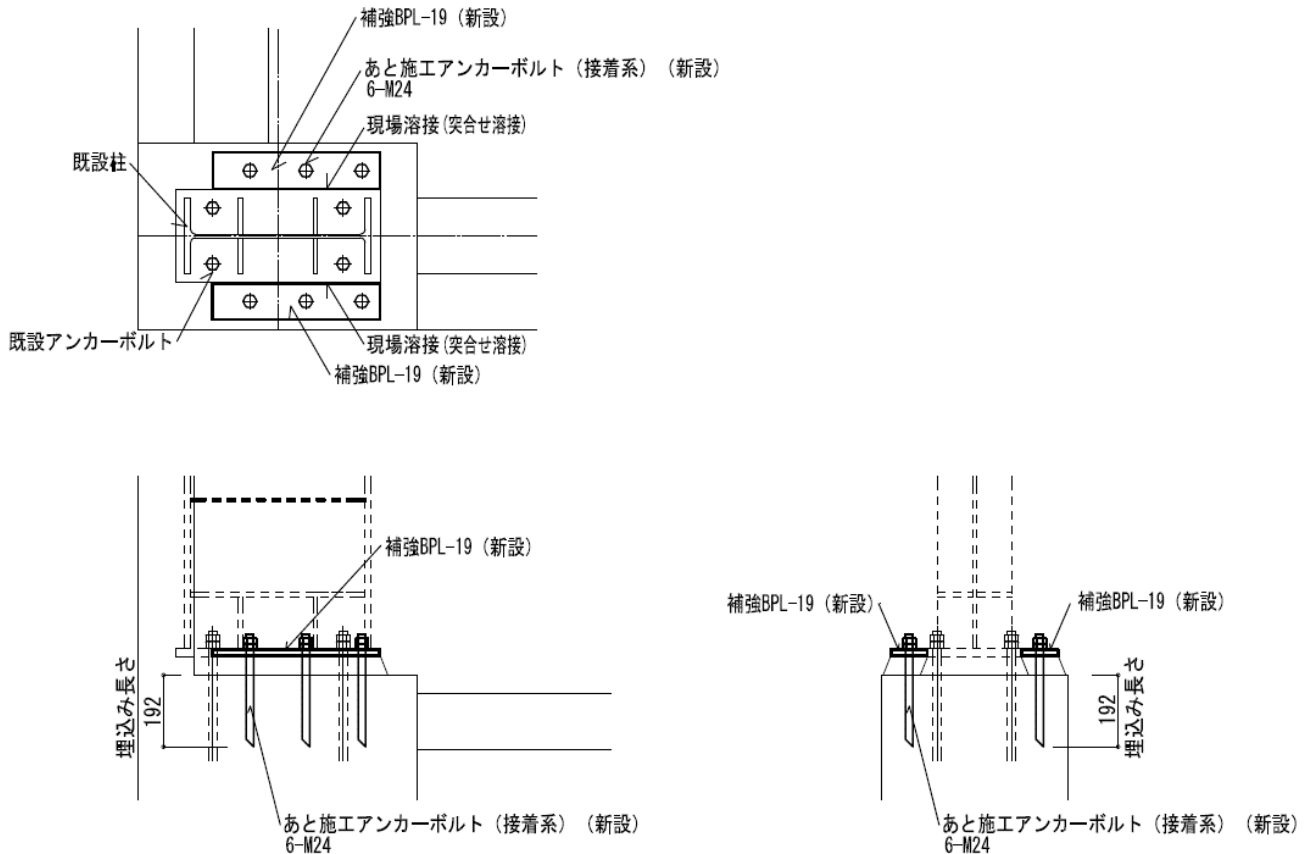
図 3.9 照射物管理棟 柱脚部補強概要図 (2/4)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

なお、柱BPLの下に、無収縮モルタルを充填する。

無収縮モルタルは、設計基準強度 30N/mm² 以上とする。



I 部概要図

[単位：mm]

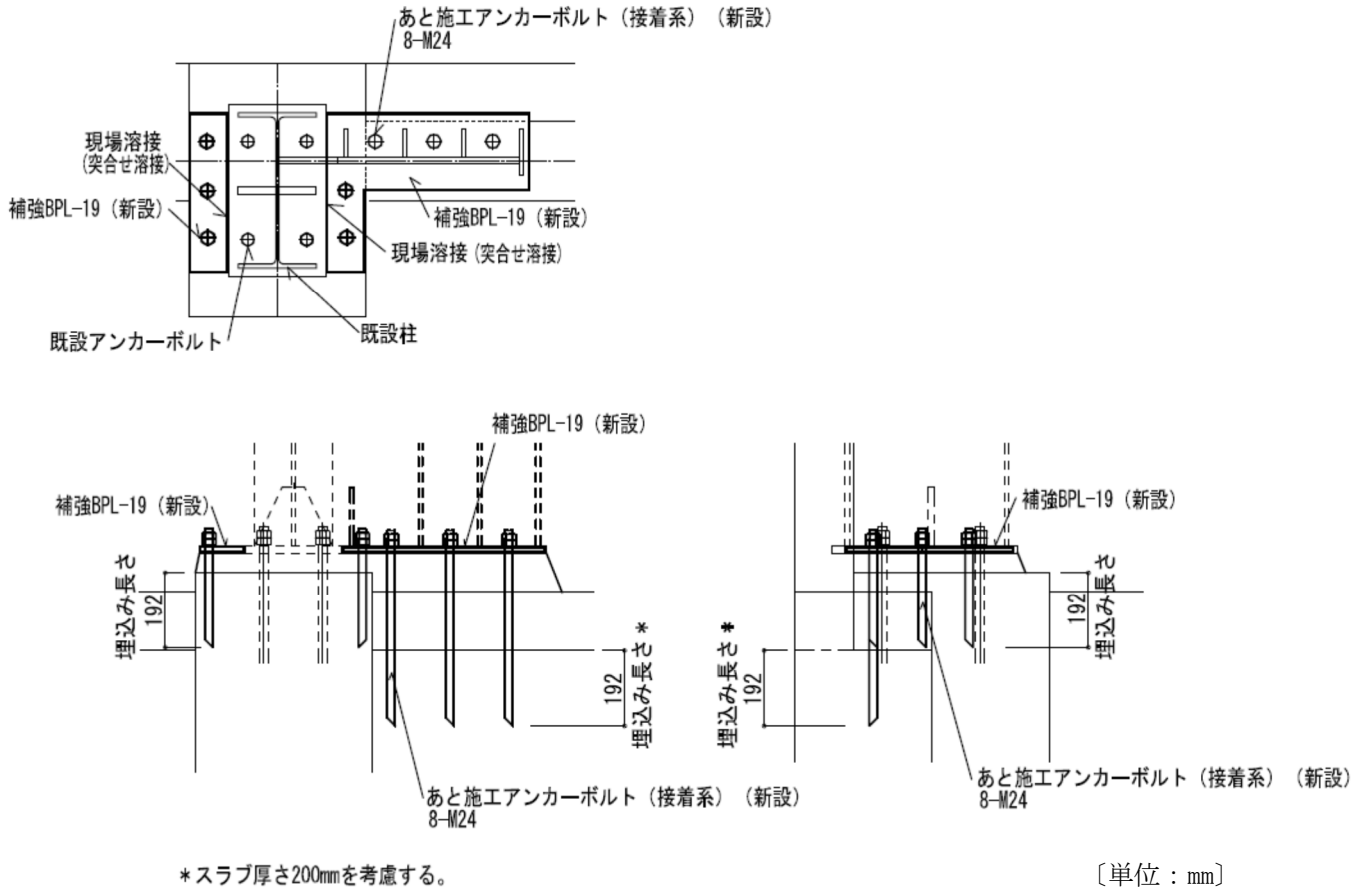
図 3.9 照射物管理棟 柱脚部補強概要図 (3/4)

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

なお、既存部材の据付状態等により、本図のとおりに工事できない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

なお、柱 BPL の下に、無収縮モルタルを充填する。

無収縮モルタルは、設計基準強度 30N/mm² 以上とする。



J 部概要図

図 3.9 照射物管理棟 柱脚部補強概要図 (4/4)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使 用 前 検 査 成 績 書

〔核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〕
〔その他試験研究用等原子炉の附属施設〕

原子力規制委員会

使用前検査成績書

事業者及び事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		
検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟、照射物管理棟		
検査場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設（NSRR原子炉施設）		
申請年月日 及び申請番号			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
別紙－１のとおり	別紙－１のとおり		別紙－１のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備考			

検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設（燃料棟）			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 2, 3 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 4, 5 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 6, 7 のとおり
○その他試験研究用等原子炉の附属施設（機械棟）			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 8, 9 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 10, 11 のとおり
配 筋 検 査	年 月 日		別紙－ 12, 13 のとおり
型 枠 検 査	年 月 日		別紙－ 14, 15 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 16, 17 のとおり
○その他試験研究用等原子炉の附属施設（照射物管理棟）			
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 18, 19 のとおり
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－ 20, 21 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 22, 23 のとおり
○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設並びにその他試験研究用等原子炉の附属施設			
品質管理の方法等 に関する検査	年 月 日		別紙－ 24, 25 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－２６に示す。</p>			

材料検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に記載された材料（使用前検査要領書の添付資料－2「表1～表5、図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）が使用されていること。			
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－26に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－２６に示す。</p>			

寸法検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟													
判定基準		結果	検査方法											
① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－2「表2～表4、図1.1～図1.4、図1.6及び図1.10～図1.13」を参照）に記載された寸法であること。														
② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－2「図1.1及び図1.10」を参照）に記載された寸法であること。														
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－26に示す。</p> <p>・あと施工アンカーボルトの埋込み長さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部位</th> <th style="width: 15%;">あと施工 アンカーボルト</th> <th style="width: 30%;">埋め込み長さ</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">柱脚部補強</td> <td style="text-align: center;">H部</td> <td style="text-align: center;">4-M16</td> <td style="text-align: center;">128(mm)以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I部</td> <td style="text-align: center;">4-M24</td> <td style="text-align: center;">192(mm)以上</td> </tr> </tbody> </table>				部位	あと施工 アンカーボルト	埋め込み長さ	備考	柱脚部補強	H部	4-M16	128(mm)以上	I部	4-M24	192(mm)以上
部位	あと施工 アンカーボルト	埋め込み長さ	備考											
柱脚部補強	H部	4-M16	128(mm)以上											
	I部	4-M24	192(mm)以上											

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－26に示す。</p>			

外観検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟		
判定基準	結果	検査方法	
① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 1.1～図 1.4、図 1.6 及び図 1.10～図 1.13」を参照）どおりに配置されていること。			
② 鉄骨及びターンバックルの表面（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 1.1～図 1.4、図 1.6 及び図 1.10～図 1.13」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。			
③ 現場溶接部（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 1.1～図 1.14」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。			
<p>備考</p> <p>立会確認箇所を添付図－ 1、本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 26 に示す。</p>			

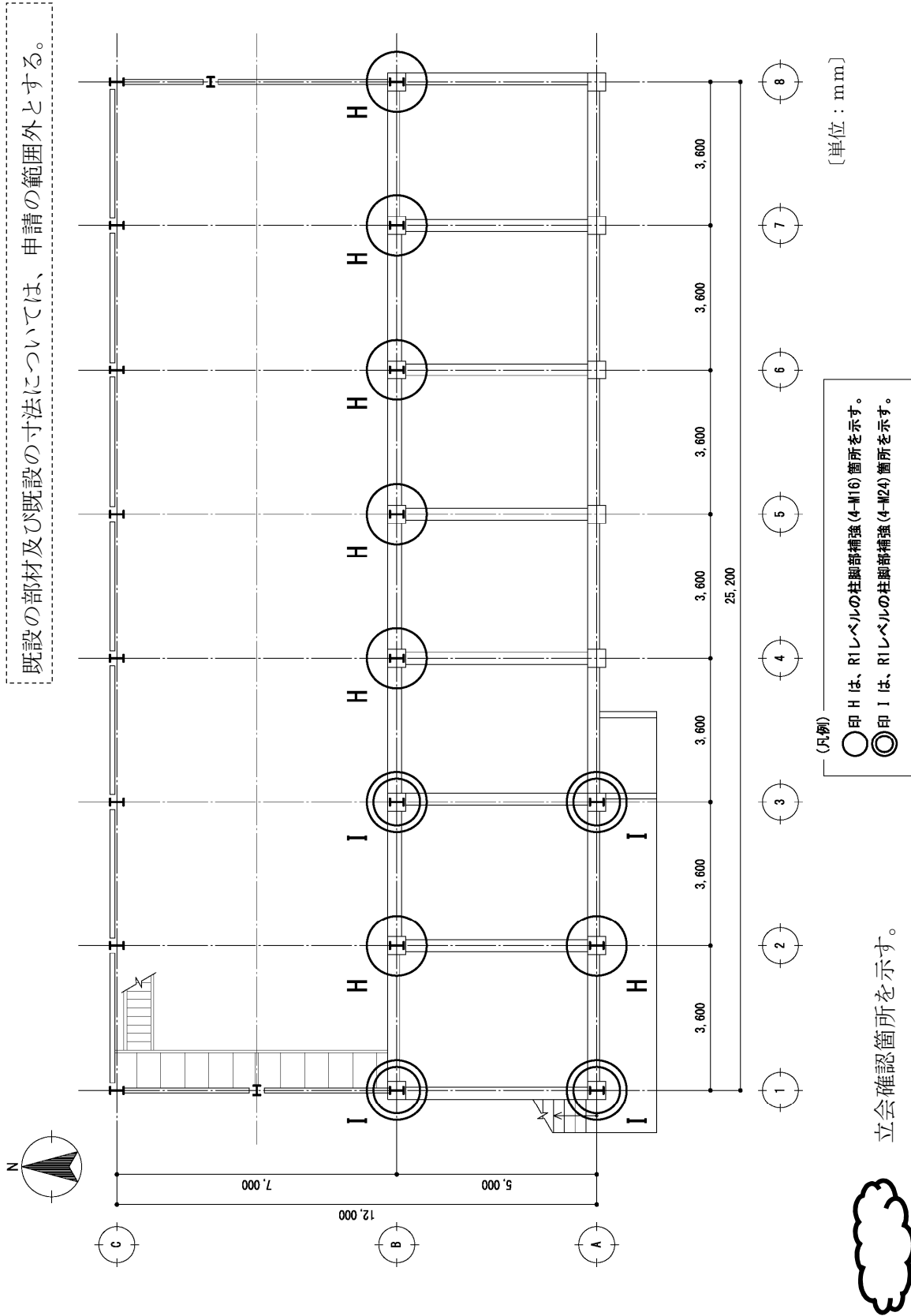


図 1.1 燃料棟 屋根 (RC 部) 伏図 (R1 レベル)

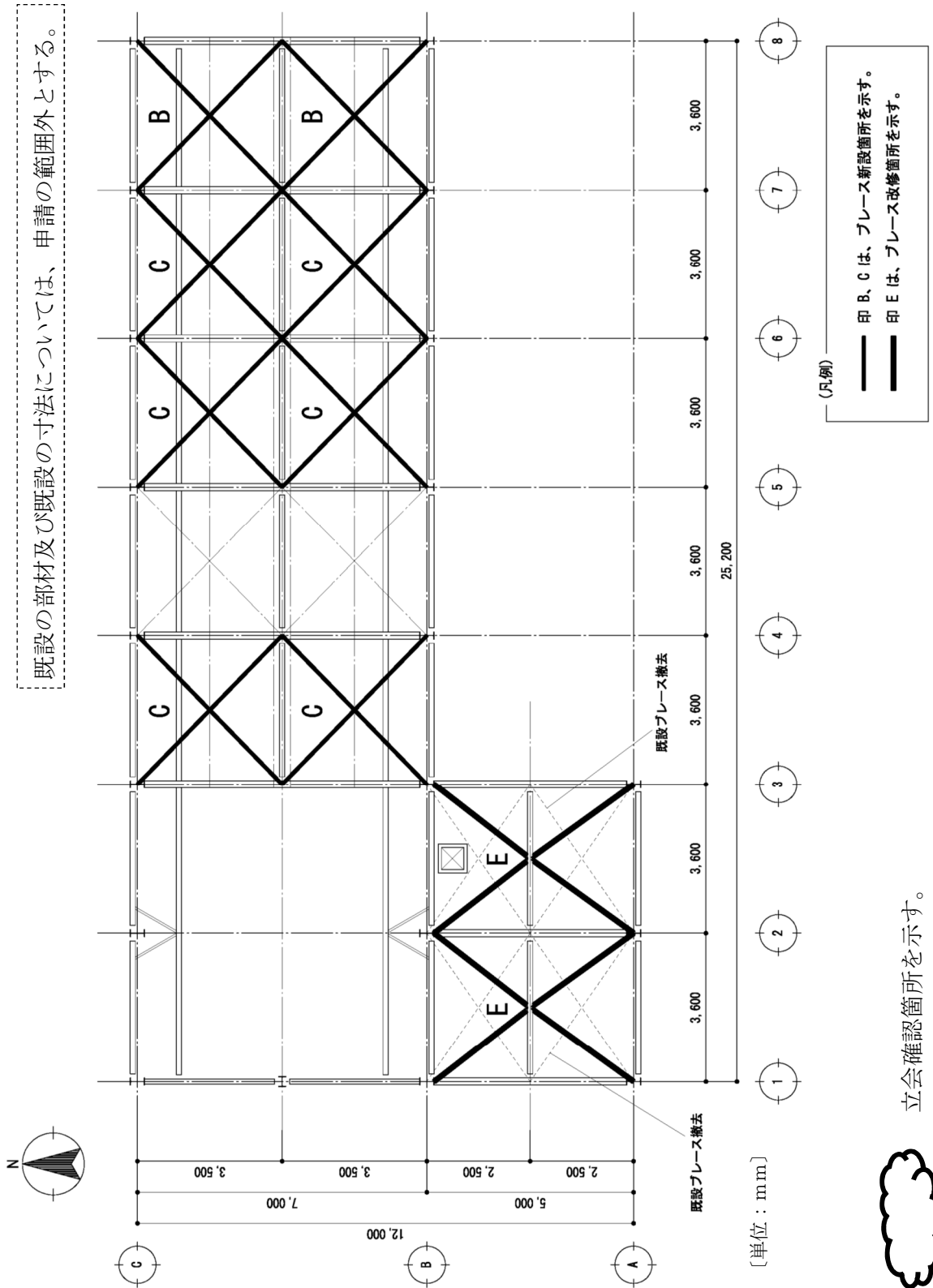


図 1.2 燃料棟 屋根伏図 (R2 レベル)

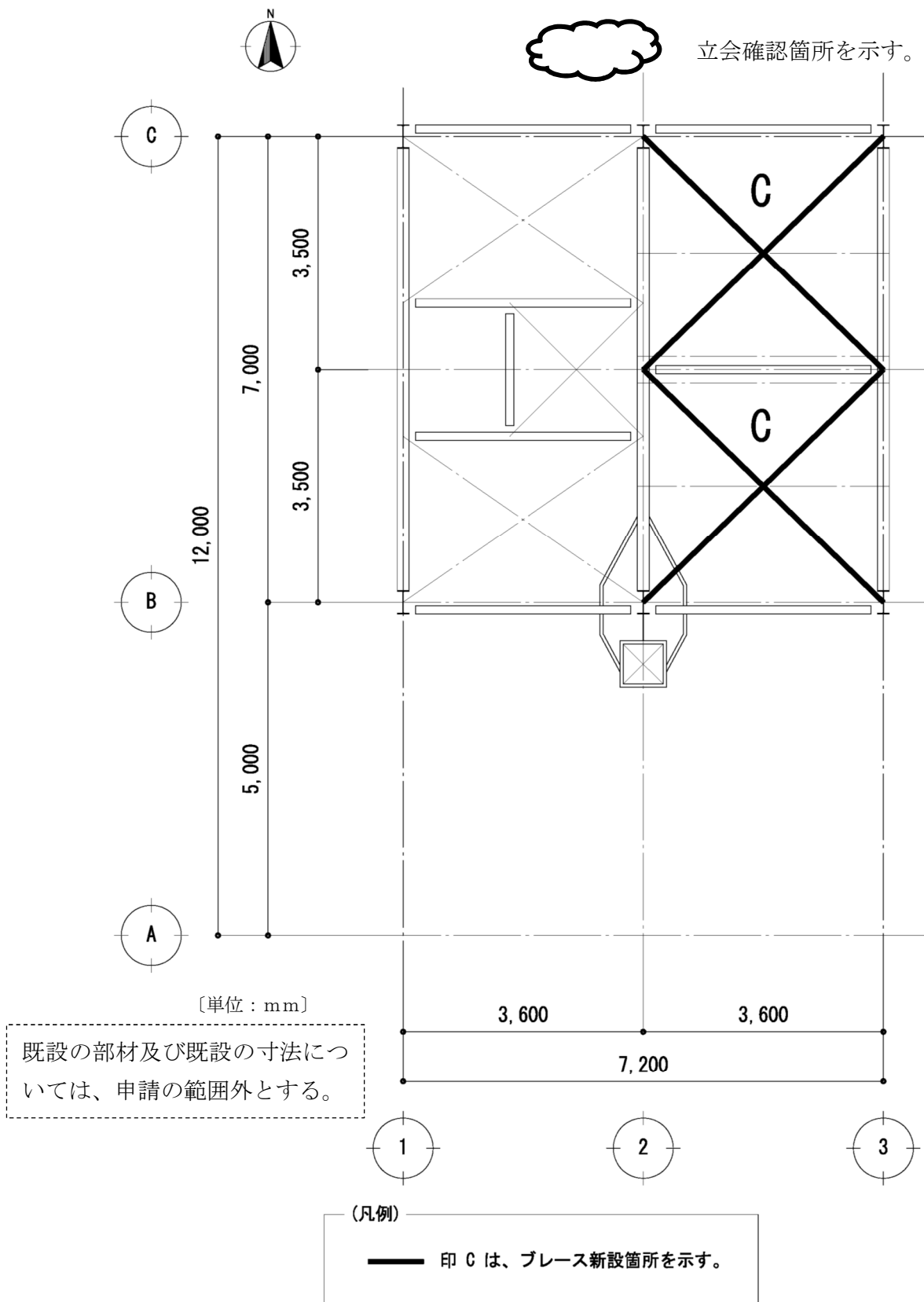


図 1.3 燃料棟 屋根伏図 (R3 レベル)

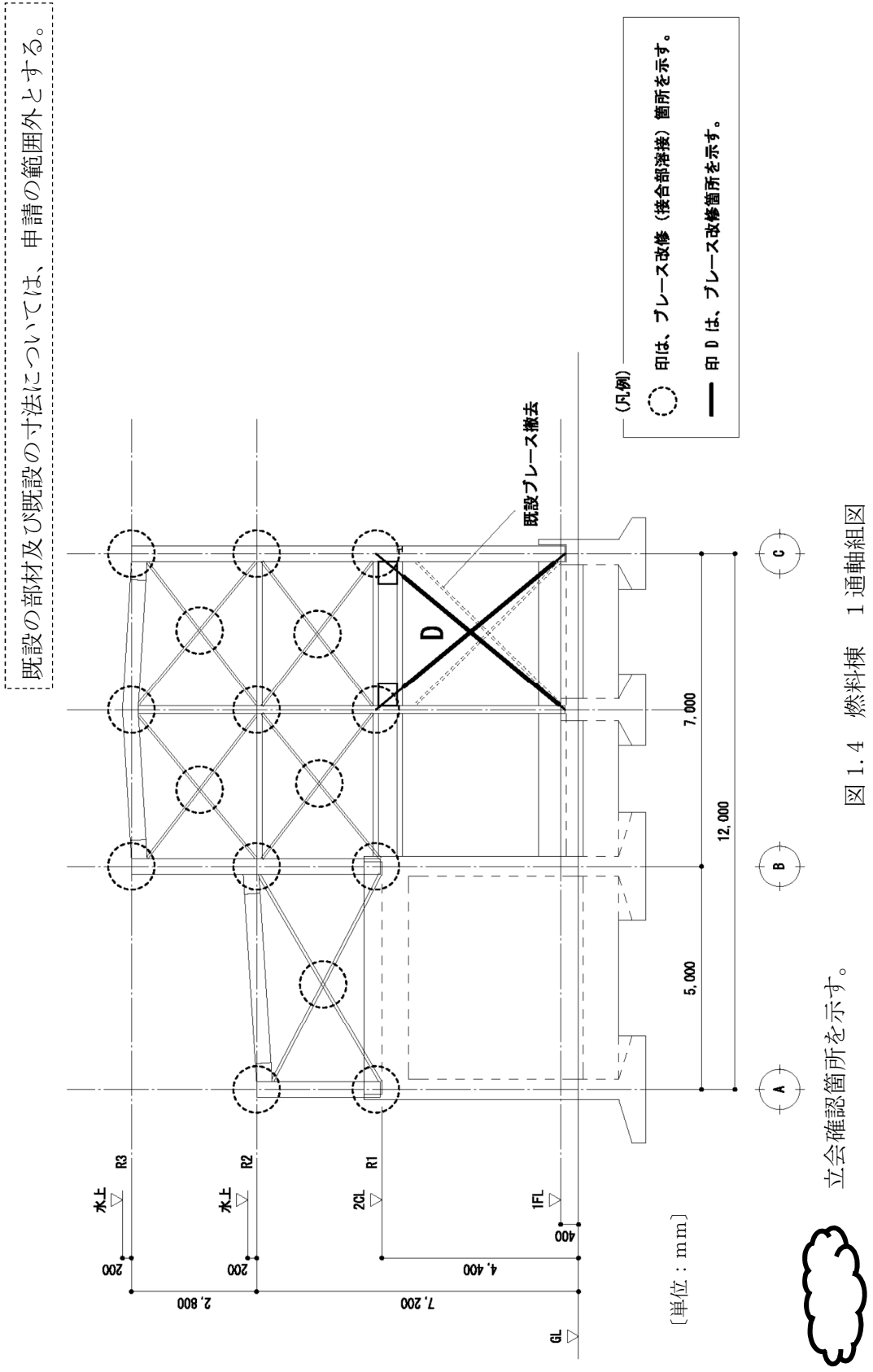


図 1.4 燃料棟 1 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

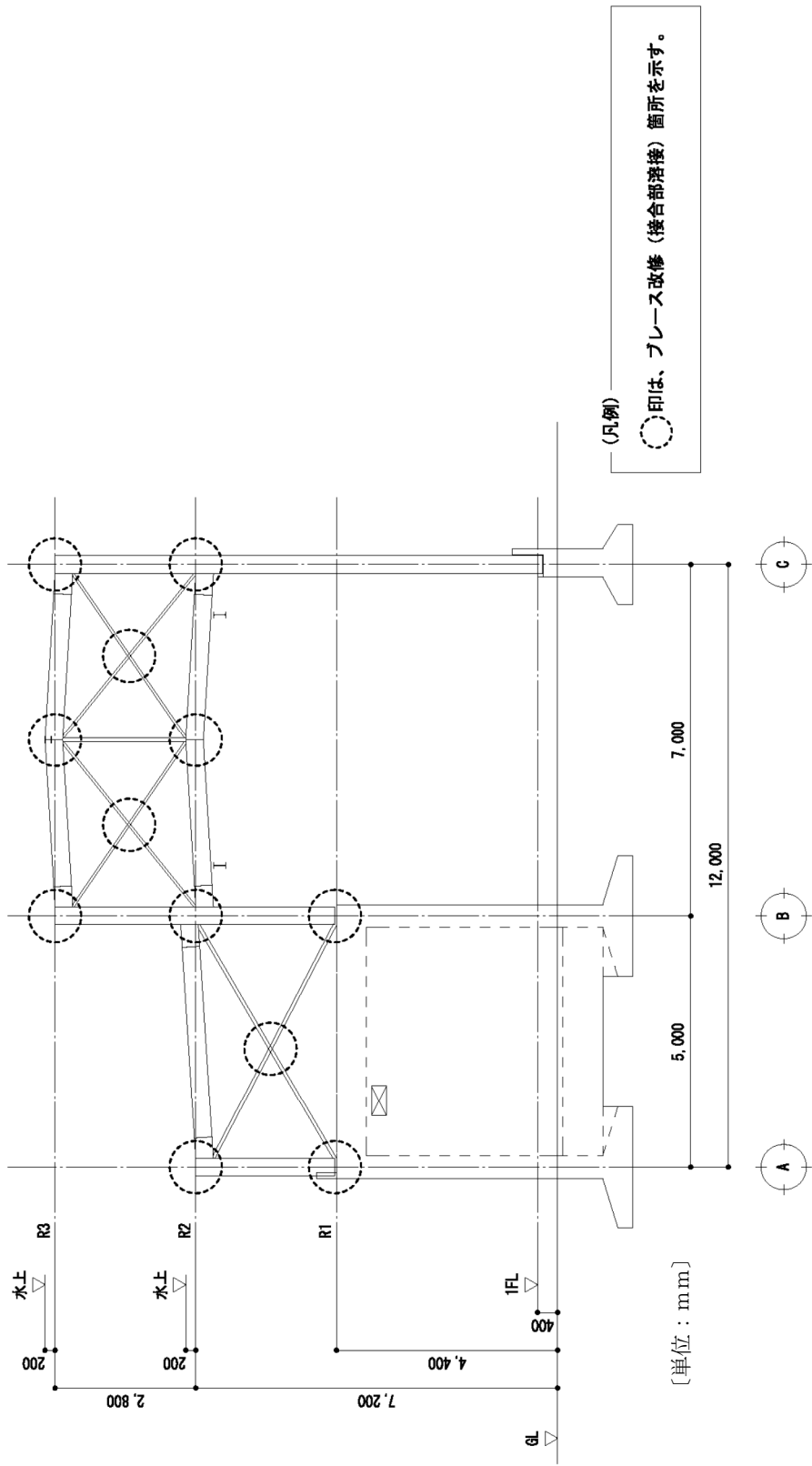


図 1.5 燃料棟 3 通軸組図

立会確認箇所を示す。



既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

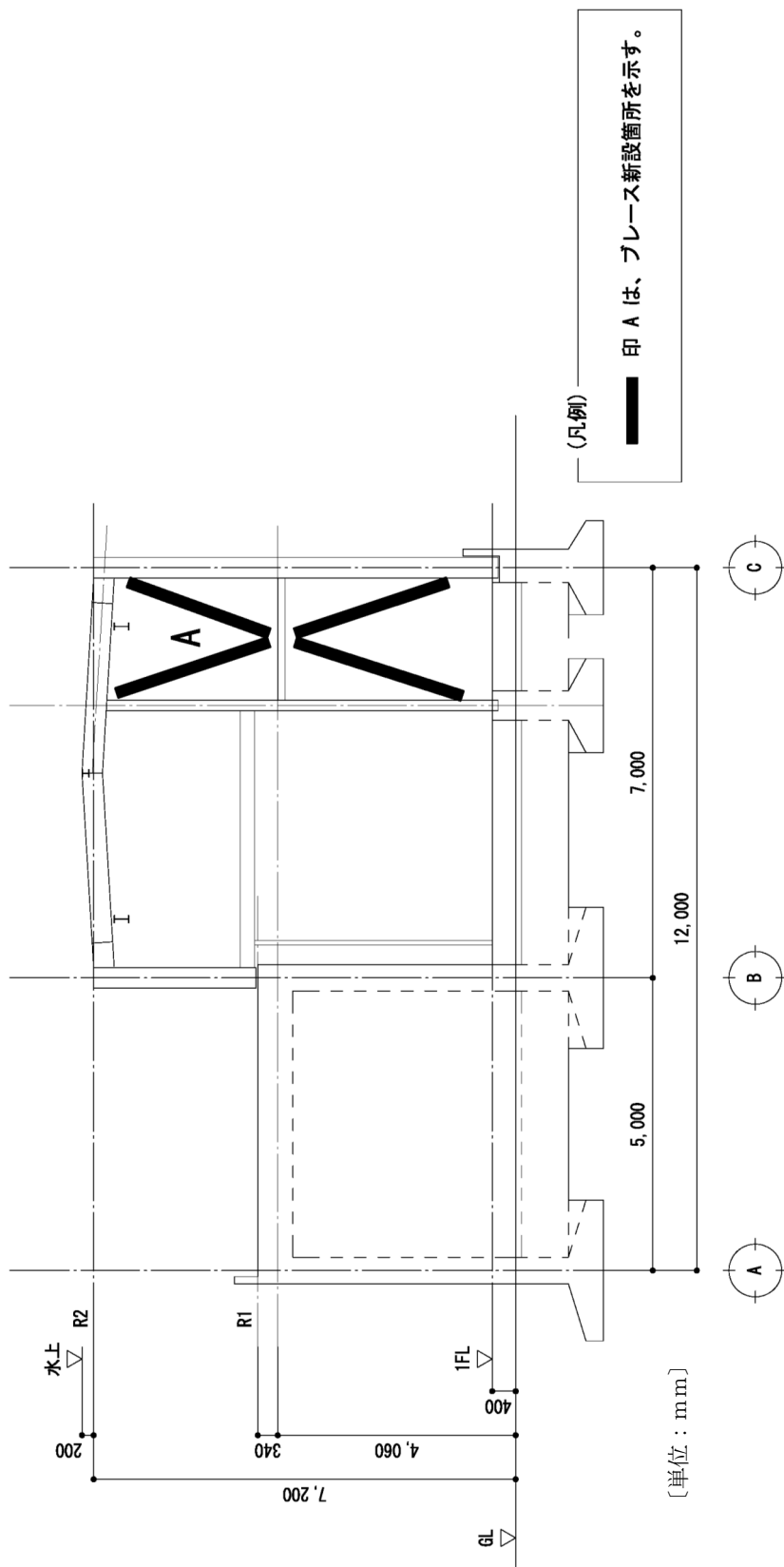
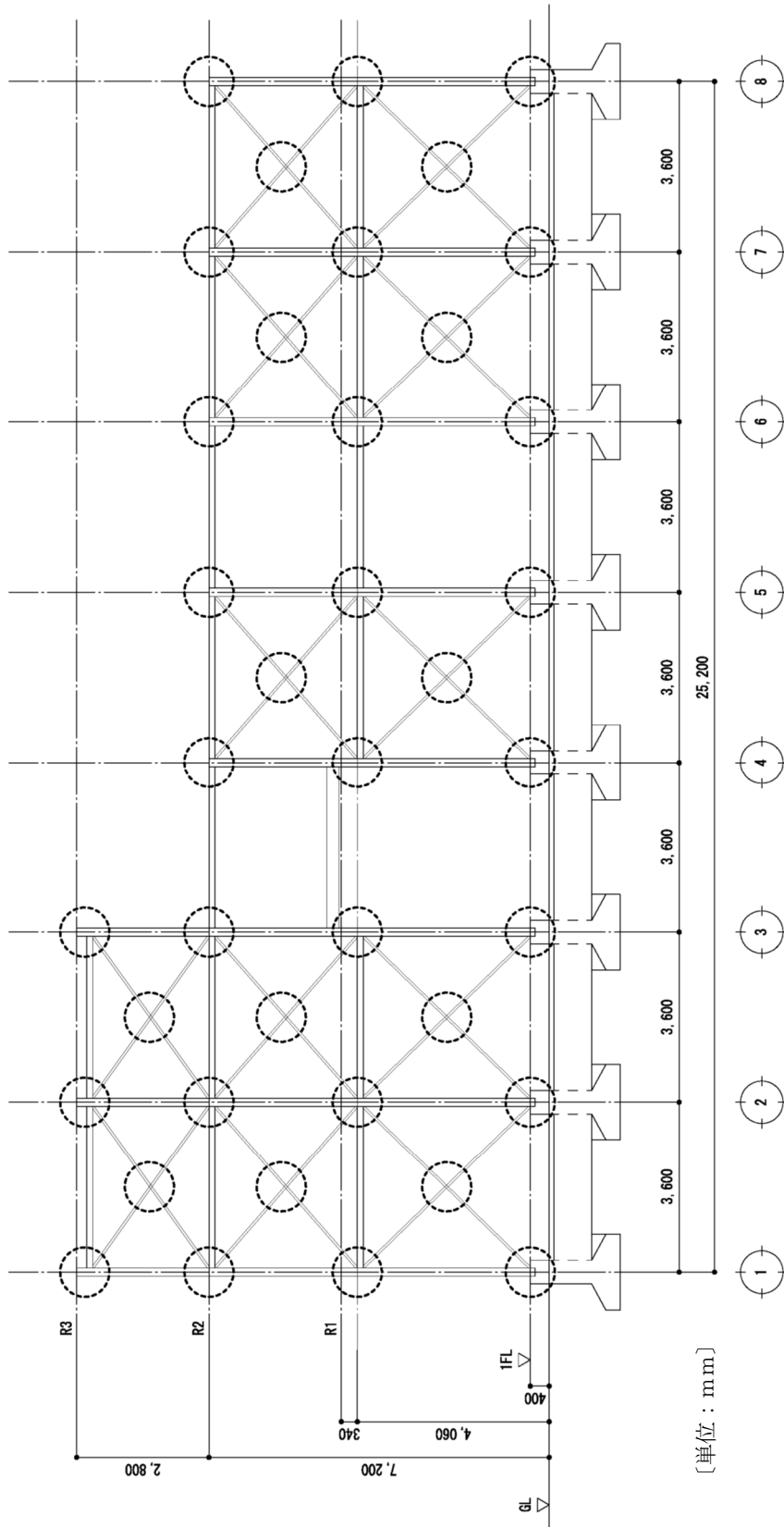


図 1.6 燃料棟 8通軸組図

立会確認箇所を示す。

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

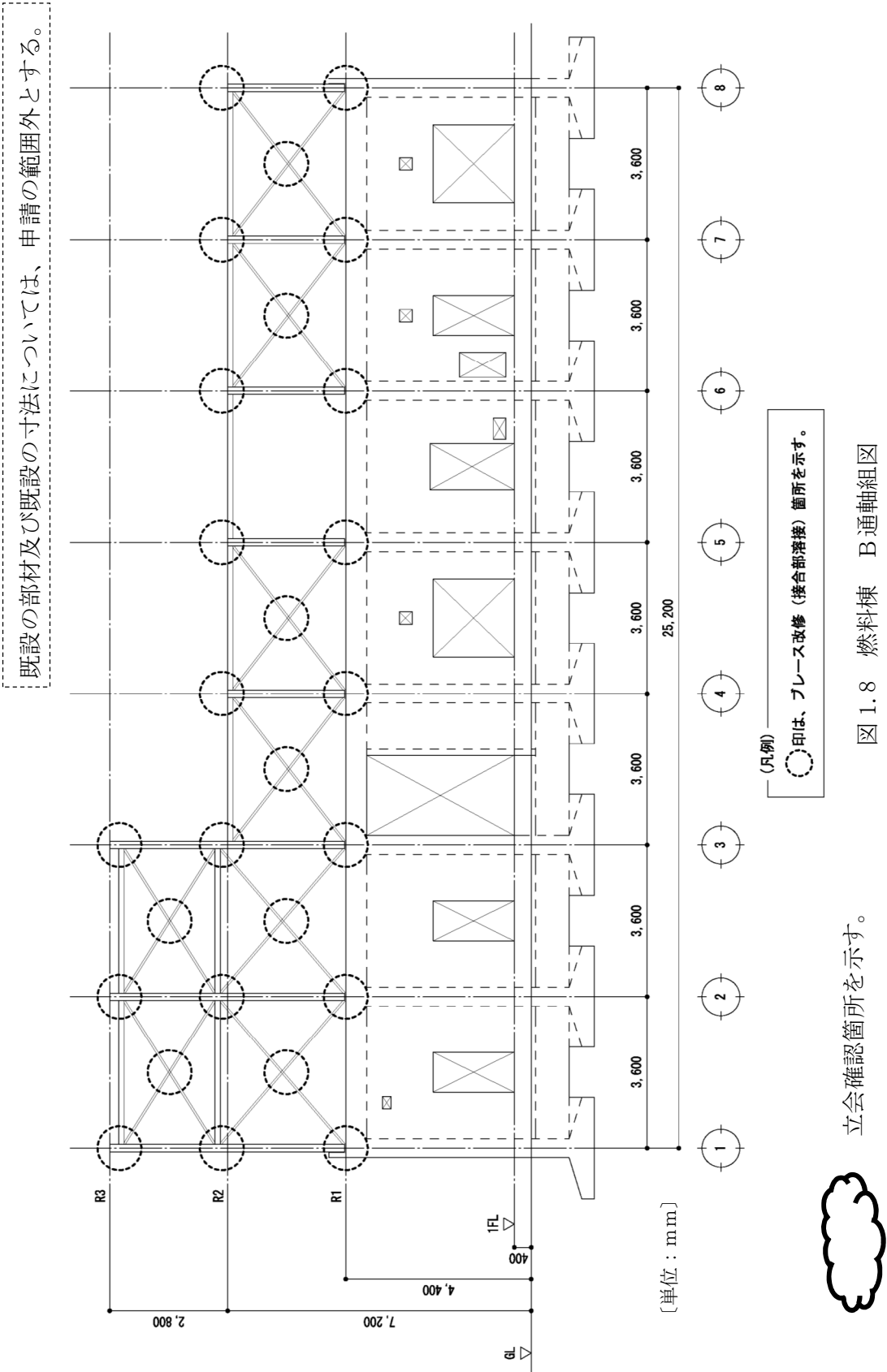


(凡例)
 ○印は、ブレース改修 (接合部溶接) 箇所を示す。
 ○印は、既設部材 (接合部溶接) 箇所を示す。

図 1.7 燃料棟 C 通軸組図

立会確認箇所を示す。





立会確認箇所を示す。

図 1.8 燃料棟 B 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

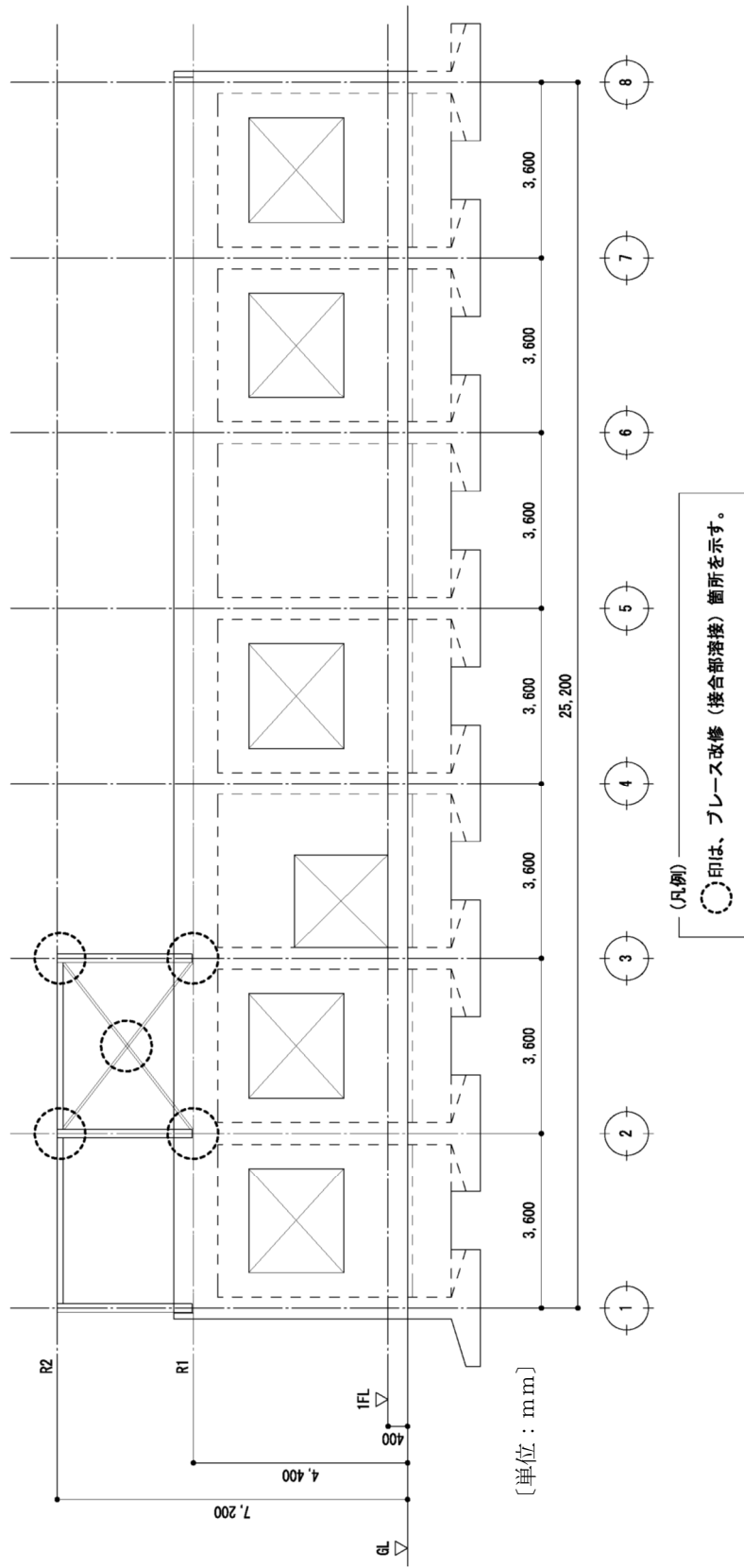


図 1.9 燃料棟 A 通軸組図

立会確認箇所を示す。



検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

材料検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に記載された材料（使用前検査要領書の添付資料－2「表1～表5、図2.1、図2.2、図2.4～図2.10及び図2.12～図2.14」を参照）が使用されていること。			
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－26に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟			
判定基準		結果	検査方法	
① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「表2～表4、図2.1、図2.2、図2.4～図2.10及び図2.12～図2.14」を参照）に記載された寸法であること。				
② あと施工アンカーボルト、あと施工アンカー筋及び頭付きスタッドの埋込み長さが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「図2.1、図2.7及び図2.13」を参照）に記載された寸法を確保していること。				
備考				
本検査で確認した申請者の記録等を別紙-26に示す。				
・あと施工アンカー筋の埋込み長さ				
部位		あと施工 アンカー筋	埋め込み長さ	備考
柱脚部補強	I部	D10@100	80(mm)以上	帯筋
		8-D19	152(mm)以上	
			209(mm)以上	端部
・頭付きスタッドの埋込み長さ				
部位		頭付きスタッド	埋め込み長さ	備考
柱脚部補強	I部	8-φ19	165(mm)以上	
・あと施工アンカーボルトの埋込み長さ				
部位		あと施工 アンカーボルト	埋め込み長さ	備考
柱脚部補強	H部	4-M20	220(mm)以上	

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：配筋検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

配筋検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟			
	判定基準	結果	検査方法	
	① 鉄筋及びあと施工アンカー筋の呼び径、本数又は間隔が、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 2.1 及び図 2.7」を参照）のとおり施工されていること。			
	② 鉄筋の継手長さが設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「表 6、図 2.1 及び図 2.7」を参照）のとおり施工されていること。また、フレア溶接部に割れ等の有害な欠陥がないこと。			
	③ 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「表 7、図 2.1 及び図 2.7」を参照）のとおり施工されていること。			
備考				
本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。				
・鉄筋の継手の長さ				
鉄筋の種類	継手の長さ		備考	
SD295A	35d 又は 25d フック付き		JASS 5N	
	フレア溶接の場合片面 10d 又は両面 5d		建築改修工事監理指針	
SD345	40d 又は 30d フック付き		JASS 5N	
	フレア溶接の場合片面 10d 又は両面 5d		建築改修工事監理指針	
・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ				
部位	かぶり厚さ			
柱	土に接しない	屋内	40mm	JASS 5N
		屋外	50mm	
	土に接する	50mm		

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：型枠検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

型枠検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟								
判定基準		結果	検査方法						
型枠の寸法が、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－2「表8、図2.1及び図2.7」を参照）のとおり施工されていること。									
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－26に示す。</p> <p>・型枠の寸法許容差</p> <table border="1" data-bbox="284 1046 1299 1214"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1046 622 1117">項目</th> <th data-bbox="622 1046 960 1117">許容差(mm)</th> <th data-bbox="960 1046 1299 1117">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1117 622 1214">柱脚の断面寸法</td> <td data-bbox="622 1117 960 1214"> -5 +15 </td> <td data-bbox="960 1117 1299 1214">JASS 5N</td> </tr> </tbody> </table>				項目	許容差(mm)	備考	柱脚の断面寸法	-5 +15	JASS 5N
項目	許容差(mm)	備考							
柱脚の断面寸法	-5 +15	JASS 5N							

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
	確認事項	確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

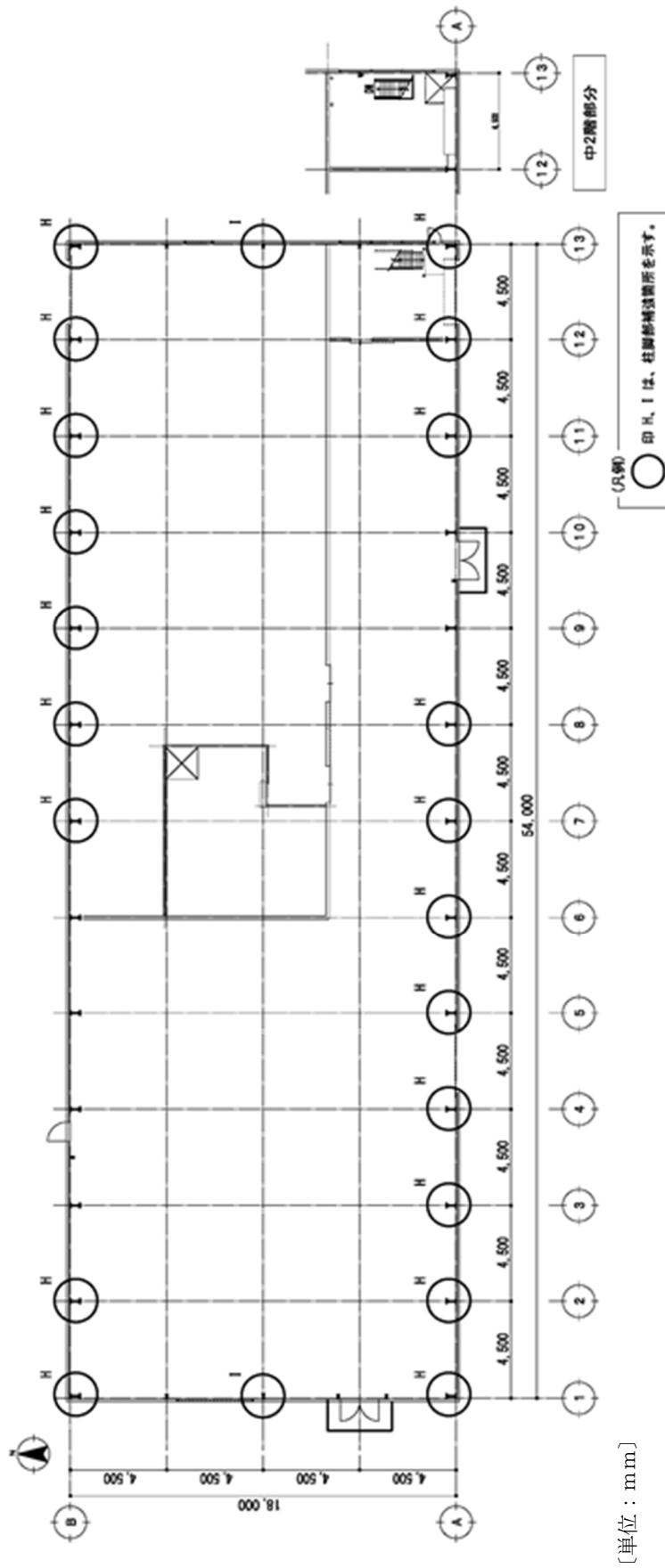
外観検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟		
判定基準	結果	検査方法	
① 鉄骨、ターンバックル、あと施工アンカーボルト、頭付きスタッド及び高力ボルトが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「図 2.1～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照）どおりに配置されていること。			
② 鉄骨及びターンバックルの表面（使用前検査要領書の添付資料-2「図 2.1～図 2.10 及び図 2.12～図 2.14」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。			
③ 現場溶接部（添付資料-2「図 2.1～図 2.14」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。			
備考 立会確認箇所を添付図-2、本検査で確認した申請者の記録等を別紙-26に示す。			

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

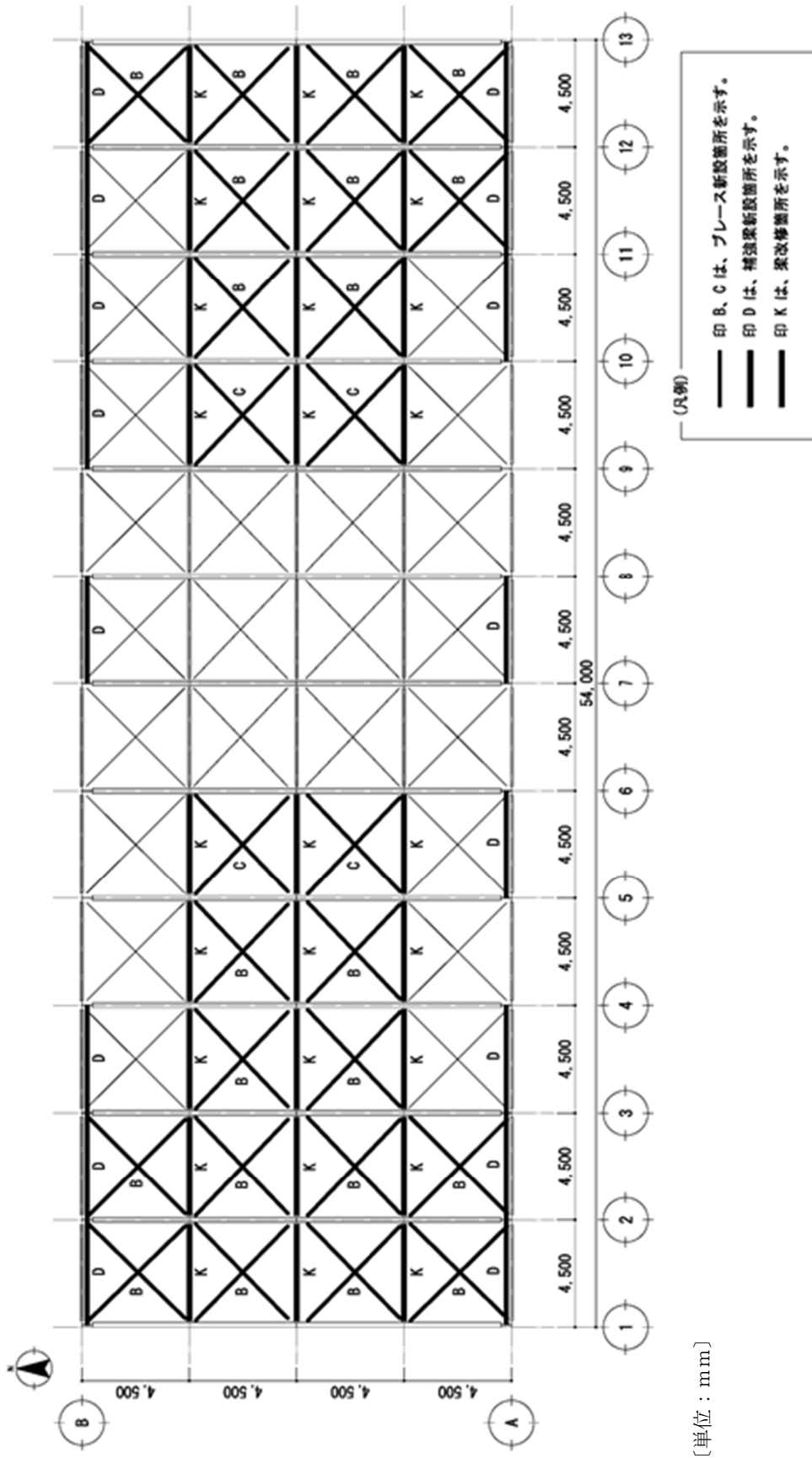


立会確認箇所を示す。



図 2.1 機械棟 1 階伏図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。



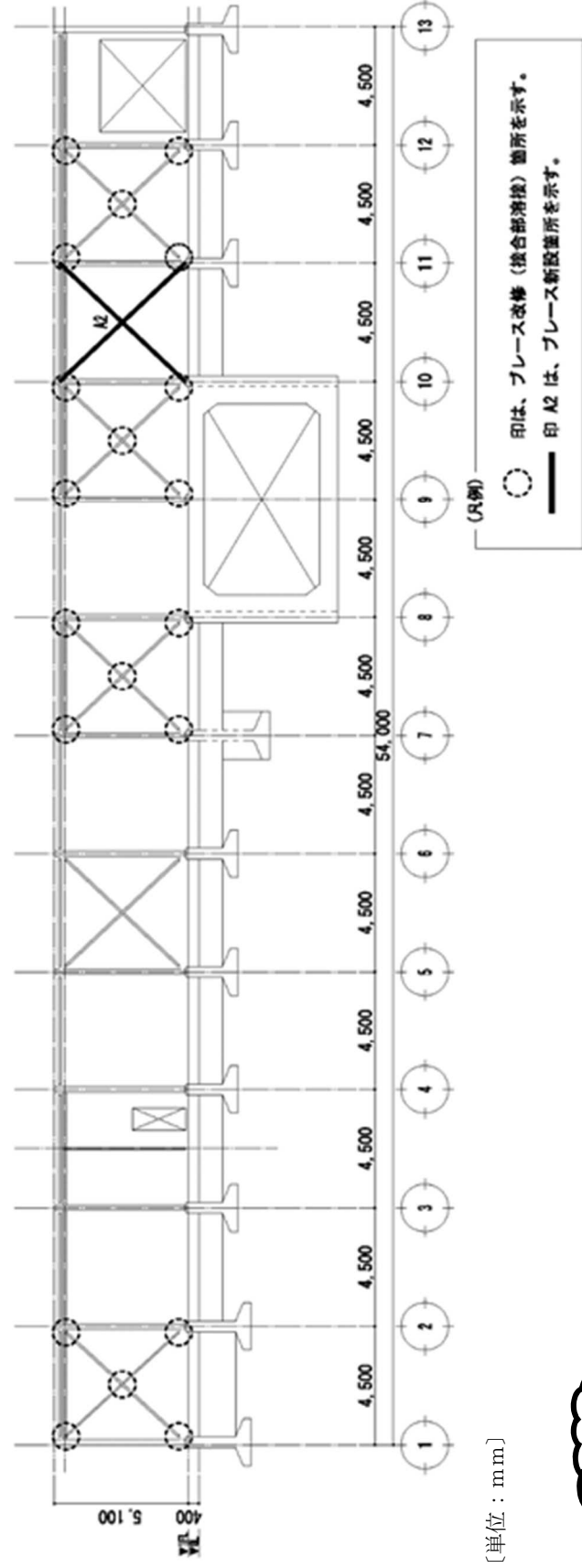
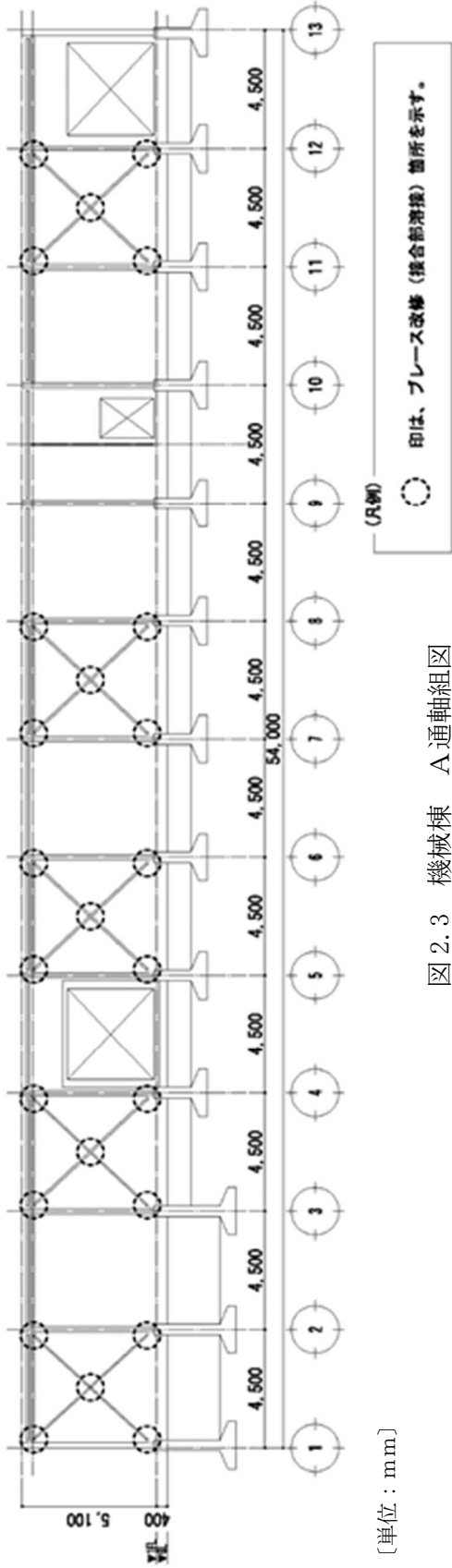
[単位：mm]



立会確認箇所を示す。

図 2.2 機械棟 小屋伏図

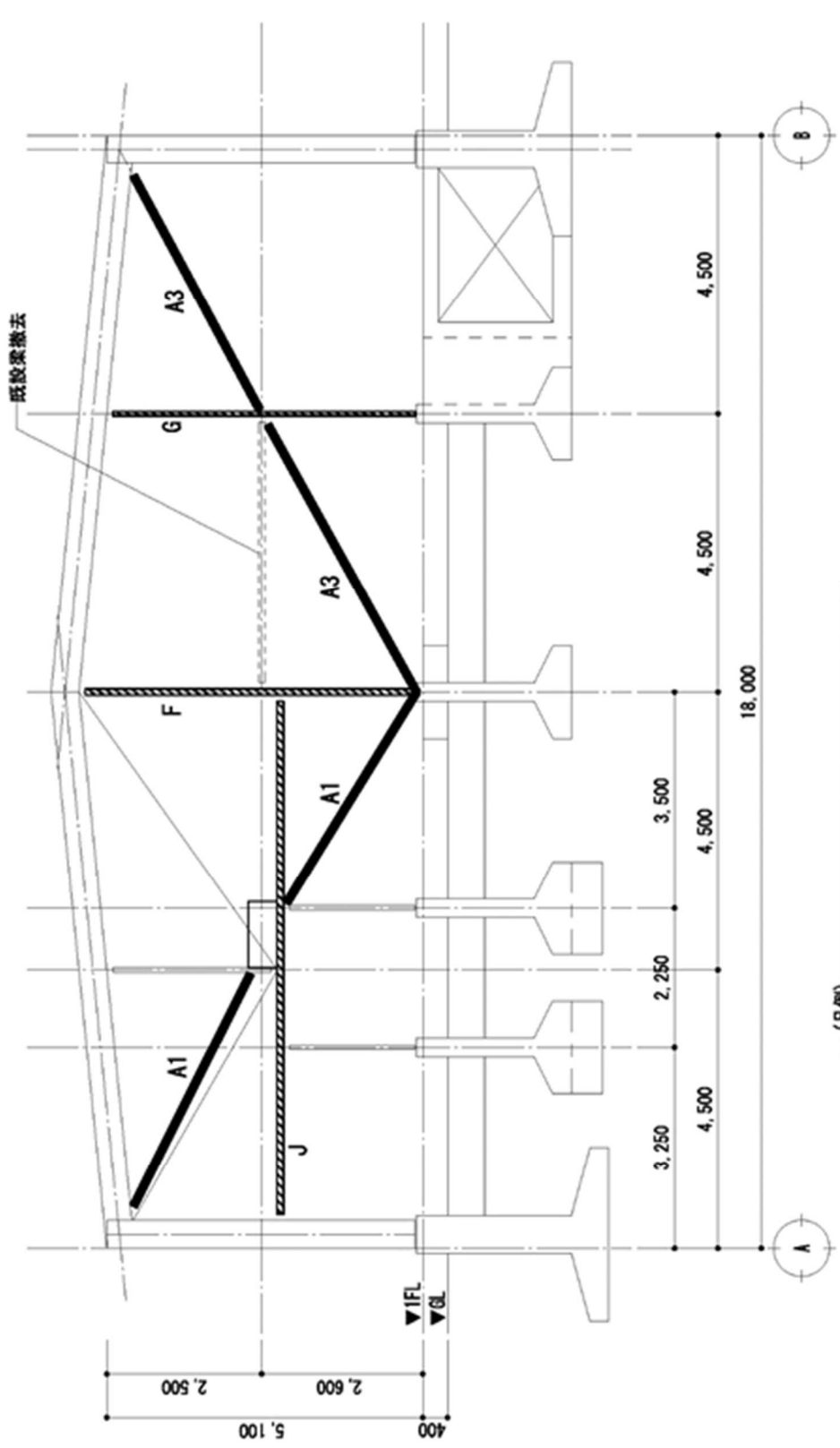
既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。



立会確認箇所を示す。



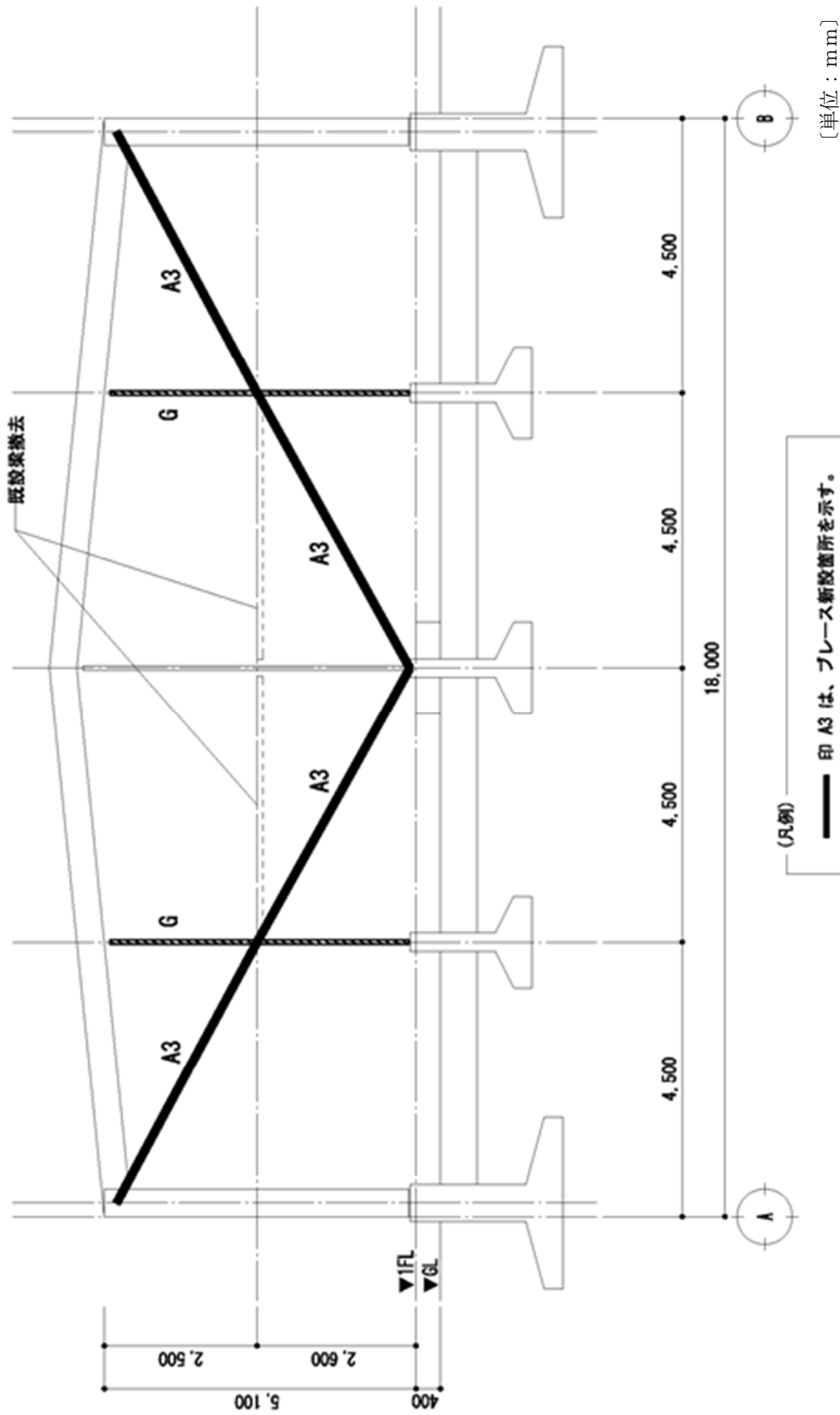
既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。



[単位：mm]

図 2.5 機械棟 1 通軸組図

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。



立会確認箇所を示す。

図 2.6 機械棟 13 通軸組図

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：材料検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

材料検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「表1～表5 及び図3.1～図3.9」を参照）に記載された材料が使用されていること。			
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙-26に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
③	使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－２６に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟			
判定基準		結果	検査方法	
① 使用する材料の主要寸法が、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「表1～表4及び図3.1～図3.9」を参照）に記載された寸法であること。				
② あと施工アンカーボルトの埋込み長さが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料-2「図3.1及び図3.9」を参照）に記載された寸法を確保していること。				
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙-26に示す。				
・あと施工アンカーボルトの埋込み長さ				
部位		あと施工 アンカーボルト	埋め込み長さ	備考
柱脚部補強	G部	4-M24	192(mm)以上	
	H部	4-M24	192(mm)以上	
	I部	6-M24	192(mm)以上	
	J部	8-M24	192(mm)以上	

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟		
	確認事項	確認方法	結果
①	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
②	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

外観検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：照射物管理棟		
判定基準	結果	検査方法	
① 鉄骨、座屈拘束ブレース、ターンバックル、あと施工アンカーボルト及び高力ボルトが、設工認申請書（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 3.1～図 3.9」を参照）どおりに配置されていること。			
② 鉄骨、座屈拘束ブレース及びターンバックルの表面（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 3.1～図 3.9」を参照）に機能に影響を及ぼす有害な傷及び破損がないこと。			
③ 現場溶接部（使用前検査要領書の添付資料－ 2 「図 3.1～図 3.9」を参照）に割れ等の有害な欠陥がないこと。			
備考 立会確認箇所を添付図－ 3、本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

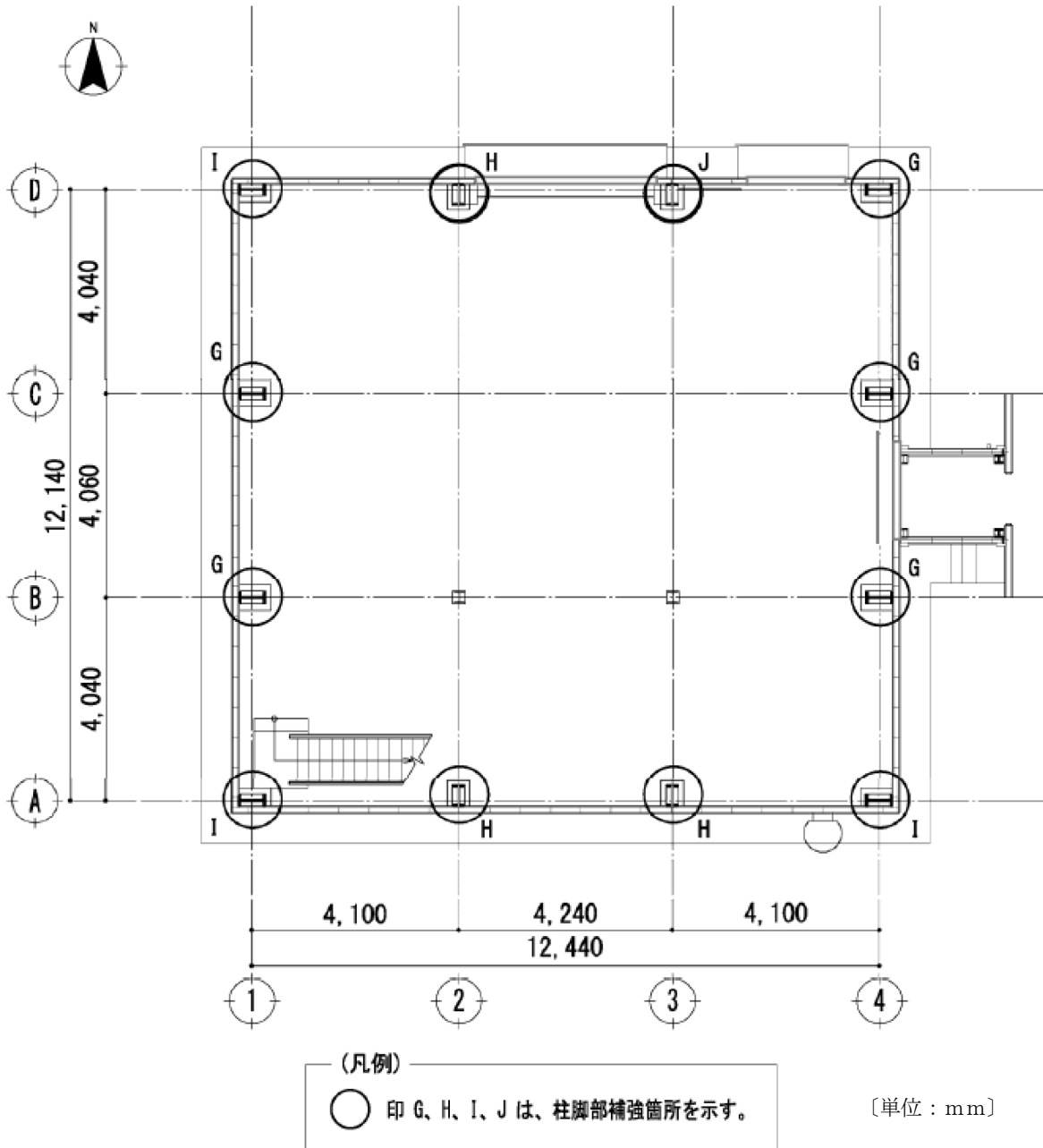


図 3.1 照射物管理棟 1階伏図



立会確認箇所を示す。

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

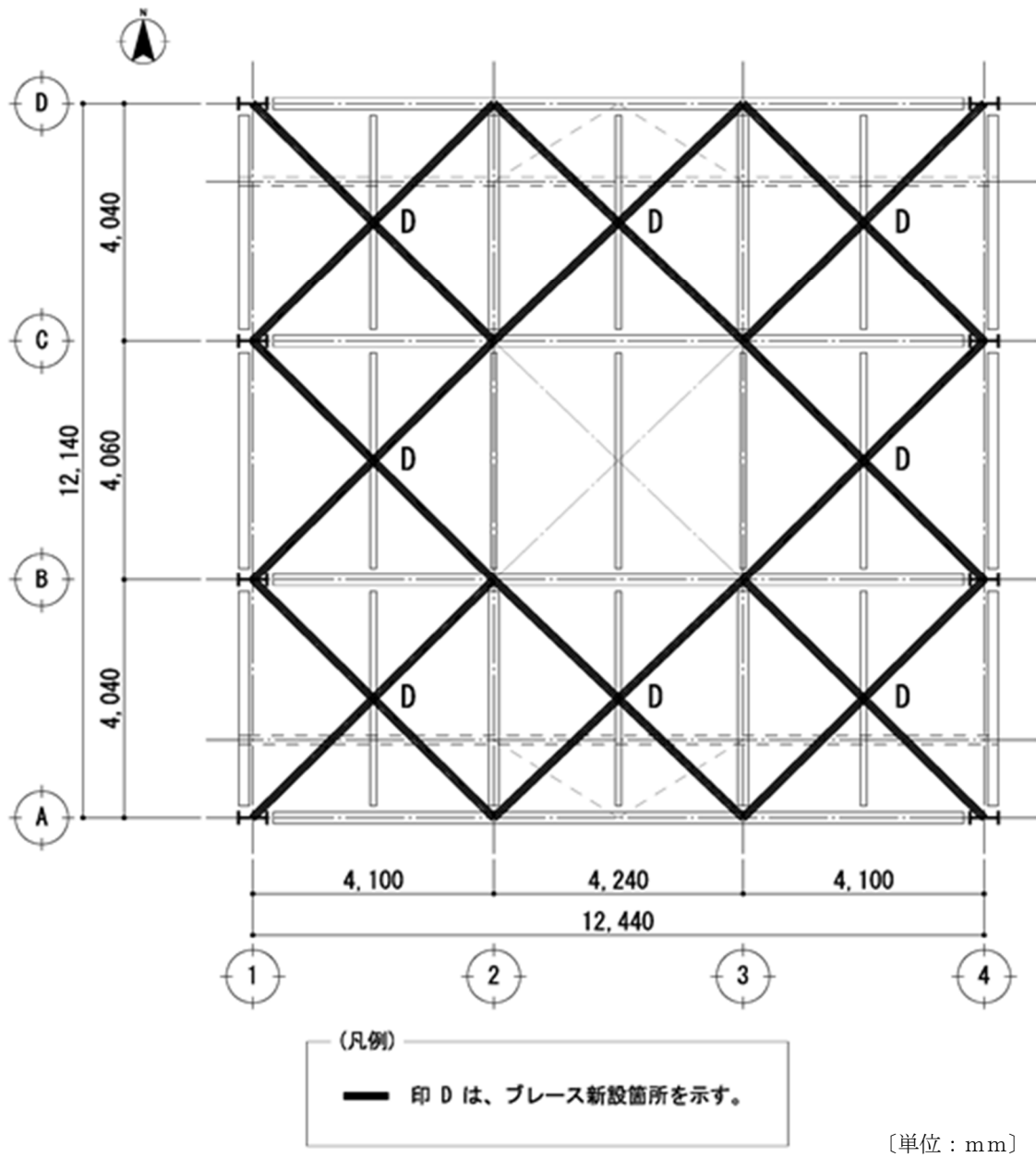


図 3.2 照射物管理棟 屋根伏図 (Z5 レベル)



立会確認箇所を示す。

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

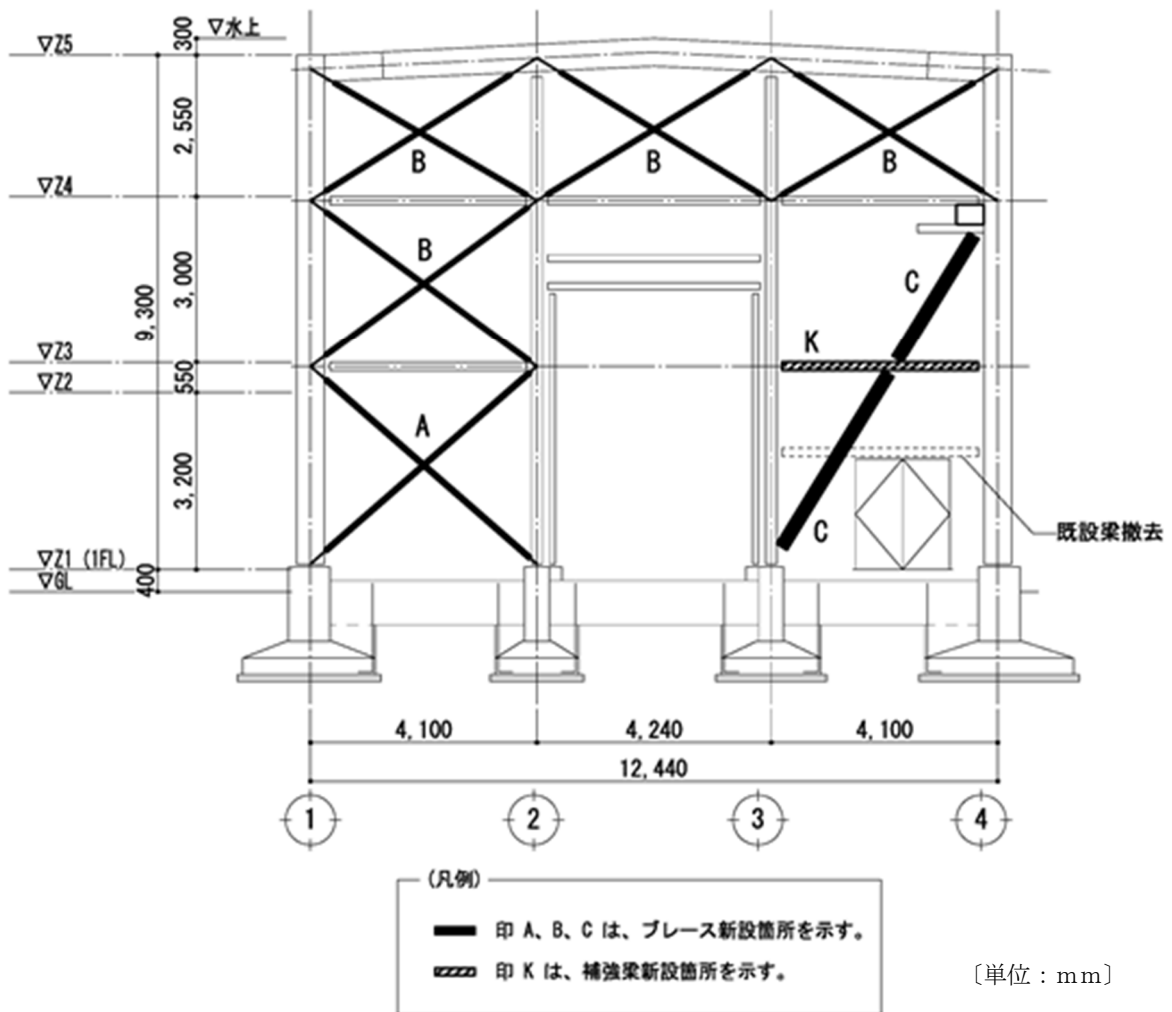


図 3.3 照射物管理棟 D 通軸組図



立会確認箇所を示す。

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

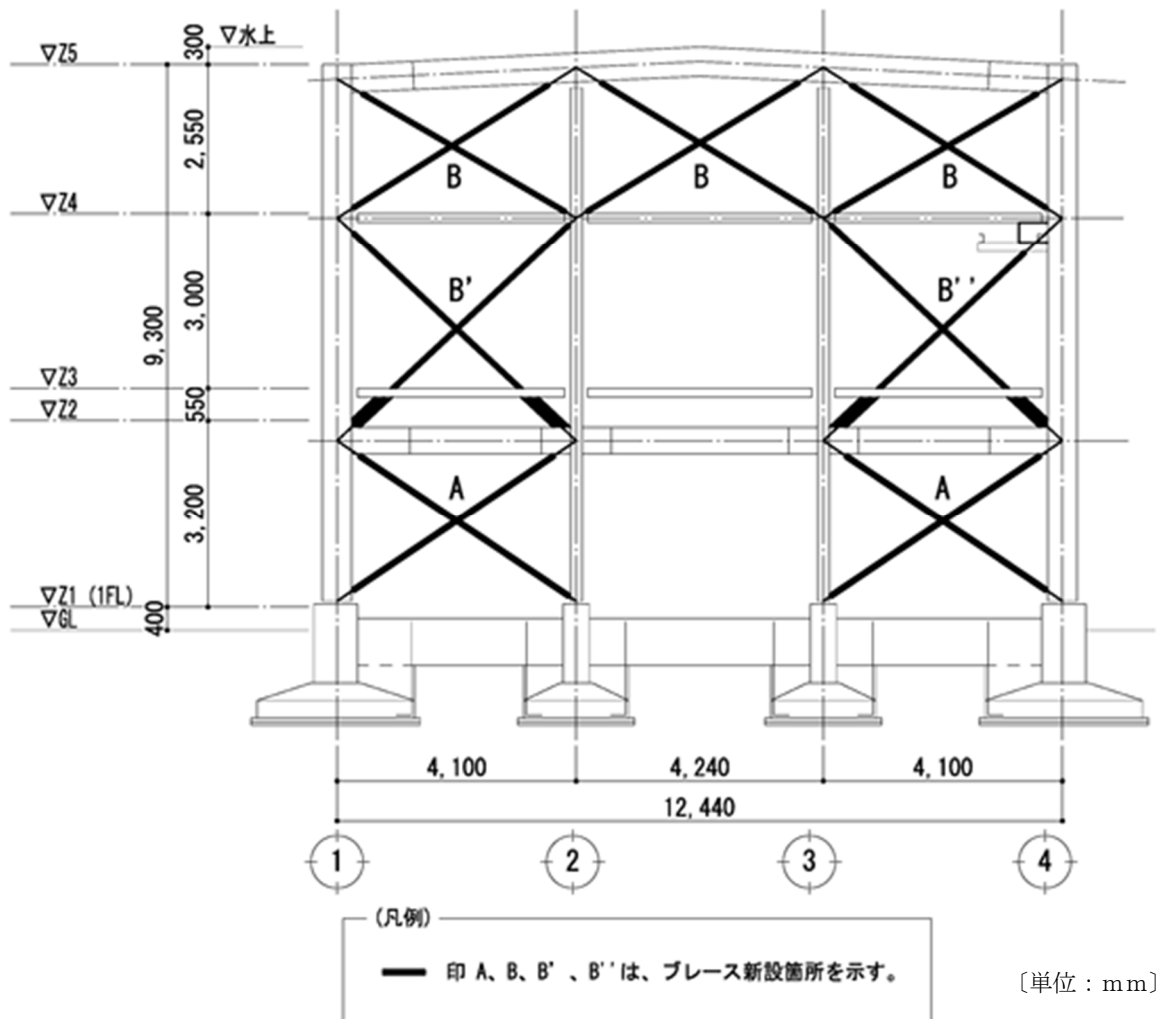


図 3.4 照射物管理棟 A 通軸組図



立会確認箇所を示す。

既設の部材及び既設の寸法については、申請の範囲外とする。

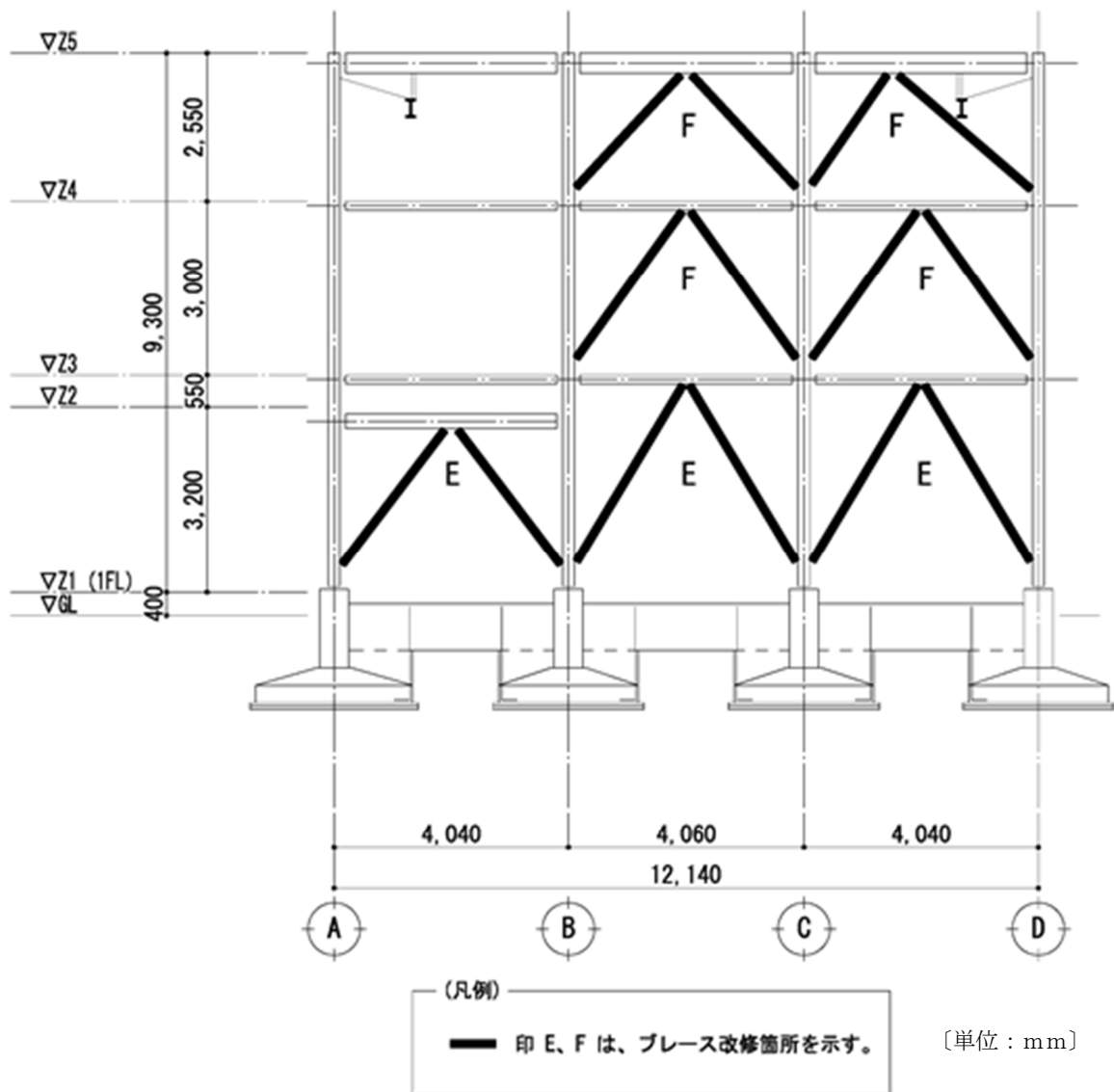


図 3.5 照射物管理棟 1,4 通軸組図



立会確認箇所を示す。

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟、照射物管理棟	
確認事項	確認方法	結果
法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。		

品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：燃料棟 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち 耐震構造：機械棟、照射物管理棟	
判定基準		検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	1 品質保証の実施に係る組織	
	2 保安活動の計画	
	3 保安活動の実施	
	4 保安活動の評価	
	5 保安活動の改善	
備考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 2 6 に示す。		

記 録 一 覧 表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(材) : 材料検査 (寸) : 寸法検査 (配) : 配筋検査 (型) : 型枠検査 (外) : 外観検査
 (品) : 品質管理の方法等に関する検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使用前検査実施要領書（1/2）

（その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更）

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和2年2月19日

目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	1
V	判定基準	3
VI	添付資料	3

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき実施する試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第3条の4に係る使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を認可した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第16条第1項である。

1. 員数検査
2. 作動検査
3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査
4. 品質管理の方法等に関する検査

II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 NSRR原子炉施設

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲
その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち
その他の主要な事項のうち
消火設備の全ての設備
火災警報装置及び消火設備に関するもの
2. 認可関係
認可年月日及び認可番号
令和2年2月4日 原規規発第2002042号

IV 検査方法

1. 員数検査
 - (1) 検査前確認事項
 - ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
 - ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
 - (2) 検査手順

火災感知器、火災受信機、消火栓及び消火器が設工認申請書に記載された位置及び数量により配置されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、表2及び図3」を参照のこと。

2. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

火災感知器が作動することを申請者の品質記録により確認する。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・安全設備（第16条第1項第4号及び第5号）

4. 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

①品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

②保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って

定められていること。

③保安活動の実施

- ・ 工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

④保安活動の評価

- ・ 調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤保安活動の改善

- ・ 予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

V 判定基準

1. 員数検査

火災感知器、火災受信機、消火栓及び消火器が添付資料-2 表1、表2及び図3の位置及び数量により配置されていること。

2. 作動検査

火災感知器が作動すること。

3. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

安全設備（第16条第1項第4号及び第5号）

4. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

VI 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書（設工認申請書等をもとに作成したものである。）

表1 火災警報装置の仕様

表2 消火設備の仕様

図-1 NSRRの建家配置図及び申請範囲に係る建家

図-2 自動火災報知設備の系統図

図-3 火災感知器、火災受信機、消火栓及び消火器の配置図

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立会区分表

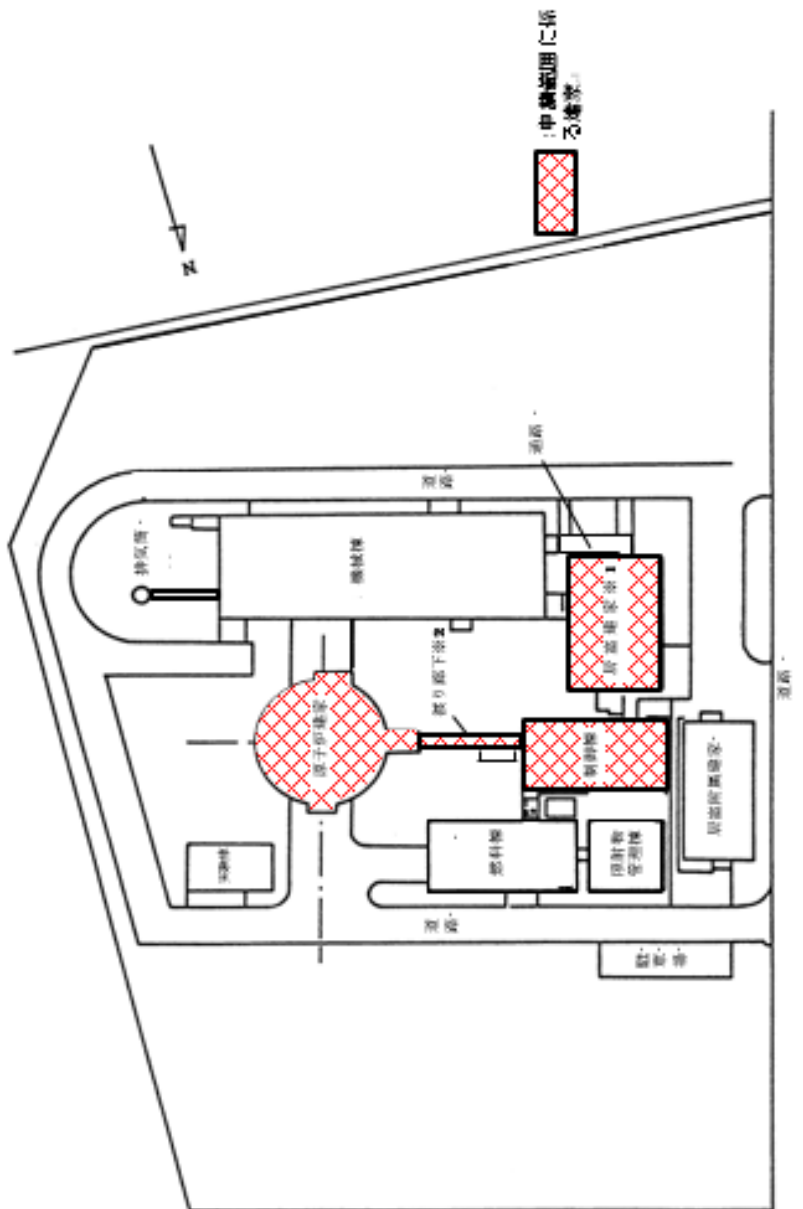
設計及び工事の内容	機器等の名称	耐震 クラス	立会区分			
			員数	作動	適合性確認結果	備 考
「その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更」	消火設備	C	B	B	B	記号説明 A:立会検査 A/B:抜取立 会検査 B:記録検査

表1 火災警報装置の仕様

種類		数量
火災 感知器	煙感知器	21台
	熱感知器	14台
	熱電対式	1台
火災受信機		1台（居室建家に設置）

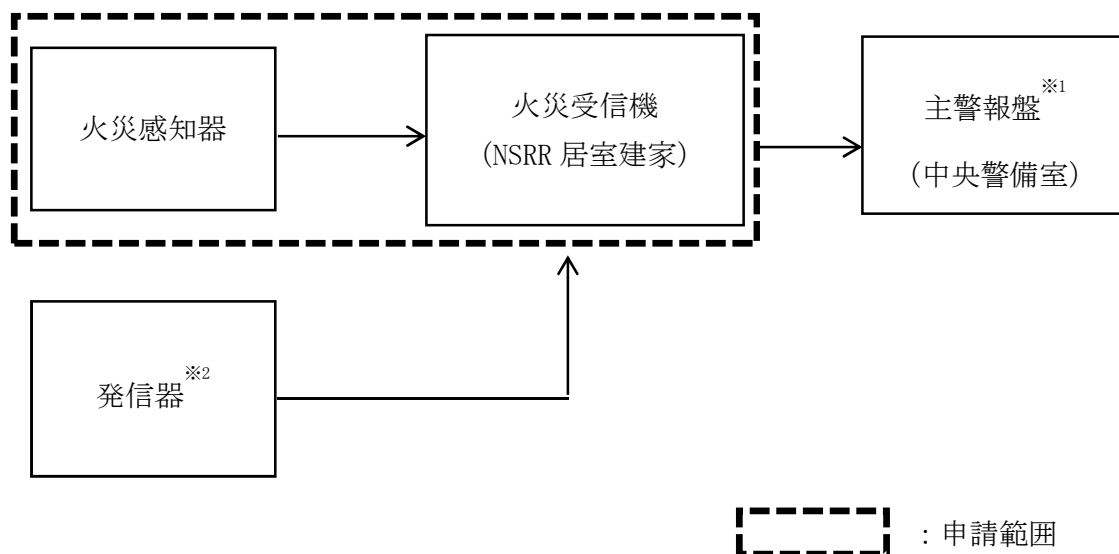
表2 消火設備の仕様

種類	数量
消火栓	4か所
消火器	8台



※1 計画建屋は火災や設備のみを対象とする。
 ※2 既り建屋については、地下ケーブルラックを対象とする。

図-1 □N55B の建屋配置図及び申請範囲に係る建屋

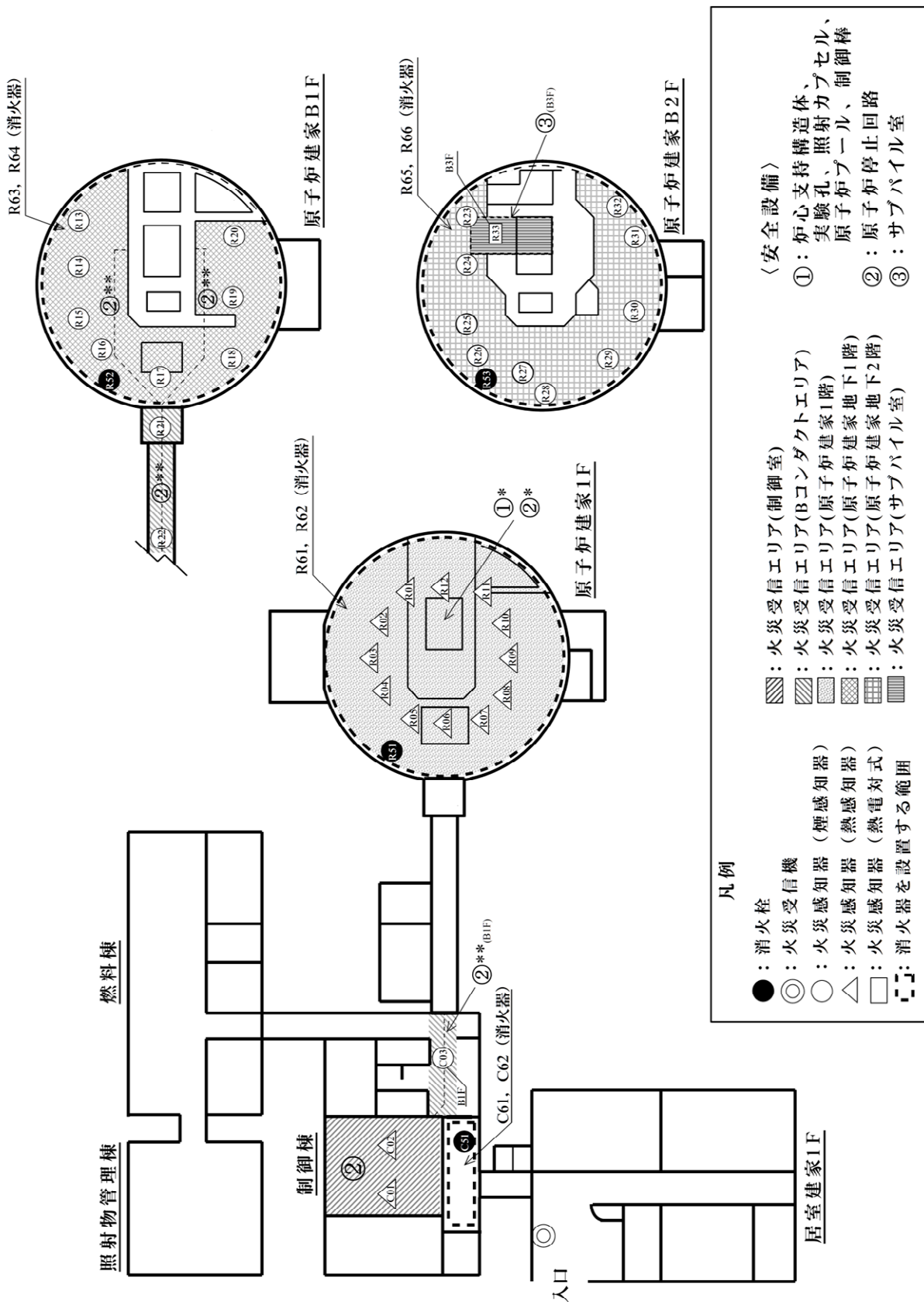


※1 本申請は、原子炉運転中に安全設備が火災により損傷を受けるおそれがある場合に、火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備に関するものである。夜間休日（原子炉停止中）に火災の発生を知らせる主警報盤は、申請の範囲外とする。

※2 本原子炉施設内の人に火災の発生を周知するには、通信連絡設備のページング設備*を用いることを原則とするため、火災を発見した人がボタンを押し警鐘を鳴らすことにより、火災の発生を建家内の人に知らせる発信器は本申請の範囲外とする。

*平成 30 年 2 月 20 日付け原規規発第 1802207 号をもって認可

図-2 自動火災報知設備の系統図



* 原子炉プール内に配置されている ** 原子炉停止回路のケーブル

図-3 火災感知器、火災受信機、消火栓及び消火器の配置図

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使用前検査成績書（2 / 2）

（その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更）

原子力規制委員会

使用前検査成績書

事業者及び事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		
検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
検査場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 NSRR原子炉施設		
申請年月日及び申請番号	令和2年2月4日 令01原機(科研)031		
検査項目	検査年月日	結果	摘要
員数検査	年 月 日		別紙-1, 2 のとおり
作動検査	年 月 日		別紙-3, 4 のとおり
設計変更の生じた 構築物等に対する 適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙-5, 6 のとおり
品質管理の方法等 に関する検査	年 月 日		別紙-7, 8 のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備考			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：員数検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－9に示す。			

員数検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
判定基準	結果	検査方法	
火災感知器、火災受信機、消火栓及び消火器が使用前検査実施要領 添付資料-2 表 1、表 2 及び図 3 の位置及び数量により配置されていること。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 9 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：作動検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－9に示す。			

作動検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
	判定基準	結果	検査方法
	火災感知器が作動すること。		記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－９に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
確 認 事 項	確認方法	結果	
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録		
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録		
備 考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－9に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・安全設備（第16条第1項第4号及び第5号）		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－9に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの		
確 認 事 項		確認方法	結果
法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。		記録	
備 考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 9 に示す。			

品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備の全ての設備 火災警報装置及び消火設備に関するもの	
判定基準		検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	①品質保証の実施に係る組織	
	②保安活動の計画	
	③保安活動の実施	
	④保安活動の評価	
	⑤保安活動の改善	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 9 に示す。		

記 録 一 覧 表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原 子 炉 施 設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(員)：員数検査、(作)：作動検査、(適)：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、(品)：品質管理の方法等に関する検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使用前検査実施要領書（2/2）

（試験研究用等原子炉施設の一般構造、原子炉冷却系統施設の構造及び設備、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備及びその他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更）

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和2年2月19日

目 次

I	検査目的及び項目	1
II	検査場所	1
III	検査範囲	1
IV	検査方法	2
V	判定基準	7
VI	添付資料	8

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき実施する試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第3条の4に係る使用前検査について、法第27条第1項の規定に基づき試験研究用等原子炉に係る設計及び工事の方法を認可した申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会の定める技術上の基準に適合していることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第23号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第7条第1項、第9条第1項及び第2項、第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号、第17条第2項、第33条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号並びに第34条第1項第1号及び第2項である。

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」

保管能力検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」

寸法検査、配置検査、外観検査、性能検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

「照射物管理棟給排気設備の設置」

風量検査、捕集効率確認検査、系統確認検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

「外部消火栓の設置」

員数検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

「管理区域外への漏えい防止対策」

性能検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、品質管理の方法等に関する検査

II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 NSRR原子炉施設

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち

固体廃棄物の廃棄設備のうち

原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設

「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」

その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち

その他の主要な事項のうち

原子炉建家及び排気筒の避雷設備

「照射物管理棟給排気設備の設置」

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち

気体廃棄物の廃棄設備のうち

照射物管理棟の給排気設備

「外部消火栓の設置」

その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち

その他の主要な事項のうち

消火設備のうち

外部消火栓

「管理区域外への漏えい防止対策」

試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち

その他の主要な構造のうち

床ドレン

原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち

その他主要な事項のうち

オーバーフローライン

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち

液体廃棄物の廃棄設備のうち

原子炉建屋ドレンタンク

機械棟水処理室

制御棟サンプ及びサンプポンプ

燃料棟サンプ及びサンプポンプ

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和2年2月4日 原規規発第2002043号

IV 検査方法

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」

1. 保管能力検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

保管廃棄施設が設工認申請書に記載された保管容量を有することを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表1、図1-1及び図1-2」を参照のこと。

「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」

1. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- a. 原子炉建家の被保護物の外周に沿った部分における引下導線の水平距離が50m以内であることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表2、図2-1、図2-2及び図2-3」を参照のこと。
- b. 原子炉建家について、非保護範囲部分の各点からむね上げ導体までの水平距離が10m以下となるように設置されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表2、図2-2及び図2-3」を参照のこと。

2. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

避雷設備が設工認申請書に記載された位置に配置されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表2、図2-1、図2-2、図2-3及び図2-4」を参照のこと。

3. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

原子炉建家のむね上げ導体の上端部から、排気筒については突針部の先端から、保護角 60° 以内に入るように設置されていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 2、図 2-2 及び図 2-4」を参照のこと。

4. 性能検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

原子炉建家の接地極の単独接地抵抗及び総合接地抵抗値並びに排気筒の接地極の総合接地抵抗値が設工認申請書に記載された値であることを立会により確認する。詳細は添付資料-2「表 2、図 2-2 及び図 2-4」を参照のこと。

「照射物管理棟給排気設備の設置」

1. 風量検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

照射物管理棟排気設備の風量が 1800 m³/h 以上であることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3、図 3-1 及び図 3-2」を参照のこと。

2. 捕集効率確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

照射物管理棟排気設備の高性能フィルタの捕集効率が 90 %以上であることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3、図 3-1 及び図 3-2」を参照のこと。

3. 系統確認検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ① 照射物管理棟給排気設備の系統が、設工認申請書に記載されたとおりであることを立会又は申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3、図 3-2 及び図 3-3」を参照のこと。
- ② 照射物管理棟給排気設備の自動ダンパの逆流防止機能及び送風機の単独運転防止機能が設工認申請書に記載されたとおりであることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 3 及び図 3-2」を参照のこと。

「外部消火栓の設置」

1. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

外部消火栓の位置及び数量が設工認申請書に記載されたとおりに配置されていることを立会により確認する。詳細は添付資料-2「表 4 及び図 4-1」を参照のこと。

「管理区域外への漏えい防止対策」

1. 性能検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

- ① 水処理室が設工認申請書に記載された容量を満たしていることを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 5、図 5-1 及び図 5-2」を参照のこと。
- ② 制御棟サンプの水位を上昇させることにより 0.8 m 以下で制御棟サンプポンプが自動起動することを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 5、図 5-1 及び図 5-3」を参照のこと。
- ③ 燃料棟サンプの水位を上昇させることにより 0.9 m 以下で燃料棟サンプポンプが自動起動することを申請者の品質記録により確認する。詳細は添付資料-2「表 5、図 5-1 及び図 5-4」を参照のこと。

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」、「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」、「照射物管理棟給排気設備の設置」、「外部消火栓の設置」及び「管理区域外への漏えい防止対策」

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・地震による損傷防止（第7条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第9条第1項及び第2項）
- ・換気設備（第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号）
- ・溢水による損傷の防止（第17条第2項）
- ・廃棄物処理設備（第33条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号）
- ・保管廃棄設備（第34条第1項第1号及び第2項）

2. 品質管理の方法等に関する検査

(1) 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設工認申請書に定められた品質保証計画書に基づき、工事及び検査に係る申請者の保安活動が行われていることについて、工事の特徴を踏まえ次の項目を確認する。

①品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

②保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び①の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・①の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。

③保安活動の実施

- ・工事及び検査が②の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

④保安活動の評価

- ・調達物品や役務、原子力施設が要求事項に適合していることを実証するため、②の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても②の計画に従って行われていること。

⑤保安活動の改善

- ・予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

V 判定基準

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」

1. 保管能力検査

保管廃棄施設が添付資料-2 表 1、図 1-1 及び図 1-2 の保管容量を有すること。

「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」

1. 寸法検査

- a. 原子炉建家の被保護物の外周に沿った部分における引下導線の水平距離が 50m 以内であること。
- b. 原子炉建家の非保護範囲部分の各点からむね上げ導体までの水平距離が 10m 以下であること。

2. 配置検査

避雷設備が添付資料-2 表 2、図 2-1、図 2-2、図 2-3 及び図 2-4 の位置に配置されていること。

3. 外観検査

原子炉建家のむね上げ導体の上端部から、排気筒については突針部の先端から、保護角 60° 以内に入るように設置されていること。

4. 性能検査

接地極の各接地抵抗値が添付資料-2 表 2 に示す値であること。

「照射物管理棟給排気設備の設置」

1. 風量検査

照射物管理棟排気設備の風量が 1800 m³/h 以上であること。

2. 捕集効率確認検査

照射物管理棟排気設備の高性能フィルタの捕集効率が 90 %以上であること。

3. 系統確認検査

- ① 照射物管理棟給排気設備の系統が、添付資料-2 表 3、図 3-2 及び図 3-3 のとおりであること。
- ② 照射物管理棟給排気設備の自動ダンパの逆流防止機能及び送風機の単独運転防止機能が添付資料-2 表 3 及び図 3-2 のとおりであること。

「外部消火栓の設置」

1. 員数検査

外部消火栓の位置及び数量が添付資料-2 表 4 及び図 4-1 のとおり配置されていること。

「管理区域外への漏えい防止対策」

1. 性能検査

- ① 放射性廃棄物の廃棄施設の水処理室が添付資料-2 表 5、図 5-1 及び図 5-2 の容量を満たしていること。
- ② 制御棟サンプポンプが制御棟サンプ水位 0.8 m 以下で自動起動すること。
- ③ 燃料棟サンプポンプが燃料棟サンプ水位 0.9 m 以下で自動起動すること。

「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」、「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」、「照射物管理棟給排気設備の設置」、「外部消火栓の設置」及び「管理区域外への漏えい防止対策」

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・地震による損傷防止（第 7 条第 1 項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第 9 条第 1 項及び第 2 項）
- ・換気設備（第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号）
- ・溢水による損傷の防止（第 17 条第 2 項）
- ・廃棄物処理設備（第 33 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号）
- ・保管廃棄設備（第 34 条第 1 項第 1 号及び第 2 項）

2. 品質管理の方法等に関する検査

工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図書（設工認申請書等をもとに作成したものである。）

表 1 保管廃棄施設の仕様

表 2 避雷針の設計仕様

表 3 照射物管理棟給排気設備の設計仕様

表 4 外部消火栓の仕様

表 5 水処理室の設計仕様

図 1-1 保管廃棄施設の配置図

図 1-2 保管廃棄施設の概略図

図 2-1 避雷設備に関する申請範囲に係る施設

図 2-2 原子炉建家 東面立面図

図 2-3 原子炉建家 平面図

図 2-4 排気筒 南面立面図

図 3-1 照射物管理棟給排気設備に関する申請範囲に係る建家

図 3-2 気体廃棄物処理系系統及び申請範囲

図 3-3 照射物管理棟 排気系統ダクト アイソメ図

図 4-1 外部消火栓の配置図

図 5-1 管理区域外への漏えい防止対策に係る設備の設置場所

図 5-2 水処理室の概略図

図 5-3 制御棟サンプ及び制御棟サンプポンプの概略図

図 5-4 燃料棟サンプ及び燃料棟サンプポンプの概略図

添付資料－3 使用前検査成績書様式

立会区分表

設計及び工事 の内容	機器等の名称	耐震 クラス	立会区分										備 考	
			保管 能力	寸法	配置	外観	性能	風量	捕集 効率 確認	系統 確認	員数確認	適合性確 認結果		
原子炉建家、照 射物管理棟及 び機械棟排風 機室の保管廃 棄施設の設置	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場 所 機械棟排風機室廃棄物保管 場所	C	B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	B	記号説明 A:立会検査 A/B:抜取立 会検査 B:記録検査
原子炉建家及 び排気筒の避 雷設備の設置	避雷設備	C	—	B	B	B	A	—	—	—	—	B		
照射物管理棟 給排気設備の 設置	照射物管理棟給排気設備	C	—	—	—	—	—	B	B	A/B	—	B		
外部消火栓の 設置	外部消火栓	C	—	—	—	—	—	—	—	—	A	B		
管理区域外へ の漏えい防止 対策	放射性廃棄物の廃棄施設の 水処理室	C	—	—	—	—	B	—	—	—	—	B		

表1 保管廃棄施設の仕様

名称	構造	容量
原子炉建家 廃棄物保管場所	原子炉建家内に柵等で区画し 標識を設置する。 寸法：縦約 4m×横約 2m	125 個 (200容器換算)
照射物管理棟 廃棄物保管場所	照射物管理棟内に柵等で区画 し標識を設置する。 寸法：縦約 4m×横約 3m	105 個 (200容器換算)
機械棟排風機室 廃棄物保管場所	機械棟排風機室内に柵等で区 画し標識を設置する。 寸法：縦約 3m×横約 2m	70 個 (200容器換算)

表2 避雷針の設計仕様

		原子炉建家	排気筒
設置場所		屋外部	屋外部
仕様	避雷設備	むね上げ導体、手すり 引下導線、接地極	突針部、 引下導線、接地極
	受雷部	むね上げ導体、手すり	突針
	保護角法	60°	60°
	保護範囲に 入らない箇 所の保護	保護範囲に入らない屋根の 部分については、非保護範 囲部分の各点からむね上げ 導体までの水平距離が 10m 以下となるように設置する ことで、屋根全体が保護さ れるようにする。	—
引下導線		2条とし、間隔は 50m 以内	1条
接地極		2か所	1か所
単独接地抵抗		50Ω 以下	—
総合接地抵抗		10Ω 以下	10Ω 以下

表3 照射物管理棟給排気設備の設計仕様

構造	仕様		
排風機	形式	ターボファン	
	風量	1800 m ³ /h	
	電動機	1.5 kW 3φ×200 V×50 Hz	
空気浄化装置	形式	ユニット型	
	概略寸法	850 mm×860 mm×1665 mm	
	フィルタ	プレフィルタ	
		高性能フィルタ	捕集効率： D.O.P 0.3 μm 90%以上
自動ダンパ	逆流防止機能	排風機（E-6）が停止したときには照射物管理棟内の空気がダクトを通じて逆流しないようにダンパが自動で閉となる設計とする。	
送風機	単独運転防止機能	送風機（V-5）が単独で運転しないように排風機が停止したときには送風機が自動で停止する設計とする。	

表4 外部消火栓の仕様

種類	数量
消火栓	3 箇所

表5 水処理室の設計仕様

設備	構造	設置場所
水処理室	水処理室の床の高さは地表面よりも低く設置する。地表面より低い部分の容量は約 22 m ³ である。水処理室には、管理区域外へ放射性物質を含む液体が漏えいするような貫通孔はない。	機械棟
制御棟サンプポンプ	制御棟サンプポンプ（流量：3 m ³ /h）は水位スイッチにより制御棟サンプ水位が 0.8m以下で自動起動する。	制御棟
燃料棟サンプポンプ	燃料棟サンプポンプ（流量：10 m ³ /h）は水位スイッチにより燃料棟サンプポンプ水位が 0.9m以下で自動起動する。	燃料棟

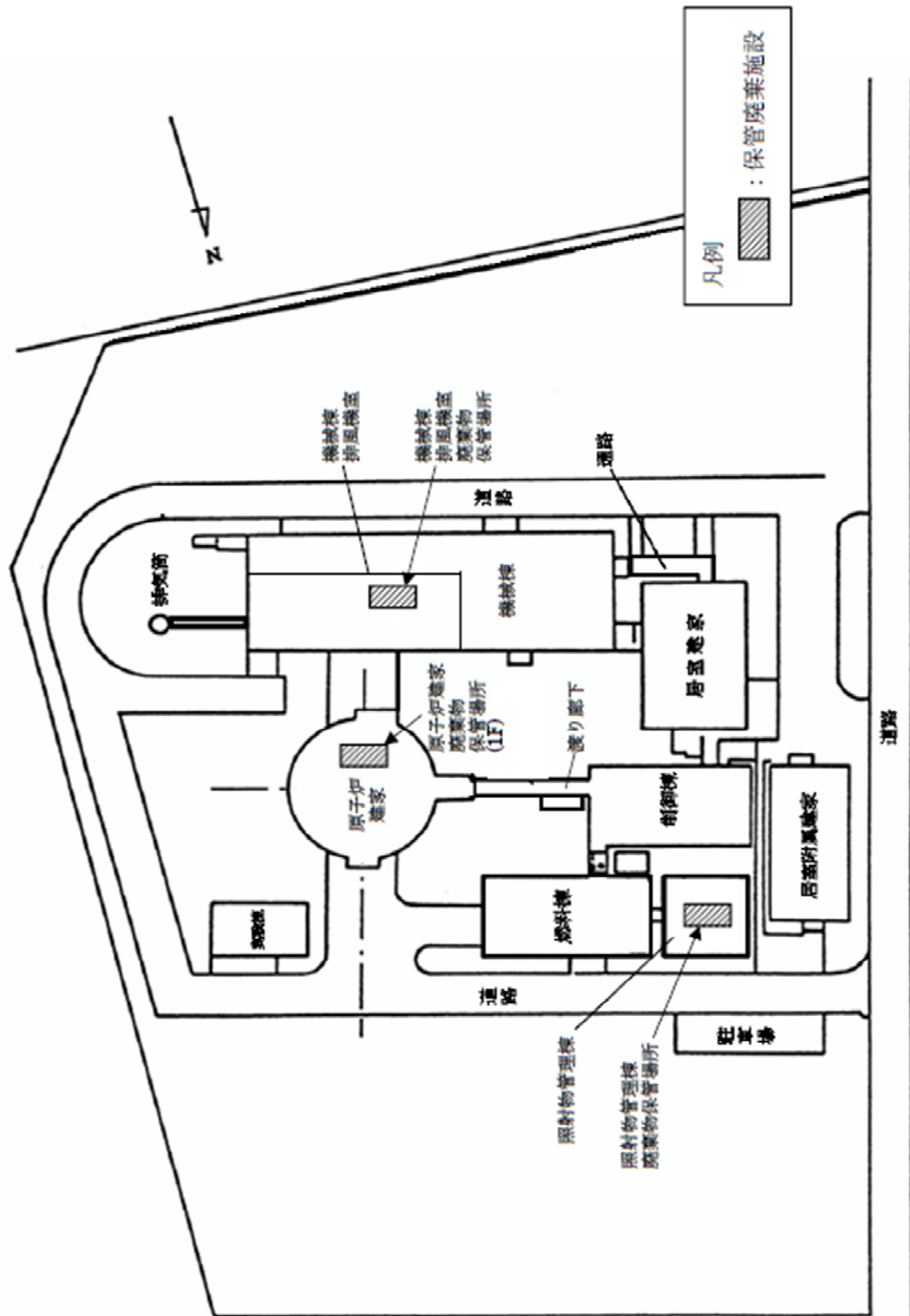
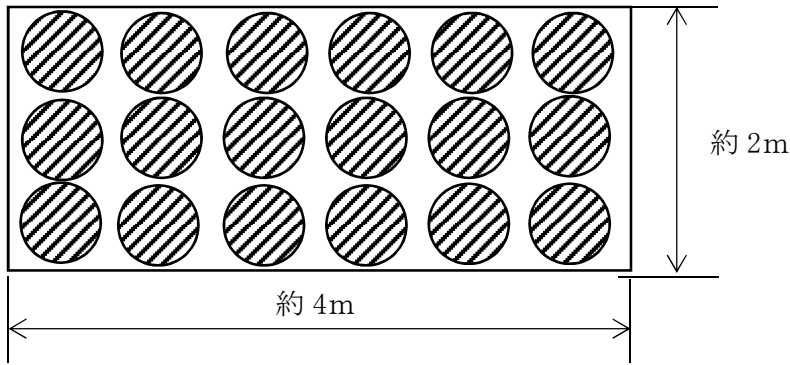
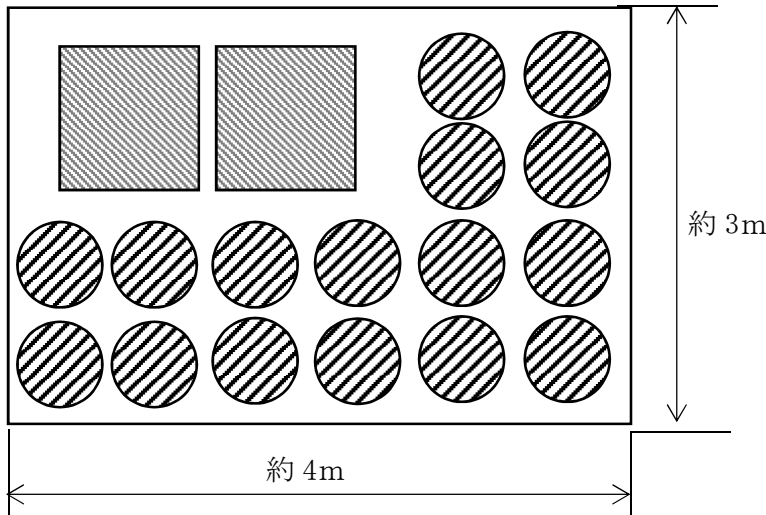


図 1-1 保管廃棄施設 配置図


① 原子炉建家廃棄物保管場所の保管能力*





② 照射物管理棟廃棄物保管場所の保管能力*



凡例

 : 金属製ドラム缶
 (直径 0.6m、高さ 0.9m)
 (200容器 7 個保管可能)

 : 照射物管理棟の金属製の容器
 (縦 0.8m、横 0.8m、高さ 1.2m)
 (200容器 8 個保管可能)

 : 機械棟排風機室の金属製の容器
 (縦 0.8m、横 1.5m、高さ 1.6m)
 (200容器 30 個保管可能)

③ 機械棟排風機室廃棄物保管場所の保管能力*

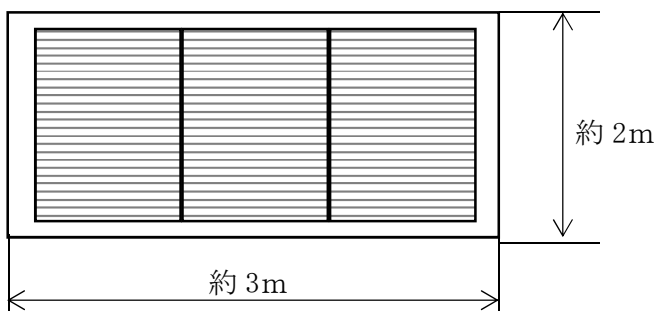


図 1-2 保管廃棄施設の概略図

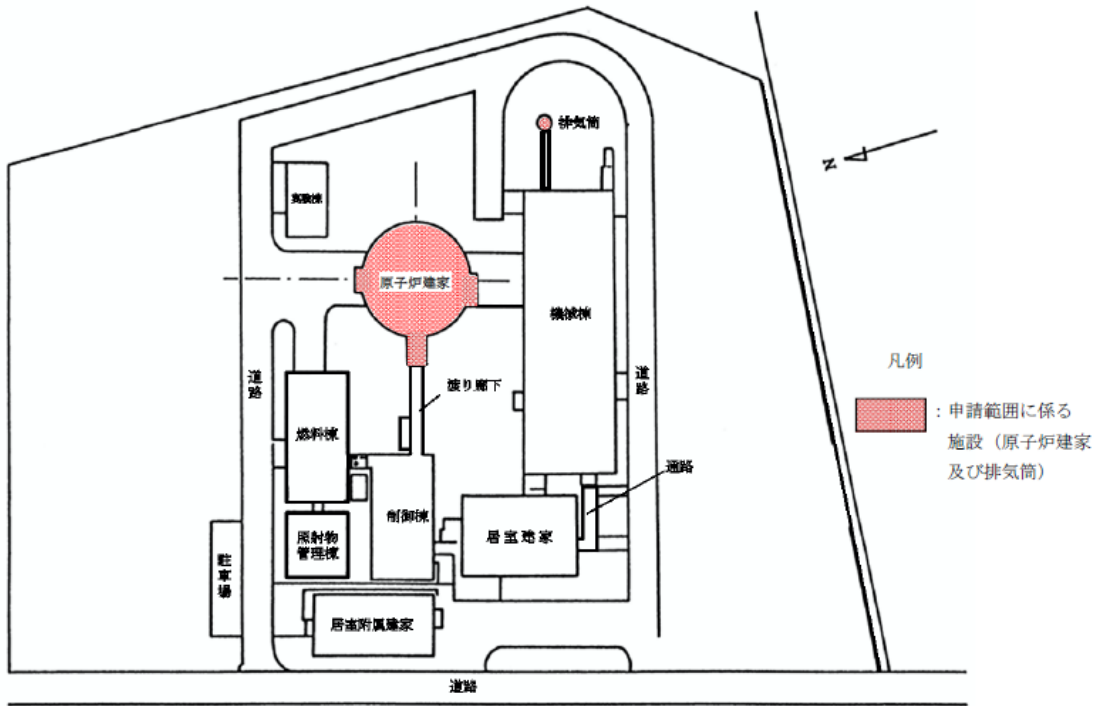


図 2-1 避雷設備に関する申請範囲に係る施設

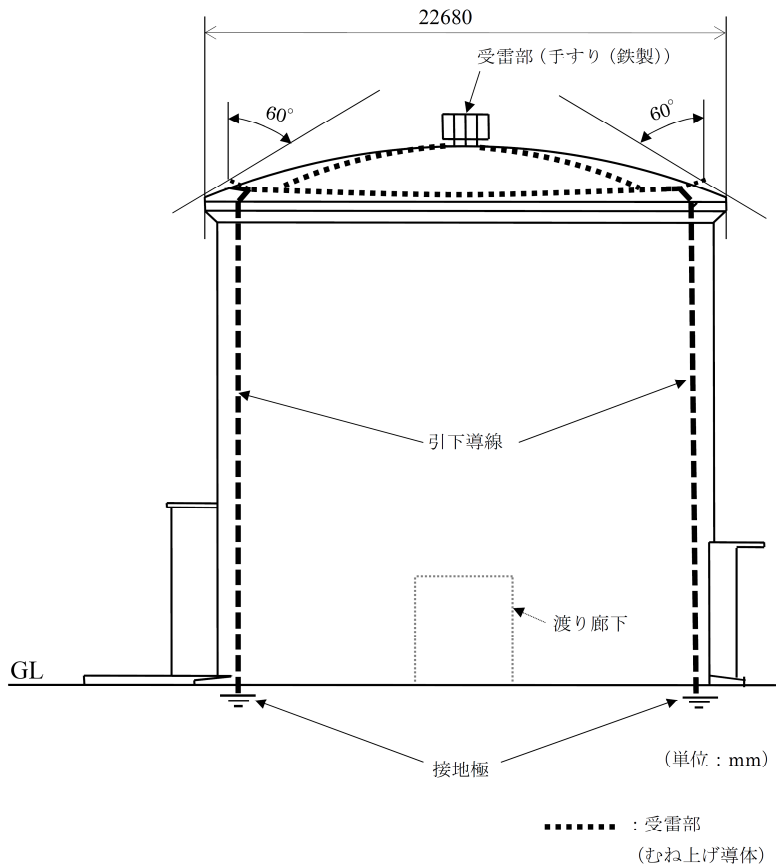


図 2-2 原子炉建家 東面立面図

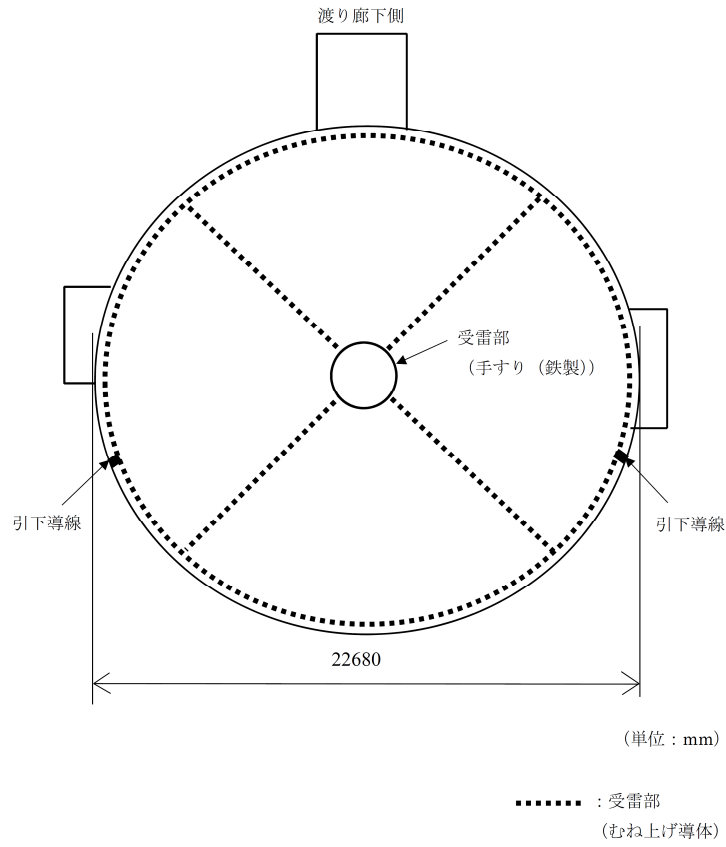


図 2-3 原子炉建家 平面図

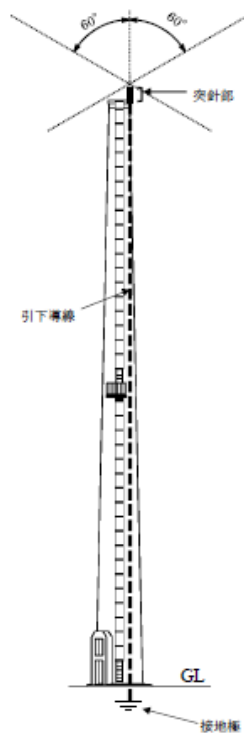


図 2-4 排気筒 南面立面図

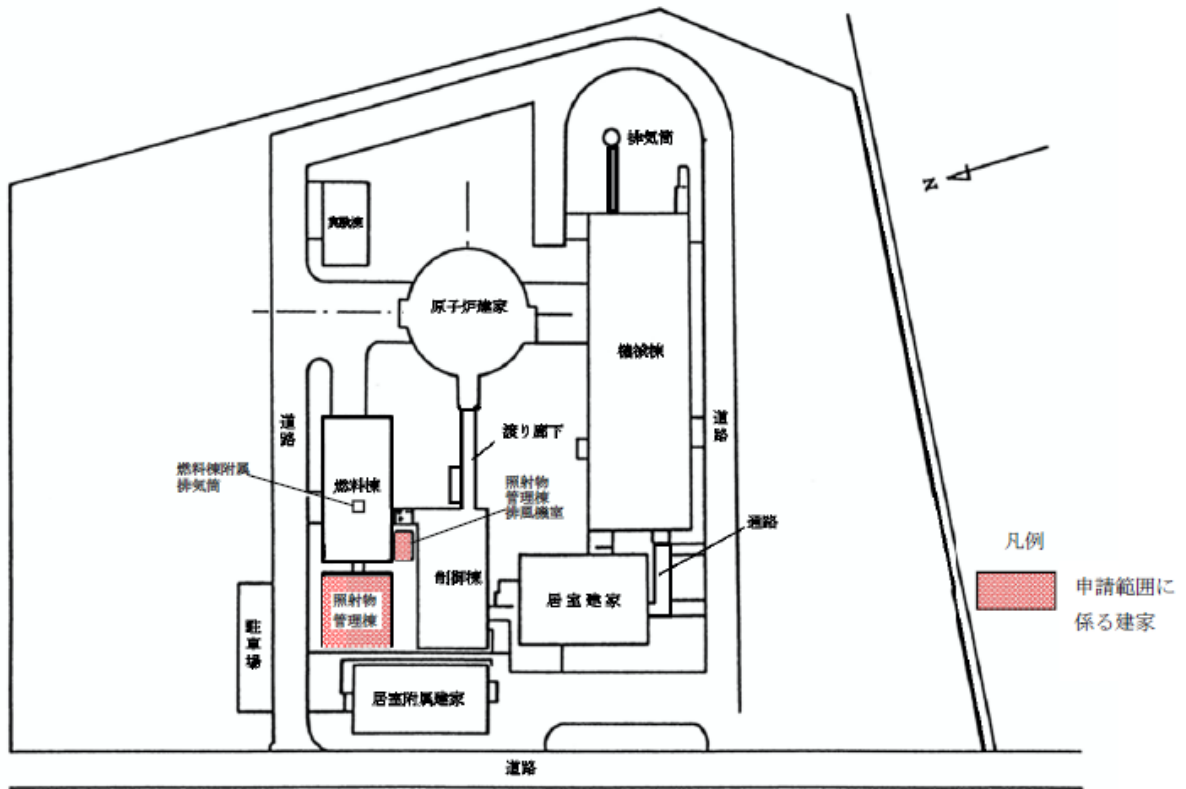
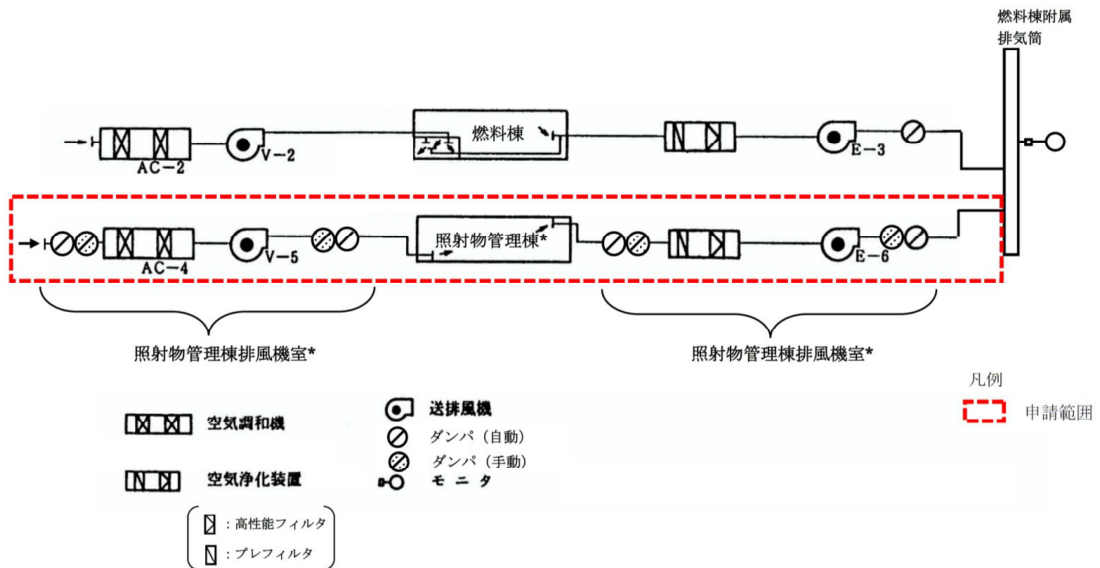


図 3-1 照射物管理棟給排気設備に関する申請範囲に係る建家



* 昭和 55 年 8 月 2 日付け 55 安(原規)第 151 号をもって認可

給気口から燃料棟附属排気筒の接続部までの空気調和機、空気浄化装置、送排風機、ダンパ、ダクトを申請範囲とする。

図 3-2 気体廃棄物処理系系統及び申請範囲

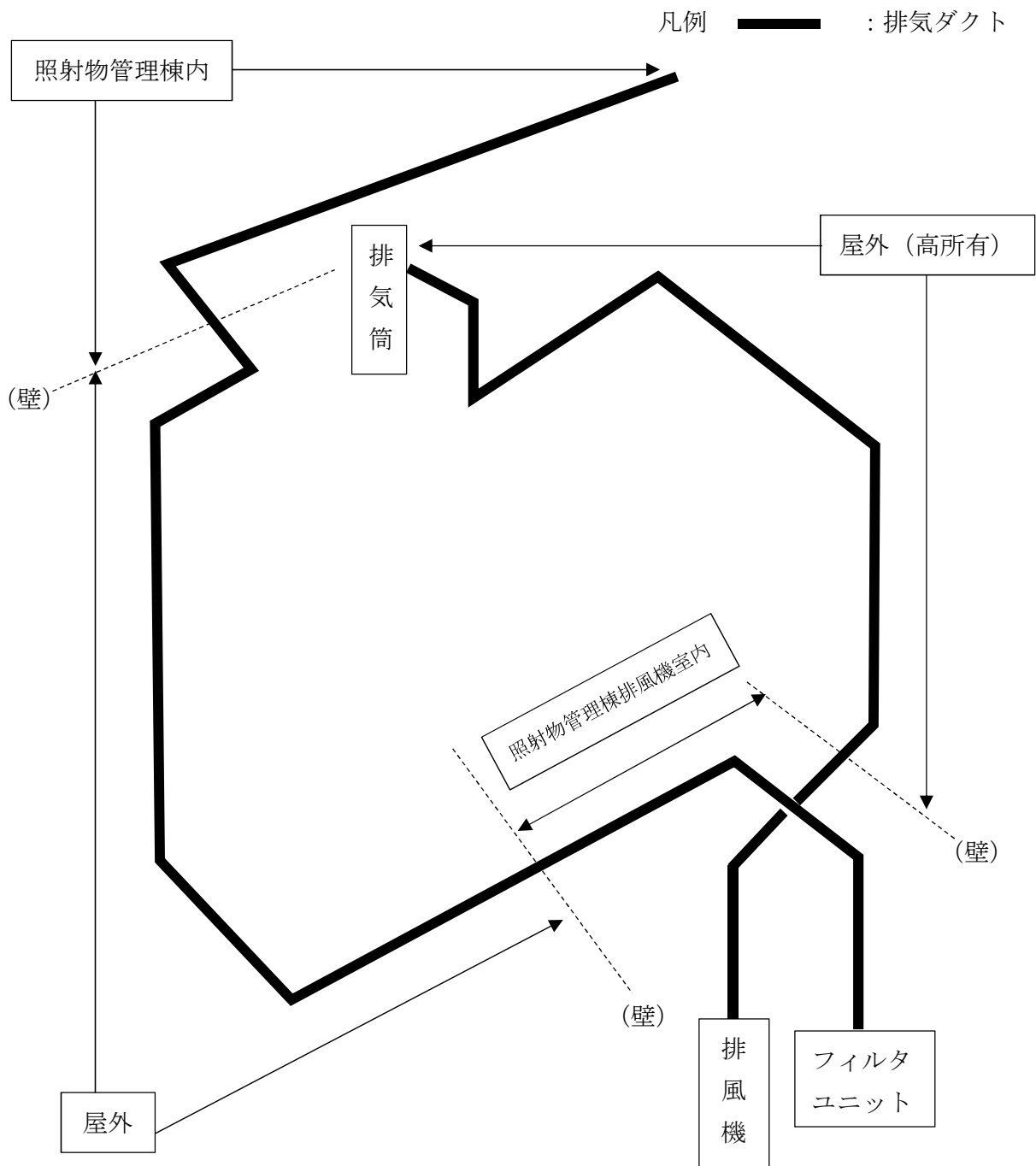


図 3-3 放射物管理棟 排気系統ダクト アイソメ図

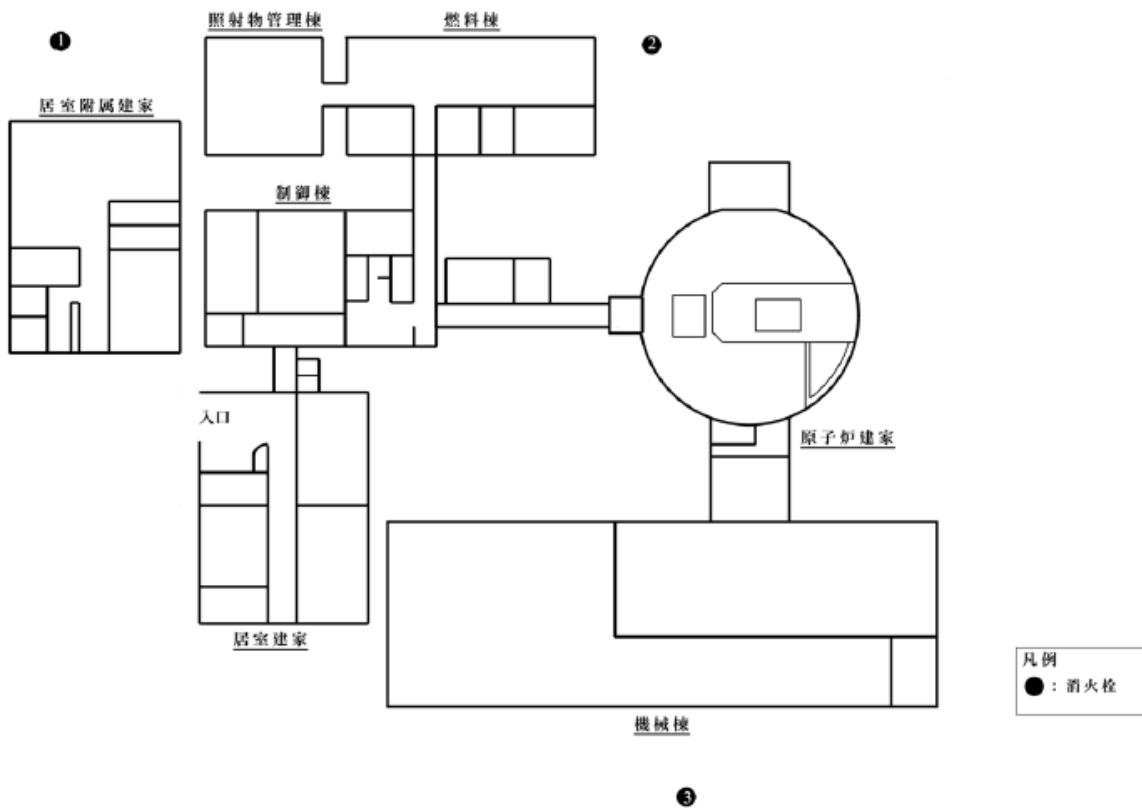


図 4-1 外部消火栓の配置図

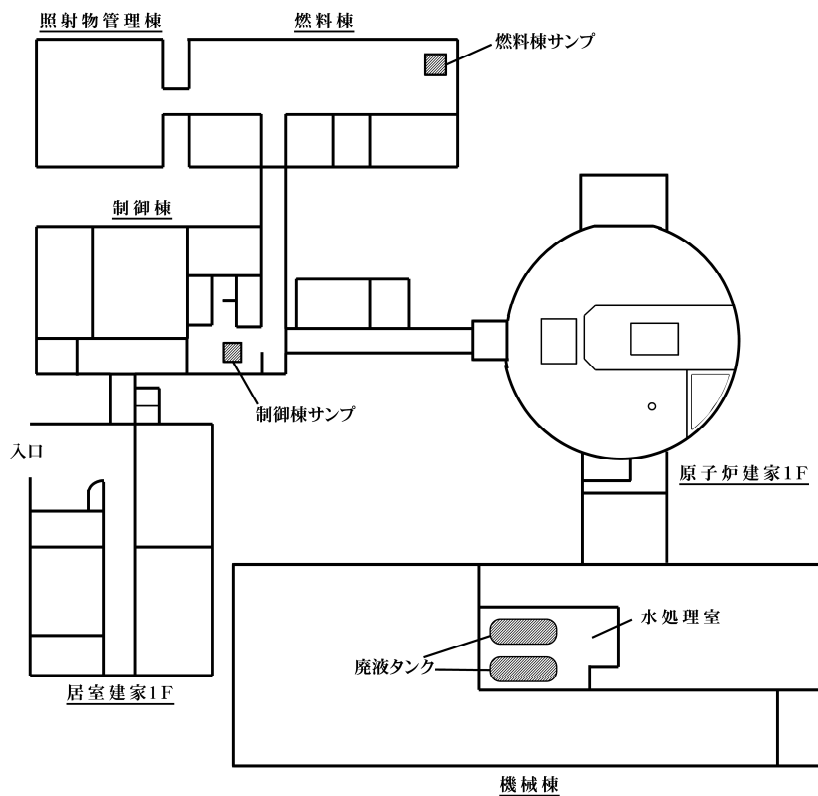
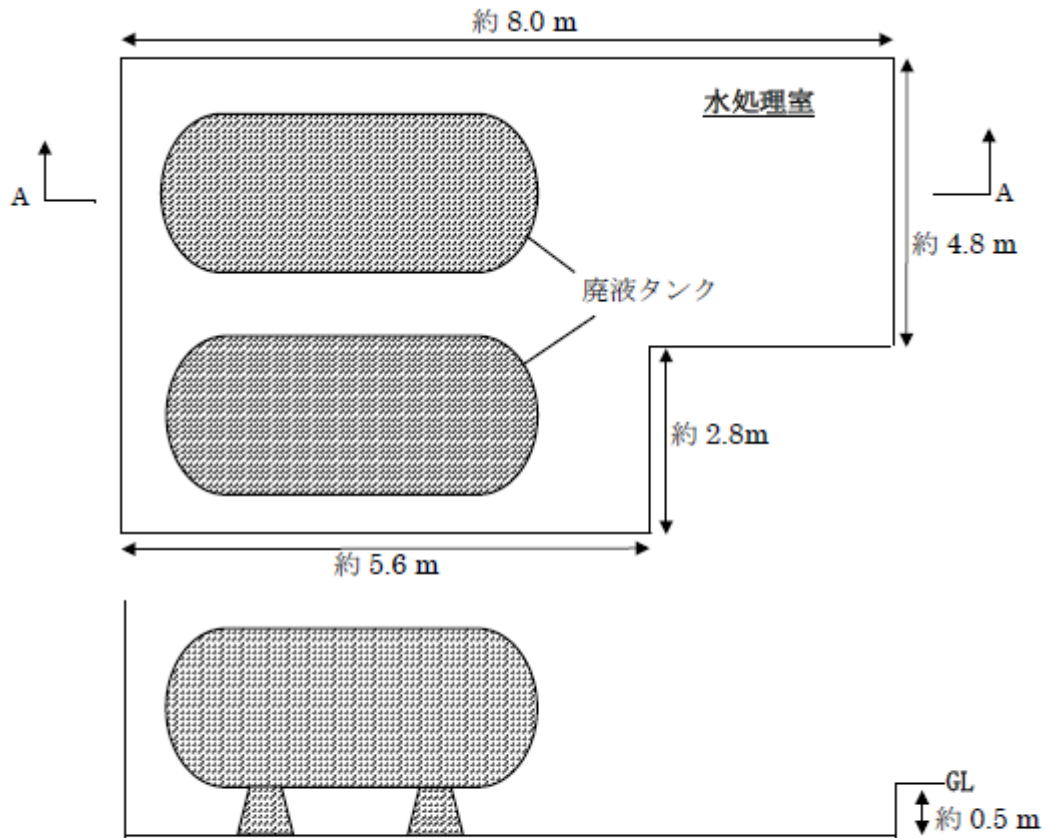


図 5-1 管理区域外への漏えい防止対策に係る設備の設置場所



A-A 断面図

図 5-2 水処理室の概略図

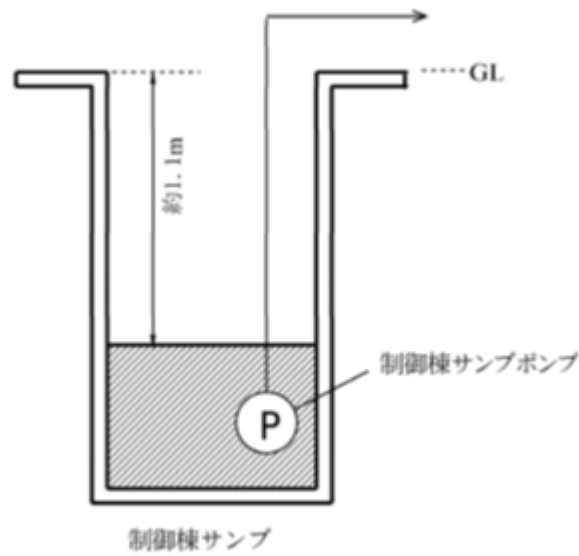


図5-3 制御棟サンプ及び制御棟サンプポンプの概略図

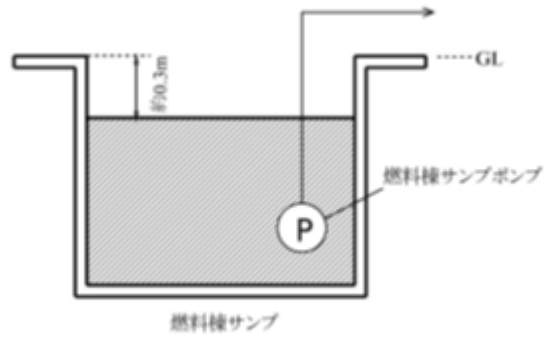


図5-4 燃料棟サンブ及び燃料棟サンポンプの概略図

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設（NSRR 原子炉施設）
使用前検査成績書（2 / 2）

（試験研究用等原子炉施設の一般構造、原子炉冷却系統施設の構造及び設備、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備及びその他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更）

原子力規制委員会

使用 前 検 査 成 績 書			
事業者及び 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		
検 査 範 囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p> <p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p> <p>「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、気体廃棄物の廃棄設備のうち、照射物管理棟の給排気設備</p> <p>「外部消火栓の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、消火設備のうち、外部消火栓</p> <p>「管理区域外への漏えい防止対策」 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち、その他の主要な構造のうち、床ドレン 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、その他主要な事項のうち、オーバーフローライン 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建屋ドレンタンク、機械棟水処理室、制御棟サンプ及びサンプポンプ、燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>		
検 査 場 所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 NSRR 原子炉施設		
申請年月日及び 申請番号	令和2年2月4日 令01原機(科研)031		
検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
別紙-1のとおり	別紙-1のとおり		別紙-1のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役職名)			
備 考			

検 査 項 目	検査年月日	結果	摘要
「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」			
保 管 能 力 検 査	年 月 日		別紙－２，３のとおり
「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」			
寸 法 検 査	年 月 日		別紙－４，５のとおり
配 置 検 査	年 月 日		別紙－６，７のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－８，９のとおり
性 能 検 査	年 月 日		別紙－１０，１１のと おり
「照射物管理棟給排気設備の設置」			
風 量 検 査	年 月 日		別紙－１２，１３のと おり
捕 集 効 率 確 認 検 査	年 月 日		別紙－１４，１５のと おり
系 統 確 認 検 査	年 月 日		別紙－１６，１７のと おり
「外部消火栓の設置」			
員 数 検 査	年 月 日		別紙－１８，１９のと おり
「管理区域外への漏えい防止対策」			
性 能 検 査	年 月 日		別紙－２０，２１のと おり
「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」、「原子炉建家及び排 気筒の避雷設備の設置」、「照射物管理棟給排気設備の設置」、「外部消火栓の設置」 及び「管理区域外への漏えい防止対策」			
設 計 変 更 の 生 じ た 構 築 物 等 に 対 す る 適 合 性 確 認 結 果 の 検 査	年 月 日		別紙－２２，２３のと おり
品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 検 査	年 月 日		別紙－２４，２５のと おり

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：保管能力検査

検査範囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 固体廃棄物の廃棄設備のうち 原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p>		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－26に示す。</p>			

保管能力検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 固体廃棄物の廃棄設備のうち 原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p>		
判定基準	結果	検査方法	
保管廃棄施設が使用前検査要領書の添付資料-2 表 1、図 1-1 及び図 1-2 の保管容量を有すること。		記録	
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－26 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：寸法検査

検査範囲	「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 原子炉建家及び排気筒の避雷設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２６に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 原子炉建家及び排気筒の避雷設備		
判定基準		結果	検査方法
a. 原子炉建家の被保護物の外周に沿った部分における引下導線の水平距離が 50m 以内であること。 b. 原子炉建家の非保護範囲部分の各点からむね上げ導体までの水平距離が 10m 以下であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－26に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：配置検査

検査範囲	<p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち</p> <p>その他の主要な事項のうち</p> <p>原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p>		
	確認事項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－26に示す。</p>			

配置検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 原子炉建家及び排気筒の避雷設備		
判定基準		結果	検査方法
避雷設備が使用前検査要領書の添付資料-2 表 2、図 2-1、図 2-2、図 2-3 及び図 2-4 の位置に配置されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：外観検査

検査範囲	<p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち</p> <p>その他の主要な事項のうち</p> <p>原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p>		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

外観検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 原子炉建家及び排気筒の避雷設備		
判定基準		結果	検査方法
原子炉建家のむね上げ導体の上端部から、排気筒については突針部の先端から、保護角 60° 以内に入るように設置されていること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－26に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：性能検査

検査範囲	<p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p>		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２６に示す。</p>			

性能置検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	<p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち</p> <p>その他の主要な事項のうち</p> <p>原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p>																												
判定基準			結果	検査方法																									
<p>接地極の各接地抵抗値が使用前検査要領書の添付資料-2 表 2 に示す値であること。</p>				立会																									
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p> <p>立会検査記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">接地極</th> <th colspan="2">単独接地抵抗</th> <th colspan="2">総合接地抵抗</th> </tr> <tr> <th>判定基準</th> <th>測定値</th> <th>判定基準</th> <th>測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">原子炉建家</td> <td style="text-align: center;">北側</td> <td style="text-align: center;">50 Ω 以下</td> <td style="text-align: center;">Ω</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10 Ω 以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">Ω</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南側</td> <td style="text-align: center;">50 Ω 以下</td> <td style="text-align: center;">Ω</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排気筒</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">10 Ω 以下</td> <td style="text-align: center;">Ω</td> </tr> </tbody> </table>						接地極	単独接地抵抗		総合接地抵抗		判定基準	測定値	判定基準	測定値	原子炉建家	北側	50 Ω 以下	Ω	10 Ω 以下	Ω	南側	50 Ω 以下	Ω	排気筒	1 か所	/		10 Ω 以下	Ω
	接地極	単独接地抵抗		総合接地抵抗																									
		判定基準	測定値	判定基準	測定値																								
原子炉建家	北側	50 Ω 以下	Ω	10 Ω 以下	Ω																								
	南側	50 Ω 以下	Ω																										
排気筒	1 か所	/		10 Ω 以下	Ω																								

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：風量検査

検査範囲	「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

風量検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備		
判定基準		結果	検査方法
照射物管理棟排気設備の風量が 1800 m ³ /h 以上であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：捕集効率確認検査

検 査 範 囲	「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

捕集効率確認検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備		
判定基準		結果	検査方法
照射物管理棟排気設備の高性能フィルタの捕集効率が90%以上であること。			記録
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：系統確認検査

検査範囲	「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

系統確認検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	<p>「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 気体廃棄物の廃棄設備のうち 照射物管理棟の給排気設備</p>		
判定基準	結果	検査方法	
① 照射物管理棟給排気設備の系統が、使用前検査要領書の添付資料-2 表 3、図 3-2 及び図 3-3 のとおりであること。		立会／記録	
② 照射物管理棟給排気設備の自動ダンパの逆流防止機能及び送風機の単独運転防止機能が使用前検査要領書の添付資料-2 表 3 及び図 3-2 のとおりであること。		記録	
<p>備考 立会確認箇所を添付図－ 1、本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

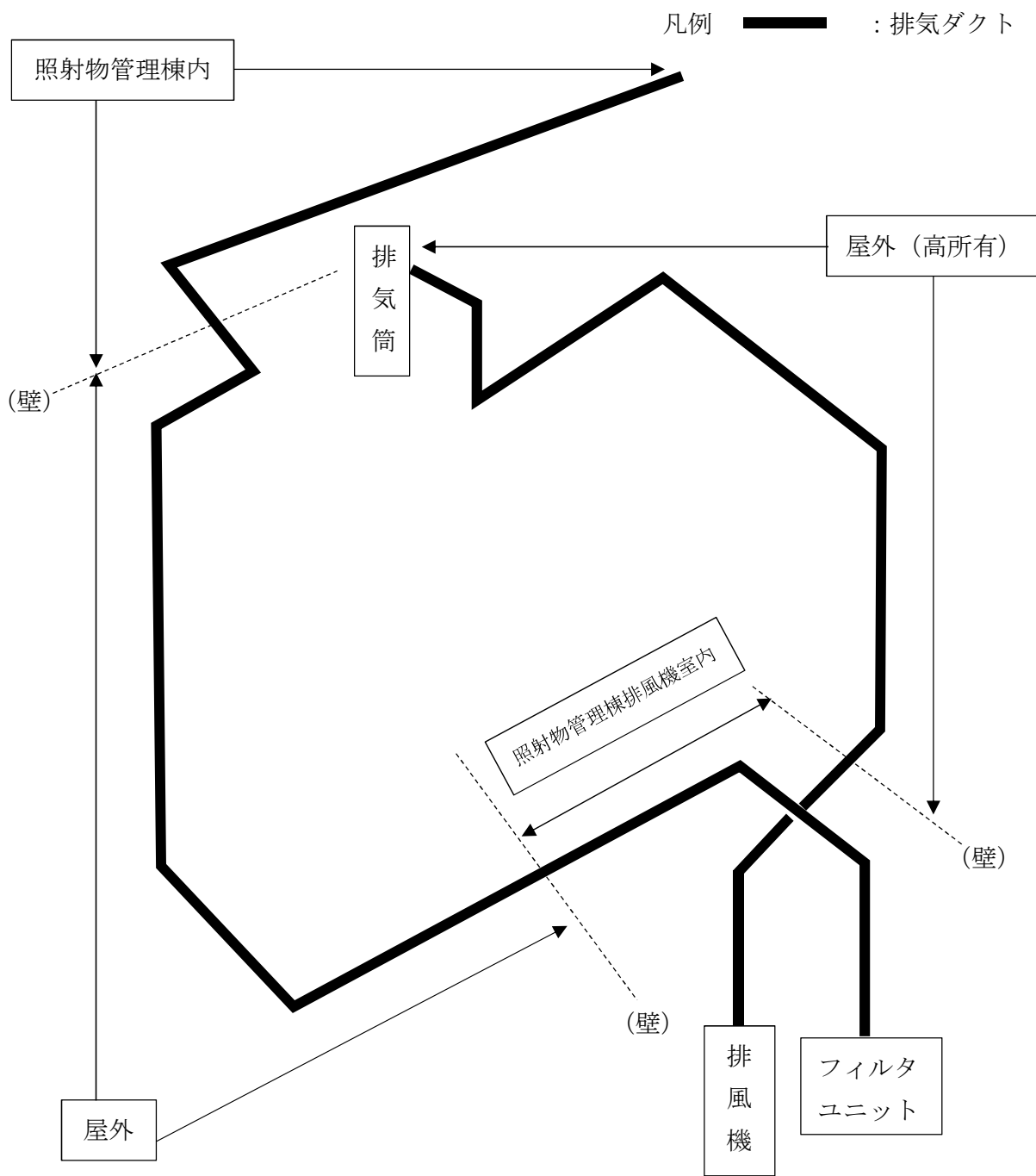



図 3-3 照射物管理棟 排気系統ダクト アイソメ図

 立会確認箇所を示す。

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：員数検査

検査範囲	「外部消火栓の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備のうち 外部消火栓		
確認事項		確認方法	結果
① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
② 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。			

員数検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	「外部消火栓の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち その他の主要な事項のうち 消火設備のうち 外部消火栓														
判定基準		結果	検査方法												
外部消火栓の位置及び数量が使用前検査要領書の添付資料-2 表 4 及び図 4-1 のとおり配置されていること。		備考参照	立会												
備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。 立会検査記録 <table border="1" data-bbox="300 1167 1291 1370"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 1167 639 1220">種類</th> <th data-bbox="639 1167 967 1220">位置</th> <th data-bbox="967 1167 1291 1220">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1220 639 1272">消火栓①</td> <td data-bbox="639 1220 967 1272"></td> <td data-bbox="967 1220 1291 1272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1272 639 1323">消火栓②</td> <td data-bbox="639 1272 967 1323"></td> <td data-bbox="967 1272 1291 1323"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1323 639 1370">消火栓③</td> <td data-bbox="639 1323 967 1370"></td> <td data-bbox="967 1323 1291 1370"></td> </tr> </tbody> </table> 空欄には検査結果である良否を記載すること。				種類	位置	数量	消火栓①			消火栓②			消火栓③		
種類	位置	数量													
消火栓①															
消火栓②															
消火栓③															

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：性能検査

検査範囲	<p>「管理区域外への漏えい防止対策」</p> <p>試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の主要な構造のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">床ドレン</p> <p>原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち</p> <p style="padding-left: 20px;">その他主要な事項のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち</p> <p style="padding-left: 20px;">液体廃棄物の廃棄設備のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">原子炉建屋ドレンタンク</p> <p style="padding-left: 40px;">機械棟水処理室</p> <p style="padding-left: 40px;">制御棟サンプ及びサンプポンプ</p> <p style="padding-left: 40px;">燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
	③ 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

性能検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	<p>「管理区域外への漏えい防止対策」</p> <p>試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち その他の主要な構造のうち 床ドレン</p> <p>原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち その他主要な事項のうち オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち 液体廃棄物の廃棄設備のうち 原子炉建屋ドレンタンク 機械棟水処理室 制御棟サンプ及びサンプポンプ 燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>		
判定基準	結果	検査方法	
放射性廃棄物の廃棄施設の水処理室が使用前検査要領書の添付資料-2 表 5、図 5-1 及び図 5-2 の容量を満たしていること。		記録	
制御棟サンプポンプが制御棟サンプ水位 0.8 m 以下で自動起動すること。		記録	
燃料棟サンプポンプが燃料棟サンプ水位 0.9 m 以下で自動起動すること。		記録	
<p>備考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p> <p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p> <p>「照射物管理棟給排気設備の設置」</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、気体廃棄物の廃棄設備のうち、照射物管理棟の給排気設備</p> <p>「外部消火栓の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、消火設備のうち、外部消火栓</p> <p>「管理区域外への漏えい防止対策」</p> <p>試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち、その他の主要な構造のうち、床ドレン</p> <p>原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、その他主要な事項のうち、オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建屋ドレンタンク、機械棟水処理室、制御棟サンプ及びサンプポンプ、燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	
	② 必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２６に示す。</p>			

設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

<p>検査範囲</p>	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p> <p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p> <p>「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、気体廃棄物の廃棄設備のうち、照射物管理棟の給排気設備</p> <p>「外部消火栓の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、消火設備のうち、外部消火栓</p> <p>「管理区域外への漏えい防止対策」 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち、その他の主要な構造のうち、床ドレン 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、その他主要な事項のうち、オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建屋ドレンタンク、機械棟水処理室、制御棟サンプ及びサンプポンプ、燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>	
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による損傷防止（第7条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第9条第1項及び第2項） ・換気設備（第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号） ・溢水による損傷の防止（第17条第2項） ・廃棄物処理設備（第33条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号） ・保管廃棄設備（第34条第1項第1号及び第2項） 		<p>記録</p>
<p>備考 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２６に示す。</p>		

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p> <p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p> <p>「照射物管理棟給排気設備の設置」 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、気体廃棄物の廃棄設備のうち、照射物管理棟の給排気設備</p> <p>「外部消火栓の設置」 その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、消火設備のうち、外部消火栓</p> <p>「管理区域外への漏えい防止対策」 試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち、その他の主要な構造のうち、床ドレン 原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、その他主要な事項のうち、オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建屋ドレンタンク、機械棟水処理室、制御棟サンプ及びサンプポンプ、燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>		
	確 認 事 項	確認方法	結果
	法令、規格、設工認申請書、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。	記録	
<p>備 考</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－２６に示す。</p>			

品質管理の方法等に関する検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査範囲	<p>「原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設の設置」</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建家、照射物管理棟及び機械棟排風機室の保管廃棄施設</p> <p>「原子炉建家及び排気筒の避雷設備の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、原子炉建家及び排気筒の避雷設備</p> <p>「照射物管理棟給排気設備の設置」</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、気体廃棄物の廃棄設備のうち、照射物管理棟の給排気設備</p> <p>「外部消火栓の設置」</p> <p>その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、その他の主要な事項のうち、消火設備のうち、外部消火栓</p> <p>「管理区域外への漏えい防止対策」</p> <p>試験研究用等原子炉施設の一般構造のうち、その他の主要な構造のうち、床ドレン</p> <p>原子炉冷却系統施設の構造及び設備のうち、その他主要な事項のうち、オーバーフローライン</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、液体廃棄物の廃棄設備のうち、原子炉建屋ドレンタンク、機械棟水処理室、制御棟サンプ及びサンプポンプ、燃料棟サンプ及びサンプポンプ</p>
判定基準	検査結果
<p>工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。</p>	
総合所見	
品質管理の方法等に関する所見	<p>①品質保証の実施に係る組織</p> <p>②保安活動の計画</p> <p>③保安活動の実施</p> <p>④保安活動の評価</p> <p>⑤保安活動の改善</p>
備考	<p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 2 6 に示す。</p>

検査用計器一覧表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 N S R R 原子炉施設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(保) : 保管能力検査、(寸) : 寸法検査、(配) : 配置検査、(外) : 外観検査、(性) : 性能検査、
 (風) : 風量検査、(捕) : 捕集効率確認検査、(系) : 系統確認検査、(員) : 員数検査、(適) :
 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査、(品) : 品質管理の方法等に関する検査